

362.22  
TA76  
㊦



\*0033814000\*

0033814-000

362.22-Ta76ウ

支那社会経済史研究

玉井是博・著

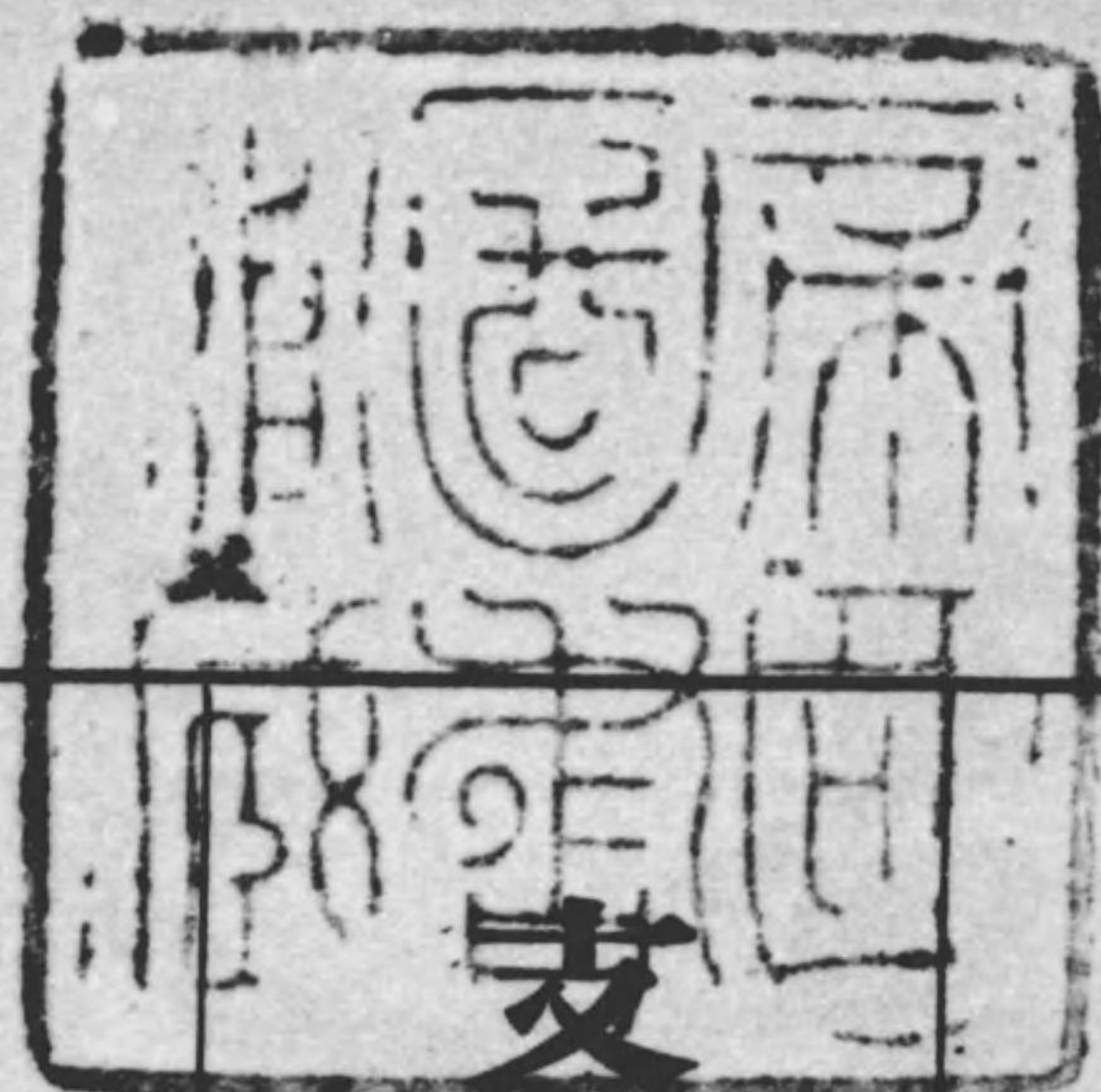
岩波書店

昭和17

AGB

31. 1. 30

362,22  
TA76  
⑦



玉井是博著

支那社會經濟史研究

岩波書店刊行



来 彰  
往 考

璜 题





著者肖像

(昭和三十三年三月)

927  
74

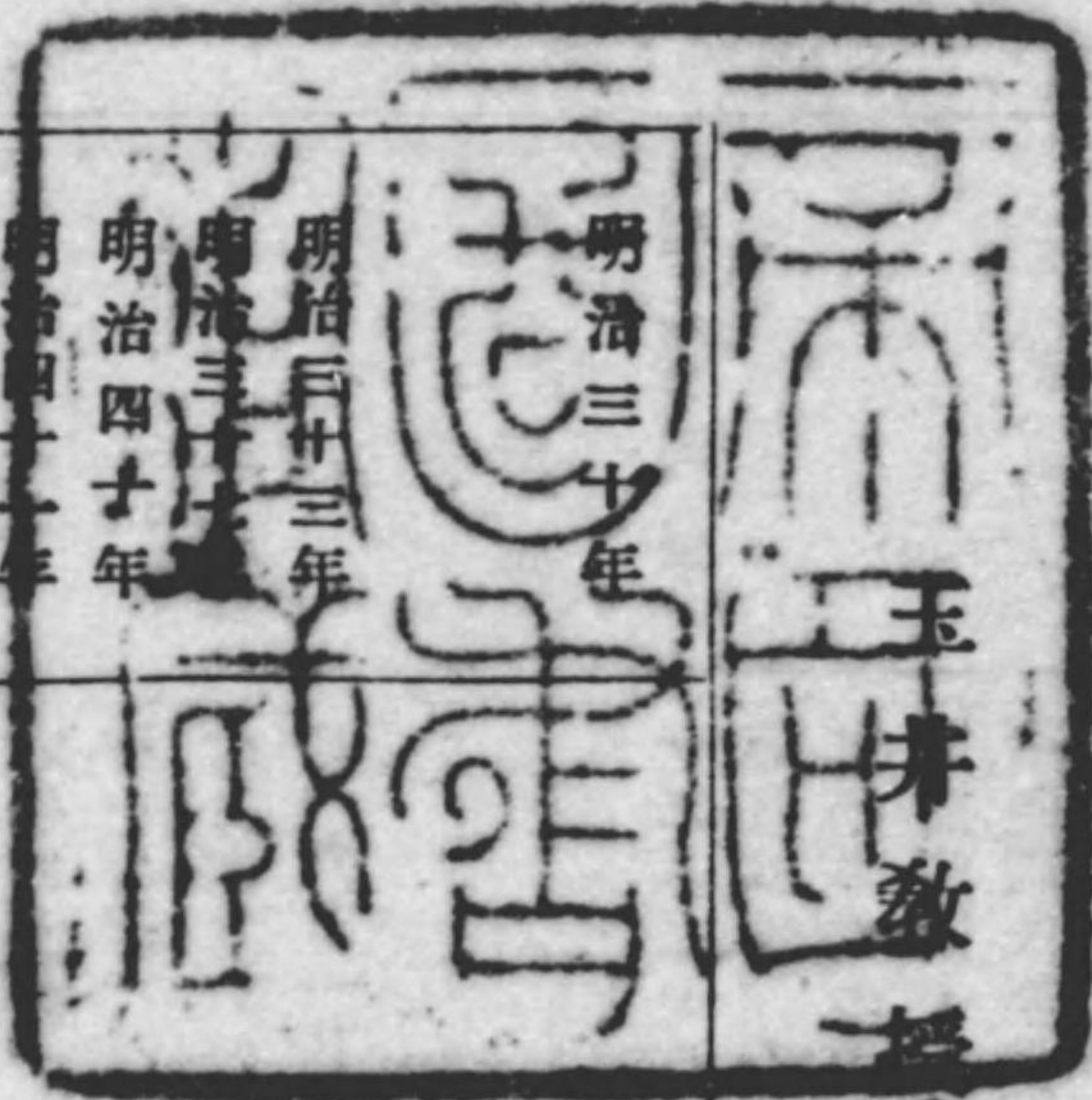
### 例言

- 一 本書は故玉井是博教授が生前發表された論文十四篇を編纂したものである。所載の書名・雜誌名及びその年月は各論文の末尾に註記した。
- 一 卷頭に文學博士市村瓊次郎先生の題辭を賜はつたことは編者一同の光榮とし感謝に堪へぬところである。
- 一 各論文の引用文は一一原典に正し、假名遣は能ふ限り前後その統一をはかつた。そのほか故教授が朱筆を加へられた別刷あるものはそれによつて訂正した。
- 一 年譜は故教授の手記に基づき、編者の輯録したものである。
- 一 本書の編纂は大谷勝眞・鳥山喜一・末松保和・秋本太二が分擔した。

昭和十六年十二月



年譜



明治三十四年	五月二十五日、愛知縣葉栗郡玉ノ井村二十七番地念敬寺に生る。父は康頼、母は中島氏、長兄は康制、次兄は夭折してあらず、寺は眞宗大谷派に屬す。	一
明治三十五年	五月二十六日、父に死別、祖父海音の養育を受く。	四
明治三十八年	四月、玉ノ井村尋常小學校に入る。	八
明治四十年	十月五日、祖父に死別す。	十一
明治四十三年	五月三日、母に死別、母方の祖母の來り養ふところとなる。	十二
明治四十四年	四月、黒田村尋常高等小學校に入る。	十四
明治四十五年	三月、黒田村尋常高等小學校を卒業。九月、眞宗京都中學校第二年度の銓衡試験を受け、これに及第す。	十六
大正五年	七月十一日、眞宗京都中學校を卒業。九月、眞宗大谷大學兼修科に入學す。	二十
大正八年	六月二十九日、眞宗大谷大學兼修科を修了。九月、東京帝國大學文學部選科に入り、東洋史學を修む。	二十三
大正九年	四月、徴兵検査を受け、輜重輪卒第二乙に合格す。	二十四
大正十年	四月、高等學校卒業資格檢定試験に合格す。	二十五
大正十一年	三月三十一日、東京帝國大學文學部東洋史學科を卒業す。卒業	二十六

年譜

大正十二年	四月二十五日、任第五高等學校教授。敍高等官七等。五月十五日、敍從七位。	二十七歳
大正十四年	十一月十四日、長男浩誕生す。	二十九歳
大正十五年	十二月六日、任京城帝國大學助教授。法文學部勤務を命ず。 七月四日、陞敍高等官六等。九月一日、敍正七位。	三十歳
昭和二年	一月五日、京城に着任。「宋朝史」を講ず。四月より「支那土地制度」及び「支那近世史」を講ず。七月、東洋學報に「熾煌戸籍殘簡について」を發表す。 四月より「支那土地制度」を講ず。九月二十九日、長女小夜子誕生す。 四月より「唐制の研究」を講ず。九月、「朝鮮支那文化の研究」に「唐の賤民制度とその由來」を發表す。	三十一歳
昭和三年	十二月二十八日、陞敍高等官五等。十月十四日、史學研究の爲、滿二ヶ年間支那國・英吉利國・佛蘭西國及亞米利加合衆國へ在留を命ず。	三十二歳
昭和四年		三十三歳

昭和五年	三月一日、敍從六位。	三十四歳
昭和六年	二月二十八日、陞敍高等官四等。	三十五歳
昭和七年	二月十五日、敍正六位。	三十六歳
昭和八年	二月十五日、敍正六位。	三十七歳
昭和九年	二月十五日、朝鮮總督府臨時歴史教科用圖書調査委員會委員を命ず。	三十八歳
昭和十年	二月十五日、朝鮮總督府臨時歴史教科用圖書調査委員會委員を命ず。	三十九歳



昭和十一年	十二月二十八日、陞敘高等官三等。	四月より「宋朝制度考」を講じ「歴代食貨志」を講讀す。十月、「京城帝國大學創立十周年記念論文集」(史學篇)に「支那西陲出土の契」を發表す。	四十歳
昭和十二年	二月一日、敘從五位。五月八日、敘勳六等授瑞寶章。	二月、青丘學叢に「熾煌文書中の經濟史資料」を發表す。四月より「隋唐時代史」及び「支那史籍解題」を講ず。八月、東洋學報に「再び熾煌戸籍殘卷について」を發表す。	四十一歳
昭和十三年		三月、「史學論叢」に「宋代水利田の一特異相」を發表す。四月より「唐宋兵制考」を講ず。	四十二歳
昭和十四年		四月より「唐代經濟史」を講じ「日知錄」を講讀す。九月、病を以て京城帝國大學附屬醫院に入院。十一月、京都府立病院に移りて加療す。	四十三歳
昭和十五年	十月二十二日、任京城帝國大學教授。敘高等官二等。法文學部勤務を命ず。十月二十二日、敘正五位。二十三日、依願免本官。十一月十九日、敘從四位。特旨を以て位一級被進。十二月十二日、敘勳五等授瑞寶章。	三月、池内博士還曆記念『東洋史論叢』に「唐代防丁考」を發表す。十二月二十日、大谷派本願寺により權大僧都に補せらる。十二月二十一日、京都府立病院に卒去す。	四十四歳

目次

題辭(市村博士)  
 著者肖像  
 著者年譜

唐時代の土地問題管見……………一

唐時代の社會史的考察……………九七

唐の賤民制度とその由來……………一四七

唐時代の外國奴——特に新羅奴に就いて……………一三二

唐代防丁考……………一三二

燉煌戶籍殘簡について……………二四五

再び燉煌戶籍殘卷について……………二六五

支那西陲出土の契……………二九一

燉煌文書中の經濟史資料……………三四一

宋代水利田の一特異相……………三五五

唐の實錄撰修に關する一考察……………四一五

大唐六典及び通典の宋刊本に就いて……………四九元

南宋本大唐六典校勘記……………四六三

典禮問題に關する漢文の二資料……………六〇三

跋……………(一—三)

圖版

第一 燉煌戶籍大順二年籍……………二七三

第二 同上 至道元年籍……………二七六

第三 同上 至道元年籍(續)……………二七六

第四 南宋本大唐六典卷第一 第十一葉……………四六六

第五 同上 上 卷第三 第二十一葉……………五〇六

第六 同上 上 卷第七 第十葉……………五二二

第七 康熙五十五年九月十七日發紅票……………六〇四

## 唐時代の土地問題管見



### 緒論 唐以前に於ける土地問題の史的概観

#### 第一節 古代井田制の崩解

いづれの民族に於ても、それが草地を追つて移動せし遊牧時代に於ては、未だ土地に對する所有の觀念はなかつた。土地の所有觀念が人々の意識に上つたのは少くとも農業時代に入つてからのことである。農業を營むやうになつては種子を下して收穫を取り入れるまでには相當に時日を要し、又少からぬ勞力と資本とを必要とした。それ故に收穫を手に入れるまでは少くともその土地を獨占して他人に侵害されることを防がねばならぬ。かくし

て土地の所有権といふ觀念が生れたのである。然るに太古に於ては人口に比して土地が遙かに廣大であつたが爲めに、耕作地を獲ることは困難でなかつた。従つて一旦所有せし土地を永久に子孫に相續せしむる程の必要が實際には存在しなかつた。いづれの民族に於ても多く土地の部族共有が私有に先立つて發達せるはこの事情に基くものである。

支那に於ても太古は土地の部族共有が行はれたやうである。古代文獻に現れてをる周代の井田制は、畢竟この太古の部族共有の習俗が制度化され、國家的に組織化されたものに外ならぬと思ふ。文獻の傳ふる所によれば、井田制といふこの土地公有制度は決して周に始めて現れたものでなく、それ以前に於ては殷の助法がこの主義の上に立つものであり、更に溯つては夏の貢法も同じく土地公有主義を原則とするものである。かくの如く國家組織の甚だ不完全であつた時代に於て既に土地公有制度が存在したものとすれば、それ以前に土地の私有に類する制度が存在したとは思はれない。何となれば土地私有を廢して公有とすることは、強大なる國家の權力を必要とする大改革でなければならぬからである。尤も夏・殷の時代はいふまでもなく周代といへども傳説期を離るる事が出来ぬ。この時代に關する古記録は少くとも春秋末若くは戰國時代より以前に溯ることは甚だ困難である。従つてそれに現れたる周代の井田制と雖も、かゝる制度が實際に周初から存在したとは直ちに信ずることが出来ない。或はこれを陰陽五行の説によつて組織された後世の思想的産物であるとするとも出来る。實際にこれらの古記録は「歴史」と見るよりも「經典」として取扱はるべき要素が多いのであるから、井田制の如き完全なる制

度が古代に存在したのではなく、春秋戰國時代に於ける儒教的思想の産物と見る方が事實に近いかも知れぬ。しかしかゝる制度が考へ出されるには、その當時若くはそれ以前にも何らかの形式に於ける土地制度が存在したものと解せねばならぬ。少くとも當時の人々の記憶にも上らない時代からその習俗の行はれたことが傳説として傳はつてをつたものと思はれる。そして周の井田制が夏にも殷にもその萌芽があつたといふ考へを抱くに至つたのは、この傳説を思想的に構成した結果であるやうに思はれる。

然るに社會の進歩に伴ふ人口の増加と土地の不足とは漸次土地公有制度に動搖を起さしめた。そして多くの民族が土地の部族共有より私有に移つたと同様に、支那民族に於てもこれに代らんとしたのは土地私有の觀念である。しかるに春秋戰國時代には周の制度を理想的形式とする儒教の道徳的國家思想によつてその崩解は危く支持されてをつた。しかし春秋時代の末には既に崩解の端緒が現れ始めた。魯の宣公十五年に始めて畝に稅せし如きは既に周の公田主義が破れたことを示すものである。戰國時代に入つては小國家間の國際競争が一層激烈となり、思想の分裂がこれと共に現れて、もはや周代の道徳的國家思想を政治の原則とは爲さぬやうになつた。孔子・孟子の一派が王道主義を強調して失敗せし如きは如何に思想の急激なる變動の起りつゝあつたかを想像せしむるものである。王道主義とは畢竟周代の政治思想に再び歸らむとする所の反動的復古運動であつた。従つて土地制度に於ても公有と平等分配とを原則とする所の井田制を取つたことは勿論である。論語季子篇には

有國有家者、不患貧而患不均、不患貧而患不安、蓋均無家、和無寡、安無傾、

とあつて、富の平均を以て道徳生活の基礎と考へてをる。従つて自由競争といふことは、それが個人間に於けると國家間に於けるとを問はずいづれにしても道徳の破壊者と考へてをる。この思想から周代の土地公有制度を無上の制度としたことは無理もない。しかしこの制度を完全に實施する程に當時の社會は單純なものでなくなつてをる。これが爲めにその運動も終に成果を擧ぐることに能はず、教育によつてこの思想を後世に傳ふるより外に途なきに至つたのである。

かくして周の井田制は早くも春秋戰國時代に崩解し始めたが、未だこれに根本的改革を施すものなく、たゞその崩解のまゝに委せられてをた。然るに此の弊害に着眼して始めて改革を斷行したのは秦である。即ち孝公十二年(西紀前三五〇)に商鞅の計畫に従つて阡陌を開き貢賦の法を制定したのがそれである。阡陌を開くといふは周の井田制の阡陌を悉く開除して自由に開墾せしめその兼併を自由にしたのである。そして土地の私有と賣買兼併とを全く自由に解放し、棄地を開墾せる者には皆これを永業田とした。又三晉の地(今の山西省)は土地は狭くして人多きに反し、秦の地は廣くして人少きを見て、三晉の人民の移住を歓迎しこれをして開墾に當らしめた。後に秦が天下を統一するに至つたのは全くこの改革に依つて養はれた所の國力によるものと云はねばならぬ。

かくして古來より行はれ來つた土地公有制度は秦によつて全く破壊され、土地私有制度が始めて起つた。土地の私有が始まつて賣買兼併が自由となれば、その弊害は自ら少數者の土地占有となり、貧民はこれに反して生活の基礎を失ふといふことになる。その結果は貧富兩階級の對立を生む、これがその時代の社會問題となつて政治

家の頭腦を悩ますに至つたのである。この問題が殊に著しく史上に現れたのは漢代からである。しかしかゝる社會の變動は秦時代に發生しつゝあつたものと云はねばならぬ。

文獻通考卷一には

秦田租口賦鹽鐵之利二十倍於官或耕豪民之田見稅十五言貧人無田而耕豪富家之田十分之中以五輸田主也漢興循而未改、

とあるによれば、田なき貧民は富豪の田を小作しその收穫の半を租米として田主に納めてをたやうである。即ち地主階級と小作階級といふ新しい社會現象は秦時代から存在せしことが知られる。

秦が土地公有制度を破毀せしことによつて舊社會は全く破壊された。そしてこれに代つて起つた所の新社會が著しく發達したのは漢代である。この時代には富豪の土地兼併が益々盛に行はれ、成帝の時には張禹の如き長安に程近かき鄭白渠の傍に四百余頃の田を占有する者すらあるに至つた。「富者田連阡陌、貧者無立錫之地」といふ董仲舒の言はあながち支那式誇張としてのみ見るべきものではない。尙この時代には西域との交通路が開けて商業の發達が著しく進み、これと共に商人階級の勃興となつた。そしてこれらの富商が富の力に任せて貧民の土地を兼併するに至つた爲めに、農民はその本業を捨ててこの方面に走る者が多くなつた。かくの如くにして貧者は土地を失つて或は妻子を賣り或は自ら富者の家に投じ或はその郷里より逃亡するものが盛に生じた。當時それを流民又は客戸といふ名で呼んでをる。そして貴人富商はこれらの流民又は客戸を迎へて廣大なる私有地を耕作せしめたことは、「唐の莊園の性質及其の由來に就いて」(東洋學報第七卷第參號)に於て加藤氏が既に論及してを

られる通りである。しかしこの現象は恐らく秦時代から始つたことと思はれる。又この時代には貴人富豪の家に奴婢を蓄ふることが盛に行はれ、多きは數百人數千人に上つた。それらの奴婢の中には下賜された所の官奴婢もあつたであらう。しかしその大多數は貧民が食に窮して賣られたものである。これらの奴婢は種々の雜役に驅使されたのであるが、これを私有地の耕作に當らしめたことも少くなかつたらう。哀帝の時に王公以下の奴婢の數を限定せむとしたのは奴婢を耕作に當てて盛に土地を兼併した爲であると思はれる。

漢代にはこれらの新しい社會問題が多く發生したのであるから、時の政治家はこれに對する救濟策を講ぜねばならなくなつた。その第一に擧ぐべきものは賈誼・鼂錯によつて唱へられた所の農業保護政策である。文帝の時に賈誼は本業末利説を唱へて「今背本而趨末、遊食者甚衆、是天下之大殘也」と慨嘆し、これを救ふには農業を獎勵してこれを保護すべきことを論じてをる。本といふのは農業を指し末とは工商を云ふのであるが、農業を立國の根本と考へたのは古代からのことであつて、漢代には一層これを強調する必要に迫られたので、その後鼂錯が亦文帝に説くに農業獎勵の必要を以てし、その方法として粟を官に納むる者には爵を賜ひ或は罪を贖はしめて粟の價値を知らしむべきを主張した。鼂錯の唱へた所の賣爵の法はその後盛に行はれた。しかし既にその目的は分化して鼂錯の説く如き社會政策的意義は失はれ、ただ國家の經濟的窮乏を救ふ一時の應急政策に過ぎなかつた。第二の政策は農業保護の目的から出た所の田租の輕減である。古代の田租は十分の一に過ぎなかつたが、春秋末戰國時代にはこの税法が破れて田租はこれよりも多額に上つた。漢時代には既に高祖の時にこれを十五分の一に

減じたことがある。しかるに文帝に至つて十二年には天下の田租の半を免じ、翌年には更に悉くそれを免除したことにすらある。その後景帝の時に至つて始めて三十分の一の田租を課するに至つたが、漢以前の田租に比すれば甚だ輕きものと云はねばならぬ。田租を輕減したのは全く農民保護の目的から出たものであるが、その結果は反つて貧民を苦しめることとなつた。それは田租の輕減といふ特典を受くるものは土地を有する所の富豪であり、貧民は依然としてその土地を小作して收穫の半を地主に納めねばならなかつたのであるから、この特典には何ら與る所が無かつた。漢代には田租を輕くした代りに、總ての人民に一樣に算賦を課した爲めに貧民は反つてその弊害を受けねばならなかつた。

第三に擧ぐべきは、董仲舒の唱へた占田制限政策である。彼は富豪の土地兼併を防ぐ方法としては人民の名田（通典には名田占田也と注してをる）を限定すべきことを武帝に説いてをる。これにはその具體的成案を見ることが出来ないのは恐らく單に一般原則を示すに止つたものと思はれる。それはこの獻策が採用されずして終つた爲めであらう。その後、哀帝の時に至つて再びこの政策が師丹によつて提出された。哀帝はこれを衆議に問うた時に孔光及び何武がこれに對して具體的成案を出してをる。それによると、諸侯王以下吏民の名田を三十頃以下に限定した上に、それ等の蓄ふる所の奴婢をも制限し、諸侯王は二百人、列侯公王は百人、關内侯吏民は三十人とした。然るにこの政策は反對する者があつて遂に實行さるる迄には至らなかつた。要するに漢代には社會の變動に應ずべき社會政策としては殆ど見るに足るものがなかつた。そして朝廷に於ては唯「農天下本也」といふ思

想を宣傳して農民の窮乏を幾分阻止せむとするに過ぎなかつたのである。

然るに王莽が位を篡して立つに及び突如として周代の井田制を復興せむとするに至つた。その即位の年詔して天下の田を王田と稱し奴婢を私屬と云つて共にその賣買を禁じ、一家の中に男子八人以下にして一井以上の田を有するものは、奪つてその餘田を九族に分配せしめた。王莽がこの政策を採つたのはもとより總ての制度を周の古制に復して自己の名聲を周公に比せむとする虚榮心の現れであつた爲でもあらうが、この計畫が僅か三年にして失敗に歸したのは、もはや土地公有制度を俄かに施行することが出来ぬ程に社會狀態の發達せることを示すものである。

王莽の井田制復興運動が失敗に歸した後に於ては、もはや何らの積極政策も行はれなかつた。しかるに晉の武帝が吳を平定した(西紀二八〇)後間もなく占田制限策を斷行し、嘗て前漢の文帝の世に董仲舒によつて創唱され、その後哀帝の世に師丹によつて再び提出されて失敗した所の社會政策はこゝに至つて始めて實行されることとなつた。さて晉の制限制度の要旨を擧ぐれば左の諸點となる。

- (1) 一般人民の占田の數を限定し、男子一人七十畝、女子一人三十畝、その餘の丁男(十六歳—六十歳)は五十畝、丁女は二十畝、次丁男(十三歳—十五歳又は六十一歳—六十五歳)は二十五畝とし次丁女には授田せず。
- (2) 官人の占田はその官品によつて差等を設け、第一品五十頃、每品五頃を減じ、第九品十頃とす。

(3) 京城に於ける王公の宅は一處に限定し、近郊の田は大國十五頃、次國十頃、小國七頃とす。

(4) 衣食客及び佃客の數を官品に應じて限定す。衣食客は第六品以上三人、第七・八品は二人、第九品以下は一人とし、佃客は第一・二品は十五戸、乃至第九品一戸とせり。

(5) 又別に戸調の式を定め、丁男の戸は毎歳絹三疋・綿三斤、女及び次丁男の戸はその半を納めしむ。<sup>(五)</sup>

この晉の占田制限策には遺受の規定が見えてゐない所から推して、中田博士は第一に依然として土地は私有であつたことと、第二にその目的は單に個人の所有し得べき土地の最高限定を規定するに過ぎずして各人に同額の田を分配せしにあらざることとを指摘し、文獻通考の著者馬端臨がこの點を後魏の均田制と同一視せることの誤を説かれたのは正しいと思ふ。この制度が後の均田制の起るべき先驅を爲したものであることは疑ないが、均田制と呼ばれるべき要素がこれには缺けてゐる。それ故にむしろ之は前漢時代に實施されむとした所の占田制限政策の繼續と見るべきものである。尙この制度に於て注意すべきは始めて佃客の數を規定したことである。前述の如く他郷より流浪し來れる客戸を迎へて小作人としこれに廣大なる私有地を佃作せしむることは既に漢代に存在したことは明かである。晉時代には公卿以下に客戸を下賜したこと、これらの客戸には徭役が免ぜられたことは晉書卷九十三王恂傳に

魏氏給公卿已下租牛客戸、數各有差、自後小人憚役、多樂爲之、貴勢之門、動有百數、

とあるによつて知られる。かくの如く客戸には役が免ぜられた爲めに百姓は多くこれとなることを樂しみ、それ

が爲めに貴人の家には多く數百人の客戸を蓄へてをつたやうである。これが爲めに農民の土地は益々權門勢家の所有に歸した。晉代に土地の所有額を限定する以上その佃客即ち客戸の數をも制限せねばならなかつたのであらう。さて晉のこの政策は實際に如何なる成果を擧ぐることが出来たであらうか。既にこの制度に現れてをる如く、單に富豪の占有すべき土地の最高限度を規定したのみであつて、土地なき貧民に給田するには及ばなかつたのであるから、これらの貧民は依然として權門勢家の客戸となつてその土地を小作する外はなかつた。従つてこの制度が兼併の勢を幾分阻止するに力あつたことは明かであるが、これによつて秦漢以來久しきに亙る社會問題を解決することは不可能であつた。殊に北方民族の侵入が始つて帝都を江南に移さねばならぬ状態となつてからは全くこの制度は破壊された。北方の農民は晉の南遷と共に、多く江南地方に走り、所々に散居して、土着するものが少なかつた。これを當時僑人と呼んだことが見えてをる。それが爲めに南北朝を通じて浮浪人の數が頗る多く都下の百姓は多く諸王公貴人の佃客・典計・衣食客の類となつた。人々が佃客等となることを楽しんで全くそれらには課役がなかつたからである。既に東晉の武帝の時には工商・流寓・僮僕等の遊食の者は十萬餘に及んだことが見えてをる所から推すに、客戸の數が相當に多かつたらうと思はれる。南北朝に於てもこの種の者が甚だ多かつたことは再び佃客・典計・衣食客の數を限定せねばならなかつたことによつても窺はれる。通典に載する所によれば

(1) 佃客は第一・二品四十戸、每品五戸を減じ、第九品五戸とす。

(2) 典計は第一・二品三人、第三・四品二人、第五・六品等一人とす。

(3) 衣食客は第六品以上三人、第七・八品二人、第九品等一人とす。

これを晉の制度と比較するに佃客の數が著しく増加せるは、實際の客戸の數が晉代に比して甚だ多かつたことを反證するものである。

かくの如く客戸となる者が多かつた爲めに富豪の土地兼併は一層烈しくなつて來た。宋の孝武帝の大明年間に揚州刺史西陽王子尙が上言して王公以下の山湖占有を限定すべきことを説いてをる(通典卷一)。それに依れば當時富豪の者が山澤湖沼を獨占して貧民の薪を伐り漁を爲すべき所なからしむるに至つた。しかし舊例の如く絶対にこれを禁止することは不可能であるから、宜しく官品に應じてその差等を設け、第一・二品は占山三頃、乃至第九品及百姓は一頃に限定すべしと云つてをる。貴人富豪が多く山澤湖沼を占有したのは恐らく別墅又は別業の用に給したものであらう。何となれば南北朝時代には城外山林に別墅を設けることが盛に行はれたからである。又冊府元龜卷四百九十五に引く梁大同七年十一月の詔<sup>(七)</sup>によれば當時富豪の家は多く公田を占有しこれを貧民に貸與して多額の田租を徴收したやうである。かくの如く東晉より南北朝を通じて富豪の土地兼併が盛に行はれ、山林湖沼より公田にまでもその手が伸びて行つた。しかるに當時の微々たる國家の力にてはこれを制することが出来なかつたのである。

(一) 文獻通考卷一に引く朱子の開阡陌辯。



- (二) 漢高祖令民得賣子(文獻通考卷十一)。同五年詔民以飢餓、自賣爲人奴婢者、皆免爲庶人(同)。
- (三) 通典卷十一鬻爵の條參照。
- (四) (漢高祖)四年八月初爲算賦漢書注、人年十五以上至五十六、出、漢孝昭帝)元鳳四年出口賦、漢書注、民年七歲至十四、出口賦錢人二十二、二十錢以食天子、其二錢者武帝加口錢、以補
- (五) 晉書食貨志に「(魏武帝)初平袁氏、以定鄴都、令收田租畝粟四升、戶畝二匹而綿二斤、餘皆不得擅與」とあるは戶調を定めし最初のものであらう。  
車騎(通典卷四)。
- (六) 國家學會雜誌第二十卷第一號「日本庄園の系統」頁四十七。
- (七) 如開頃者豪家富室、多占取公田、貴價就稅、以與貧民、傷時害政、爲蠹以甚、自今公田、悉不得假與豪家、已假者特聽不追、若富室給貧民種糧共營作者、不在禁例、(冊府元龜卷四百九十五田制)。

## 第二節 均田制の起原とその發達

秦漢時代は支那の社會史上に於て確かに一時期を劃するものである。商業の發達に伴へる商人階級の勃興、貴人富豪の土地兼併の結果として現れた地主階級と小作人階級の對立、客戸及び奴婢の蓄積等の新しい現象を見るに至つたのは此の時代に於てである。これを總ての人民が同額の土地を分配されて同額の租税を負擔してをつたが爲めに、貧富の差異の如き殆ど問題に上らなかつたと思はれる上古の社會狀態と對照する時には、その間には驚くべき革命的變動の行はれたことを想像せしめられる。この社會的變動に伴つて現れた所の社會問題に對して

漢代には殆ど見るべき政策もなかつたのであるが、晉の世に至つて初めて人民の土地所有額を限定して土地兼併の趨勢を阻止せむとするに至つたのである。しかるに次で起つた北方民族の移動に依つてそれも破壊され、東晉より南北朝を通じては殆ど土地をして富豪貴人の兼併に委せしめた。

南朝が是の如き狀態の下にある間に、古代井田制の基礎を爲せる土地公有主義と財産平等主義とが異民族と稱せられた所の北朝に依つて復興せられたのである。即ち北魏の孝文帝太和九年十月に公布された所の均田制がその最初である。その制度の概要を列擧すれば

- (1) 十五歳以上の男子には一人露田四十畝、婦人は二十畝を授く。
- (2) 授田は十五歳に達して課役を負擔すると同時にし、七十歳に達して課役を免除されると共に還さしむ。
- (3) 土地の還受は毎年正月を以て行ひ、田を授くるには貧者を先にし富者を後にす。遠流配謫子孫なき者及び絶戸の田はこれを沒收して公田とし給田に充つ。
- (4) 露田は公田にして還受せしむ。別に私田として桑田を給し還受の法に従はしめず。男子には二十畝、女子には給與せず。桑に適せざる處に於ては男子に一畝の田を授く。桑田は戸口の數に應じて給與するも、餘ある者は現狀を維持せしめ、足らざる者には規定の額を給す。桑田に餘ある者は餘分の田を賣り、足らざる者は足らざる數を買ふことを許す。
- (5) 麻布の土は別に男子十畝、女子五畝の麻田を授く。これは公田にして還受の規定に従はしむ。

(6) 新に居を構ふる者には居室に當つる爲めに別に三口毎に一畝、奴婢には五口毎に一畝の土地を授く。  
 (7) 官人には公田刺史十五頃、太守十頃、治中別駕各八頃、縣令郡丞六頃とす。(これ職分田を供する起原を爲すものなり)。

(8) 奴婢には良民と同額の露田及麻田を給し、牛は每頭露田三十畝を給す。但し牛は四頭に限る。

(9) 一戸悉く老小殘疾にして受田者なき時は、歳十一已上及び癡疾者に露田二十畝を給し、七十歳已上の者は受田を還さしめず。

(10) 寡婦の志を守る者には、課役を免するも尙ほ婦田を授く。

この制度は李安世の上奏によつて立案されたものである。その上奏文は魏書卷五十三李孝伯傳附李安世傳の中に載せられてをるが、その中に

竊見州郡之民、或因年儉流移、棄賣田宅、漂居異鄉、事涉數世、三長既立、始返舊墟、廬井荒毀、桑榆改植、事已歷遠、易生假冒、疆宗豪族、肆其侵凌、遠認魏晉之家、近引親舊之驗、又年載稍久、鄉老所惑、群證雖多、莫可取據、各附親和、互有長短、兩證徒具、聽者猶疑、爭訟遷延、連紀不判、良疇委而不開、柔枯而不採、僥倖之徒興、繁多之獄作、欲令家豐歲儲人給資用、其可得乎、

とあるに依つて、その動機が土地兼併の弊害を救はむとするにあつたことが知られる。これにも云へる如く、中原地方は北方民族の侵入によつて荒され、農民は多く江南地方に移住して無主の土地が多く生じ、富豪はその機

に乗じて兼併の勢を逞くした。それが爲めに土地の所有を争ふ訴訟が容易に決せずして多くの田園は荒廢のまゝに委せられた。この紛争を機會として土地の國有と平等分配とを斷行し、國家の力によつて富豪の兼併と貧民の困窮とを救済せむとしたのが李安世の計畫であつた。しかしこの社會政策的目的がその動機の全體を占むるものではなかつた。その中には今一つ、國家經濟よりの政策的目的が含まれてをる。それは彼の上奏文の最初に

臣聞量地畫野、經國大式、邑地相參、政治之本、井稅之興、其來日久、田萊之數、制之以限、蓋欲使土不曠功、民罔游力、雄擅之家、不獨膏腴之美、單陋之夫、亦有頃畝之分、所以恤彼貧微、抑茲貪欲、同富約之不均、一齊民於編戶、

と云ひ、その終の所には

愚謂今雖桑井難復、宜更均量審其徑術、令分藝有準、力業相稱、細民獲資生之利、豪右靡餘地之盈、則無私之澤、乃播均於兆庶、如阜如山、可有積於比戶矣、(下略)

とあるによつて明かである。即ち豪雄の家も膏腴の土地を獨占せしむることなく貧窮の者も土地の分配に與つて生活の資を得せしむるといふ目的の外に、土地をして功を曠くせしめず、民をして遊力なからしめ以て力と業即ち勞働力と土地とを平均せしめむとすることもその大なる目的となつてをる。之は貧富の平均といふ社會政策的意味ではなくして全く國家經濟的見地から出でた者に外ならぬ。此二つの動機若くは目的が制度の上にも混淆して現れてをる。故内田博士が『日本經濟史の研究』に於ても指摘されてをる如く、北魏の均田制は勞働力に應じ、

また租税の負擔力に應じ、或は又資本に應じて土地を分配せし者である。故に十五歳以下の課役なき者若くは七十歳以上の課役を免ぜられたる者には給田せざる事を原則としてをる。但し魏書卷七上孝文帝紀に載する所の太和九年冬十月丁未の詔に「還受以生死爲斷」とあつて老男と雖も死する迄は土地の分配を受けたやうに思はれるが、それは嚴密なる云ひ方でないことは食貨志・通典等の文に依つて明かである。内田博士は尙ほ宋の劉恕の通鑑問疑に道原が司馬君實に答ふる語として載せたる、

詔書言其略、故云還受以生死爲斷、本志言其詳、故有還不還之別也、

と云ふ文を引用してをらるるが、恐くはこの説が正鵠を得たるものと思はれる。又魏の制度に於ては奴婢及び牛にも給田せるは全くこれを農業に必要な資本と考へて土地と勞働力とを適應せしめむとしたが爲めである。

かくの如く北魏の制度には比較的經濟政策的色彩が強く現れてをるが爲めに、社會政策的目的はむしろその裏面に潜んでをる。しかしこれを晉の占田制限政策と比較すればその目的を明かにすることが出来る。前述の如く晉の制度に於ては貧民の田なき者に土地を給與する規定はなかつたのであるが、北魏の制度に於ては貧富を問はず人民には悉く土地を分配してをる。又授田の順位は貧を先にし富を後にしてをる。又課役なき者といへども特別の者に限つて幾分の田を給してをる。即ち一家悉く田を受くる者なき場合は生活の資源を全く缺くこととなるから、給田の一般原則を破つて幼少の者及び廢疾者には夫田の半を給し、老男にはその田を還すに及ばざらしめてをる。或は寡婦の操を立つる者には課役を免するも婦田を給するが如きは全く社會政策的見地から出でたものと云はねばならぬ。

北魏の均田制が晉の占田制限策を参照し發展せしめたものであることは明かであるが、これには晉の制度に見えざる所の新しい要素が加つてをる。即ち土地公有主義と財産均分主義とである。然らばこの要素は何所から繼承されたものかといふに、これが支那上代に於ける井田制の精神にあることは疑ない事實である。そのことは李安世の上奏文によつても、或は太和九年十月の詔によつても十分推知することが出来る。北魏の孝文帝は有名な漢文化の憧憬者であつて、後には平城から都を洛陽に遷し胡服胡語を禁じて中國の風習に従はしめ、これに違ふ者には嚴罰を科した。或は學校を建て、禮樂を制し、中國の儒臣を信任する等専ら漢文化の輸入に努めた。この態度から推しても孝文帝が周代の井田制を復興せむと志したことは自然の勢である。

北魏の均田制は周代の井田制を復興せむとしたものであることは明かであるが、孝文帝は決して古代の制度そのままを復興してこれを人民に強制しようとは思はなかつた。そこには當時の社會状態を参照して時代に適應すべきものに形式が改められてをる。北魏に於て均田制が比較的よく實施されたのは全くこの點にあると云はねばならぬ。文献通考の著者馬端臨はこの點を王莽の井田制復興運動に比較して論じてをるのは注意すべきものである。王莽は理想主義的改革者であつて、富豪の占有せる殘餘の土地を悉く奪つてこれを公田とし、これを貧民の田なき者に分配せむと計つた。その改革が忽ちにして失敗に歸したのはこの點にある。しかるに孝文帝は現實的改革者であつたが爲めに王莽の如き突發的改革を實行することを敢へてしなかつた。既に桑田を給して人民の私

有地としたことは土地公有主義を原則とする均田制の精神とは矛盾するものと云はねばならぬ。殊に給田に當つべき田はこれを富豪の餘地より奪つたのではなく、遠流配謫、子孫なき者、及び絶戸の田を没收してその用に供した。それ故に桑田が規定以上に及ぶと雖もこれをそのまま所有せしめ、ただその餘ある者はこれを賣ることを許し、足らざる者はこれを買ふことを許し、これによつて漸次私有地の平均を企圖したのである。この點は均田制の財産均分主義とは矛盾するものと云はねばならぬ。孝文帝がこの矛盾を意識しつゝもこれを行つたのは、急激なる改革によつて富豪の反對と社會の動搖とを避けむとした爲めであらうと思はれる。

北魏の均田制はその後北朝の各王朝によつて相續された。先づ北齊の制度を見るに、武成帝河清三年の詔に現れたる制度の概要は大體左の如くである。

- (1) 男子は十八歳に達すれば田を給し租調を納めしめ、二十歳にして力役に充て六十歳にしてこれを免じ、六十六歳にして租調を免じて田を還さしむ。
- (2) 京城より百里外の地及び諸州に於ては、露田として男子一人に八十畝、婦人に四十畝を給す。
- (3) 土地の還受は毎年十月を以て行ふ。
- (4) 露田は公田なるも別に私田として毎丁桑田二十畝を給し、桑に適せざる處に於ては麻田を給す。
- (5) 官人には差等を設けて公田を給す。
- (6) 奴婢は良人と同額の露田を給す。但し田を受くべき奴婢の數を限定し、親王三百人、嗣王二百人乃至七

品以上八十八人、八品以下庶人に至るまで六十人とす。牛には四頭を限つて一匹毎に露田六十畝を給す。

(7) 職事官及び百姓の墾田はこれを永業とすることを許す。

この制度は北魏のそれを標準として定めたものであるが、前代の制度には未だ見えてゐない重要な點が二つある。その一は職事官及び百姓の墾田を永業田としたことである。當時の貴人富豪は多數の奴婢及び客戸を蓄へてをつた。開墾地が悉く私人の有に歸することとなれば、これらの貴人富豪は奴婢・客戸を使役して盛に開墾せしめ、資本と勞力とに乏しき貧民は到底これと競争することは出来ぬのであるから、自然に土地は多く貴人富豪の有に歸したであらう。従つて均田制の土地公有主義はこゝから破壊されねばならぬ。第二に注意すべきは奴婢の受田數を限定したことである。北魏の制度に於ては牛の受田數は限定してをるが奴婢に就ては何等言及してゐない。恐らくは總ての奴婢に給田したものであらう。然るに貴人富豪には多數の奴婢を所有する者が多く、従つて莫大なる給田を受くることとなり、土地均分の精神と矛盾することが甚だしかつた。北齊に於てこの數を限定して給田したことはその弊害を幾分にも防がむ爲であつたと思はれる。それにも尙多きは三百人からの奴婢に給田する規定であつた所より察するに、當時私家の奴婢が甚だ多數に及んだことであらう。通典卷二に引用せる朱孝王の關東風俗傳には奴婢及び牛に對する給田の弊を論じて

廣占者依令奴婢請田、亦與良人相似、以無田之良口、比有地之奴牛、宋世良天保中獻書、請以富家牛地、先

給貧人、其時期列稱其合理、

と記してをる。北魏以來奴婢及び耕牛に田を給したのは勞働力と土地との權衡を保たしめむとする經濟政策より出でしものである。しかるにその結果、貧民の給田に不足を生ずることとなつては社會政策の見地から看過することが出来なくなる。そして終にそれが社會問題となつて宋世良の上表を見るに至つたのである。

次に北齊の制度は如何なる程度まで實施されたかといふにその成績は甚だ疑はしいものがある。關東風俗傳には既に北魏の末年より賜田の賣買を許したこと、北齊の武平年間以後には貴人外戚に對する賜田が多數に上り、或は河渚山澤が悉く有司によつて開墾され、或は豪勢の家が公田を借用し又は下賜を請ひ、爲めに貧人は全く土地を受くることの出来なかつたこと、露田の貼賣が許されたのみならず、これを賣買するも亦重き罪を科せられなかつたこと、貧民が王課に窮する時は田を賃賣して終には他郷に逃亡したこと、懶惰の者は田地あるも耕作を爲さずして他郷を流浪する爲めにその露田を賣つて缺税に當てたことを記してをる。尤も不遇の中に終つた所の朱孝王の言としては誇張を免れなかつたのであらう。しかし當時の一般社會狀態を窺ふべき有力なる史料として相當に價値あるものと云はねばならぬ。少くとも北齊の土地制度が完全に實施されずして早くも崩解し始めたこと、及びその崩解の程度は北魏に於けるよりも甚だしかつたことは事實であつたと思はれる。

次に起つた北周の均田制は大體前代の制度に準じたものである。その要點は

- (1) 有室者には百四十畝、その餘の丁者には百畝の田を給す。

(2) 宅地として十人以上の家には五畝、七人以上は四畝、五人以上は三畝の田を  
こゝにいふ有室者百四十畝とは北齊の制度に於ける男子の露田八十畝、桑田二十畝と女子の露田四十畝とに當るものであるから、その内容は北齊と全く同様である。

北周の讓を承けて始めて南北を統一した所の隋は、大體北齊の制度に準じて均田制を制定した。

- (1) 丁男中男の永業田（桑田）及び口分田（露田）は北齊の制による。
- (2) 諸王以下都督に至るまで永業田を給す。多きは百頃少きは二十頃に及ぶ。
- (3) 園宅地として三人毎に一畝を給す。
- (4) 職事官には職分田を給し、多きは第一品五頃、少きは第九品一頃に及ぶ。又別に公廩田を給す。

この制度に於て注意すべきは諸王以下に給與する永業田が多數に及んだことと、多くの職分田及び公廩田を給したことである。諸王以下に特別に永業田を給したことは前代の制度には見えてゐない。然るに隋に至つては多きは百頃からの永業田を給與してをる。又職分田を給したことは北魏以來行はれた所であり、隋の制度に於ける職分田の額は北魏に於けるよりも遙かに少い。しかし隋代には別に公廩田を給したのであるからその差は甚だしきものがなかつたやうである。かくの如く諸王以下官人に多數の田を給與したことは均田制の原則と矛盾するものである。加之、急激なる人口の増加がこれを助けて一般人民の給田に不足を生ぜしめた。文帝の時には狹郷の授田は毎丁僅かに二十畝に過ぎなかつたといふ。均田制の實行を困難ならしめた一つの原因はこの點に存すると

いはねばならぬ。

以上均田制の史的開展を概観して來たのであるが、これを要約して云へば、均田制といはるべきものの起原は北魏にあつた、そしてこの制度は晉代の占田制限策を繼承したものであらうが、その原則とする根本の要素は周代の井田制より採つたのである。この制度が起つた動機は、土地私有制の發生に伴ふ秦漢以來の社會問題を國家の力によつて解決せむとする一種の國家社會政策である。然らば周代の土地公有制度が漢民族の正統である南朝によつて復興されずして、異民族たる北朝の力によつてこれが遂行されたのは如何なる事情に基くものであらうか。前述の如く中原地方は異民族の侵入によつて全く荒廢に歸し、農民は多く田を捨てて江南に走つた爲めに、所有主を失へる田が多く生じた。それによつて北魏時代には土地の所有權に關する紛議が絶えなかつた。従つてこれらの所有主の不明なる田を官に沒收してこれを貧民に給與することは比較的容易であつたことと思はれる。これは明かに北魏に於て均田制の行はれ易かつた一の近因を爲すものである。しかしこの外に拓跋魏氏の文化が土地公有制を實行し易き段階にあつたが爲ではなからうか。もと拓跋氏は遊牧生活を營んでつた所の北方民族である。これが遊牧生活を棄てて土着するに至つてからは甚だ日が淺い。一般に土地の公有は農業時代に入つた民族の初期に行はれ易いものであるが、孝文帝の時代は丁度その文化階次にあつたものではなからうか。従つて土地公有の觀念はこの民族には親しい感を與へたものではなからうか。これが恐らくは南朝よりも北朝に於てこの制度が行はれ易かつた一つの原因であつたらうと考へられる。今一つの遠因ともなるべきものは江北地方に於

ては古來より土地公有制度が比較的よく行はれたが、江南地方に於てはその崩解が比較的早く現れたことを數へることが出來ないであらうか。遠き上代に於ては江北も江南も何らかの土地共有制が行はれてをたと思はれるが、江北地方は早くから漢民族の政治上の中心地であつて周の井田制が比較的よく實行され、近くは晉代に於て幾分土地占有の制限が行はれたといふ歴史的傳統を有してをる。しかるに江南地方は周代に於ては尙蠻族としてその政治的權力が及んでゐなかつた。禹貢にこの地方を揚州として擧げてをるのは、恐らく後世の思想によつたものであらう。この地方が支那の領土に入つたのは、既に周の國家が衰亡に向つた頃である。従つて周の井田制はこの地方には殆ど行はれなかつたと見ねばならぬ。従つて早くより此の地方は部族共有の風習をして崩解するがまゝに委せられた。晉が始めてこの地方に都を遷した時にはこれに土地公有制度を施行するだけの國家的勢力もなかつたが爲めでもあらうが、又その社會状態がこれを復興するに適せぬ程に變化せることも、その一原因であつたらうと考へられる。それが爲めに江南地方は南北朝時代を通じて全く土地共有制度が行はれなかつたが、隋の統一によつて始めてこの地方にもそれが實施されることとなつた。

(一) 『日本經濟史の研究』頁百二十。

(二) 孝文帝太和九年冬十月丁未詔曰、朕承乾在位十有五年、每覽先王之典經論百代儲畜既積、黎元永安、愛暨季葉、斯道陵替、富強者併兼山澤、貧弱者望絕一廬、致令地有遺利、民無餘財、或爭畝畔以亡身、或因饑饉以棄業、而欲天下太平百姓豐足、安可得哉、今遣使者循行州郡、與牧守均給天下之田、還受以生死爲斷、勸課農桑興富民之本、(魏書卷七高祖孝文紀)。

(三) 按夾源鄭氏言(中略)或謂井田之廢已久、驟行均田、奪有餘以予不足、必致煩擾以興怨讟、不知後魏何以能行、然觀其立法所受者露田、諸桑田不在還受之限、意桑田必是人戶世業、是以栽植桑榆其上、而露田不栽樹、則似所種者皆荒閑無主之田、必諸遺流配謫無子孫及戶絕者墟宅桑榆、盡爲公田、以供授受、則固非盡奪富者之田以予貧人也、又令有盈者無受不還、不足者受種如法、盈者得賣其盈、不足者得買所不足、不得賣其分、亦不得買過所足、是令其從便買賣、以合均給之數、則又非強奪之以爲公田而授無田之人、與王莽所行異矣、此所以稍久而無弊歟、(文獻通考卷二田賦考)。

## 第一章 唐の均田制とその崩解

### 第一節 均田制の組織

緒論に於ては唐に至るまでの均田制の發生したる事情とその發達とに就てその史的開展を跡づけて來たが、本章に於ては唐代の均田制度を分析して出来るだけその組織を明かにし、それに現れたる社會思想と均田制崩解の事情とにも論及したいと思ふ。従つて先の史的觀察を縱斷的とするならば、これは横斷的觀察とも名付けらるべきものである。

さて唐の均田制が初めて布かれたのは高祖の武德七年四月であつたことは新舊唐書の高祖本紀に明記する所である。尤も武德二年二月に始めて租庸調の法を定めたことが唐書の高祖本紀に見えてをるが、この時には未だ均田制に關する規定はなかつたやうである。均田制と租庸調の法とを合して公布したのは武德七年に新律令を制定

した時である。この新律令が天下に頒行された月を新舊唐書の本紀には四月庚子としてをるが、舊唐書刑法志には「至武德七年五月奏上乃下詔曰云々」とこれを五月のことにして記してをる。この場合は本紀の四月説を採用すべきであらうか。

この武德七年に制定された新律令は大體隋の律令に準據したものである。そのことは舊唐書刑法志に

大略以開皇爲準、于時諸事始定、邊方尙梗、救時之弊、有所未暇、惟正五十三條格、入於新律、餘無所改、とあるによつて明白である。従つてこの時に制定された均田制も隋代のそれと大差なかつたものと思はれる。しかるに唐の令は散逸して傳らなかつた。故に均田制に關する令の規定を知ることが不可能である今日に於ては、唐代の記録たる唐六典及び通典、若くは後代に編纂されたる諸種の記録に依つて推定するより外に研究の方法は失せてをる。然るにこれらの記録に見えてをる所の制度は皆多少の相違あるを免れない。それ故にこゝでは唐の玄宗時代の勅撰たる大唐六典及び德宗の貞元十七年に編纂されたる杜佑の通典<sup>(一)</sup>とを中心にして、それに唐以後の編纂に掛る所の新舊唐書・冊府元龜・文獻通考等を参照して比較研究を試みることにする。

#### (一) 一般百姓の給田

一般百姓に授くべき田には永業田と口分田とあつたことは明かである。しかるにその給田の方法に就ては多少相違する點があるから、先づ六典及び通典の記載を掲げて比較する必要がある。六典卷三戸部の條には

凡給田之制有差、丁男中男以一頃、中男年十八以上者亦依丁男給、老男篤疾廢疾以四十畝、寡妻妾以三十畝、若爲戶者則減丁

之半、凡田分爲二等、一曰永業、一曰口分丁之田、二爲永業、八爲口分、凡道士給田三十畝、女冠二十畝、僧尼亦如之、凡官戶受田減百姓口分之半。

然るに通典卷二食貨志には大唐開元二十五年の令として次の如く記載されてをる。

丁男給永業田二十畝、口分田八十畝、其中男年十八以上、亦依丁男給、老男篤疾癯疾、各給口分田四十畝、寡妻妾各給口分田三十畝、先永業者、通充口分之數、黃小中丁男子及老男篤疾癯疾寡妻妾當戶者、各給永業田二十畝、口分田二十畝。

さてこの兩書の記載を比較するに、先づ丁男及び十八以上の中男に一頃の田を給せしこと、老男篤疾癯疾者に四十畝、寡妻妾には三十畝を給せしことは共に一致する。又六典の「凡田分爲二等、一曰永業、二曰口分丁之田、二爲永業、八爲口分」とある句は丁男中男に給與する一頃の田に就て云つたものと思はれる。そして一頃とは百畝であるから、その中二十畝は永業田、八十畝は口分田となる。この點に於ても通典の記載と一致する。然るにその他の所は必しも一致しない點が多い。第一に相違する點は當戶者即ち戶主に關する給田である。六典には寡妻妾の戶主たる時、即ち女戶主の場合に限つて規定による三十畝の外に別に二十畝を増給して丁男の半に達せしむるやうになつてをる。これに比して通典の制度にては一層廣く黃(三歳以下)、小(四歳以上)、中(十六歳以上)、丁男(二十一歳以上)、老男(六十歳以上)を始として篤疾癯疾者たと寡妻妾たとを問はず一般に戶主たるものには永業二十畝、口分田二十畝、合せて四十畝を増給することとしてをる。六典には老男篤疾癯疾者

の四十畝、及び寡妻妾三十畝は永業田であるか口分田であるか明記されてゐないが、恐らくは通典に記す如く口分田であつたと思はれる。何とならば永業田とは北魏以來の桑田に當るものであるが、桑田は丁男にのみ給して女子には給與しなかつたからである。従つて女戶主に給與する別の二十畝も口分田であつたらうと考へられる。然りとすれば通典の記載は女戶主に對する給田に於ても六典よりは永業田二十畝を多く給することとなる。又道士・女冠及び僧尼に關する給田及び官戶に對する給田の規定は六典にのみ見ゆる所のものである。

さてこの兩書の記載の中心づれを事實に近いものとして取るべきであらうか。若し兩書とも同年の制度を傳へたものとすれば、通典よりも六典は早く編纂されたこと及びそれが勅撰であるといふ點から後者の記載を信用せねばならぬと思ふ。然るに六典には何年の制度とも明記されてゐない。故に六典は開元二十五年以前の制度を記したものであり、通典の記載がこれと相違するのは開元二十五年に改正された新しい制度を掲げたるが爲ではなからうかといふ疑問が提出される。この疑問を解くには先づ六典の製作年代を知る必要がある。編纂の年代は六典に明記されてゐないが、玄宗の御撰としてその下に

集賢院學士兵部尙書兼中書令修國史上柱國開國公臣李林甫等奉敕注上

と記されてをる。然るに李林甫が兵部尙書兼中書令の職にあつたのは舊唐書本紀(三)によれば開元二十四年十一月から二十七年四月に至る間のことである。従つて李林甫の注はこの間に出來たものでなければならぬ。なほその注には開元二十六年の改正が記されてをるから少くとも二十六年若くは二十七年の兩年の中に出來たものと見ねば



ならぬ。恐らくは六典の本文も二十五年の律令改正と連關してなされたる事業であらうと思はれる。なほ李林甫等の注には前代以來の制度の變遷を記すのが常であるのにも拘らずこの均田制の下には何らの變遷も記されてゐない所から察するに、武徳七年に均田制を制定して以來開元二十六年頃に至るまで大なる改正變更はなかつたと解せねばなるまい。それを證明するには武徳七年の令として掲げてをる舊唐書食貨志及び文獻通考の記載を利用することが出来る。舊唐書食貨志には

丁男中男給一頃、篤疾癡疾給四十畝、寡妻妾三十畝、若爲戶者加二十畝、所授之田、十分之二爲世業、八爲口分、

とあり、文獻通考には

凡天下丁男十八以上者、給田一頃、篤疾癡疾、給田十畝(四十畝の誤か)、寡妻妾三十畝、若爲戶者加二十畝、皆以二十畝爲永業、其餘爲口分、

とある。共に六典の記載の内容と一致するものである。かくの如く六典の記載は開元二十五年の制度を見たものとすれば、それより六十餘年後に編纂された所の通典よりはその當時に製作された所の六典を採用すべきことは云ふまでもない。内田博士の遺著『日本經濟史の研究』の中には主として通典の記載によりそれに新舊唐書を参照して論じてをらるるが、六典の記載には注意を拂はれなかつたのは惜しいことである。唐以後に出來た冊府元龜も全く通典の記載をそのまま信用してをる。但しそれには「老幼篤疾癡疾各給口分田四十畝云々」と十八以下

の幼者にも四十畝の田を給與したかの如く記してをるのは、通典の記載とその他が全く同様である點から考ふるに恐らく筆者の誤であらう。尙新唐書食貨志にはその年代を記してゐないがその制度は文獻通考のそれとほぼ同様である。

以上述べし所によれば、唐の均田制に最も近いと思はるる記載は玄宗の開元年間の勅撰にかゝる所の六典であることが明かにされたと思ふ。故に今六典を主としこれに他の記載を参照して一般百姓の給田を見る時は次の事實が論證される。即ち給與さるべき田には永業田と口分田とがあつた。そして永業田は丁男中男に限つて給與された。即ち十八以上五十九歳までの男子には永業田二十畝、口分田八十畝、合して一頃の田を給した。六十歳以上の男子及び篤疾癡疾の者には四十畝の口分田を授け、寡妻妾には三十畝の口分田を授けた。寡妻妾の戸主たる者に限つて更に二十畝の口分田を増給した。従つて一般の女子及び十八歳以下の男子には給田しなかつたと思はれる。

## (二) 僧道及び賤民の給田

前述の如く六典によれば、僧徒及び道士には三十畝、尼及び女冠には二十畝の田を給してをる。その田は永業か口分か明記されてゐないが恐らくは口分田であつたらう。又官戸には百姓の口分田の半を減じて給與した。従つてその田は口分田であつたことは明かである。然らばその他の賤民には給田しなかつたのであらうか。唐律疏議卷十七には

雜戸及太常音聲人、各附縣貢、受田進丁老免、與百姓同、  
とあり、同卷三にも

雜戸者、謂前代以來、配隸諸司、職掌課役、不同百姓、依令老免進丁受田、依百姓例、

といひ、雜戸には全く百姓と同額の田を給してをる。唐律疏議は高宗の永徽年間に撰まれたものであるから、少くも高宗時代には雜戸に百姓と同額の田を給したものであらう。そして玄宗時代にも亦さうであつたと思はれる。何とならば雜戸は官戸よりも遙かに地位が高いのであるから、官戸に給田して雜戸には給しなかつたとは思はれぬ。六典にこれを記載しなかつたのは、その給田が全く百姓と同様であつた爲めであらう。奴婢の給田のことはいづれにも見えてゐないが、恐らく給田を受けなかつたと思はれる。私家の奴婢及び部曲の給田に關しても何ら明記されてゐない。これは別に一戸をなすのではなく主家に隸屬するものであるから、唐代には田を授けなかつたのであらうと思ふ。

(三) 工商の給田

通典卷二によれば工商には寬郷に於て百姓の給田の半を授け、狹郷に於ては全く田を給しなかつたやうである。

(四) 王公百官の永業田

隋の制度に倣つて諸王以下百官には多數の永業田を給した。六典及び通典によれば多きは親王の百頃より少きは六十畝に及んでをる。通典には五品以上の永業田は皆狹郷に於て受くるを得ずして寬郷に於て隔越して授けた

ことが見えてをる。五品以上の永業田は五頃以上からの廣大なるものであつたから、狹郷に於てこれを給する時は一般人民の給田に不足を生ずることとなる。従つてこれを寬郷に於て受けしめたことは事實であらう。但し自ら蔭賜田を買つてこれに充つるものは狹郷といへども許した。そして六品以下のものには本郷に於て公田を給してこれに充てた。もとより寬郷に於て授けられむことを請ふものはこれを許した。

(五) 園宅地の給與

永業口分田の外に別に園宅地を給したことが諸書に見えてをる。六典及び通典によれば、良人には三口以上に一畝を給し三口を加ふる毎に一畝を増した。賤人には五口以上に一畝を給し、五口を加ふる毎に一畝を増した。但し京城及び州郡縣の郭下の園宅は例外としてをる。

(六) 職分田及び公廩田等

官人には職分田を給して俸給に充てしめた。通典によれば多きは一品十二頃より少きは八十畝に及んでをる。又官司には公廩田を置きて公私の用に充てしめた。六典によればその多きは大都督府の四十頃より少きは八十畝に及んでをる。又通典には諸道の驛馬には一匹毎に四十畝を給し、若し驛の側に牧場ある場合には五畝を減じた。又傳送馬には毎匹二十畝の田を給した。尙唐代には漢以來の例に倣つて邊地に屯田又は營田を置いた。屯田は元來平時には官兵を以て耕作せしむべきものであつたが、後には犯罪人を送つて耕作せしめたり、或は人民を募集して耕作に當らしむるやうになつた。

(七) 土地の收授

六典によれば口分田の收授は毎年十月に着手して十二月に終つた。授田の順序は貧民を先にして富民を後にし、課役ある者を先にして課役なき者を後にし、多丁の戸(六典には無を先にし少を後にすとあるは誤ならん)を先にし少丁の戸を後にした。そして田を授くるには近き所より始めて他縣に隔越して授くることを許さなかつた。若し城居の人にして本縣に受くべき田なき時は他縣に於て隔越して受けしめた。一般の授田も狹郷に於ては寛郷の半を授くるに過ぎなかつた(唐書食貨志)。身死する時はその口分田を没收して給田に充てたが、但し王事の爲めに外蕃に没落して歸らざる時は六箇年その口分田を親族同居人に保管せしめた。又王事に死するものの子孫は丁年に達せざるも父祖の口分田をそのまま承けしめた。又戦傷者は終身口分田を減ぜらるることがなかつた(通典卷二)。

(八) 給田と租庸調

租庸調と土地の均分とは密接に結合してをる。既に晉の時に王公以下庶民の占田を制限すると共にまた戸調の法を立て、それより南北朝を通じて行はれた。唐の租庸調も前代以來行はれ來つた所の制度を繼承して制定したものに過ぎない。六典等の記載によれば

租——每丁一歲粟二石(唐書食貨志には粟二斛、稻三斛としてをる)。

調——每丁綾絹純各二丈及び綿三兩、若くは布五分の一を増し及び麻三斤。(唐書には絹二匹、綾純二丈とせること、及び蠶郷にあらざる地より銀十四兩を納めしむることが他に異つて見えてをる)。

庸——每丁一歲役二十日、閏月は二日を増す、若し役せざる時は庸として毎日絹三尺を納めしめた。加役十

五日は調を免じ三十日ならば租調を免じた。正役は通じて五十日を過ぐるることなからしめた。

尙ほ正役の外に雜徭のあつたことが六典に見えてをり、(五)舊唐書職官志には租調役の外に課を數へてをる。唐書食貨志には商賈の田なき者より戸税を出さしめたことが見えてをるが、課といふのはそれらの戸税を指したものであらうか。

租庸調は必ず受田を豫想して立てられたものである。故に十八歳以上の受田者に課し、田なき商賈には戸税を課して租庸調を課することはなかつた。租庸調は又一般百姓の受田が同額であることを假定して制定されたものである。故に貧富の差なきものとして一般百姓の田を受くる者より同額の税役を出さしめたのである。逆に授田は原則としては租庸調を負擔する者に行ふものといひうる。それ故に男子は十八歳以上に至つて租庸調を負擔するに堪ふると共に田を授けてをる。但し唐代にはこの原則が幾分緩和されてをる。それ故に租庸調を負擔せざる老男篤疾癡疾者、寡妻妾、僧尼道士女冠等にも幾分の田を給與してをる。しかし租庸調を負擔せざる者の給田は甚だ少額に過ぎなかつた。

(九) 土地の賣買貼典

均田制の原則から云へば土地の賣買貼典は絶対に禁止されねばならぬ。しかるに實際には或る條件の下にそれが許されてをる。(七)唐書食貨志に載せたる場合は左の三つに限られてをる。

- (1) 一般百姓にして郷を渉る者は永業田を賣ることを得。
  - (2) 貧にして葬送の費用なき者には永業田を賣ることを許す。
  - (3) 狹郷より寛郷に渉る者は永業田竝に口分田を賣ることを得。
- 尙ほこの外に通典には左の二つの場合を掲げてをる。

- (4) 住宅・邸店・碾磑に充てむとする者には永業田竝に口分田を賣ることを許す。
- (5) 官人の永業田及び賜田は賣買の自由あり。

但し一度田を賣る者には再び給田せざる規定であつた。そして賣り出された所の永業田若くは口分田を買ひ得るのは、規定の給田の足らざる者に限られた。而も田を買ふには、足らざるだけの額を買ふことは許されてをるが、規定の正額を超えることは出来なかつた。但し狹郷と雖も寛郷の規定に準據することは許された。賣買には必ず官の許可を要した。若し無断に賣買されたる時は地を本主に返卻せしむる規定であつた。

尙ほ通典卷二には永業口分田の貼賃及び質のことを載せてをる。それによれば貼賃及び質の許されたるは

- (1) 官人の永業田及び賜田
- (2) 遠役外任にあつて田を引受くる者なき場合に限られてをる。

(一) 貞元十七年冬十月の條に「淮南節度使杜佑進通典、凡九門共二百卷」(舊唐書卷十三德宗本紀)。

(二) 開元二十四年七月辛丑李林甫爲兵部尙書依舊知政事(中略)十一月壬寅兵部尙書李林甫兼中書令。

開元二十七年夏四月丁酉侍中牛仙客爲兵部尙書兼侍中、兵部尙書兼中書令李林甫爲吏部尙書依舊兼中書令、以東宮内侍諫内侍省爲署、(舊唐書玄宗本紀)。

(三) 册府元龜卷四九五田制の條。

(四) 凡授田者、丁歲輸粟二斛、稻三斛、謂之租、丁隨郷所出歲輸絹二匹、綾施二丈、布加五之一、綿三兩、麻三斤、非郷則輸銀十四兩、謂之調、(下略)(唐書食貨志)。

(五) 凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、(六典卷三戶部の條)。

(六) 凡賦人之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰課、(舊唐書職官志)。

(七) 應合賣者、謂永業田家貧賣供葬、及口分田賣充宅及碾磑邸店之類、狹郷樂遷就寬者、準令並許賣之、其賜田欲賣者、亦不在禁限其五品以上若勳官永業地、亦並聽賣、故云不用此律、(唐律疏議卷十二)。

これによると郷を渉る者の永業田を賣ることは見えてゐないが他は通典の記載と同様である。或は高宗時代には未だ郷を渉る者の永業田を賣ることを許さなかつたのではなからうか。

## 第二節 制度に現れたる時代思想

唐の均田制の組織は前節に述べし所によつてほぼ明かにされたと思ふから、こゝに於てはその制度に現れたる所の時代思想を觀察してみよう。唐の均田制は北魏以來の制度を参照し繼承したものであることは疑ない。しかし制度は必ずその時代の社會状態に適應するやうに作らるべきものである。それ故に時代によつて多少の變更あ

ることは、何れの時代、何れの國家に於ても共通の法則である。唐の土地制度に於ても同様であつて、前代以來の制度を全然離れて存在するものではないが、この間には多少の變更が認められる。その變更は従つて唐代に於ける社會狀態、又は時代思想の一部を反映するものと見てよからう。しからば唐の均田制度は前代のそれと比較して如何なる相違があり、又それには如何なる時代思想が反映してをるか。その主要なる點に就て觀察すれば左の如くである。

(一) 制度に現れたる社會政策

前述の如く北魏の均田制は二つの目的から發生した。即ちその一は土地と勞働力とを平均せしめて、それより獲らるべき收益を増加せむとする所の經濟的目的であり、今一は土地の分配を平均することによつて貧富の差を緩和し、これによつて社會問題を解決せむとする所の社會政策的目的である。この二つの目的はそれ以後の均田制度に於ても互に錯綜して現れてをる。従つて唐の制度に於てもこれと同様である。しかしこれを前代の制度と比較するにその間には餘程の相違が存在することを看過してはならぬ。即ち前代の制度に於てはむしろ經濟的目的が主要なる部分を爲してをつたのに比して、唐の制度に於ては社會政策的目的が著しく表面に現れて來たことである。そのことは何によつて云ひうるかといふに大體左の三つの差異を擧ぐることが出来る。

第一には所謂不課の者に對する給田の範圍が擴張されたことである。經濟的目的からは土地の配分と租税の負擔とを一致せしめねばならぬ。従つて租税を負擔する能力なき者、即ち勞働力なき者には土地を給與せざることを原則とした。然るに唐の制度に於ては課役を負擔せざる所謂不課の者にも幾分の田を給與せることが見えてをる。即ち老男篤疾廢疾者及び寡妻妾に對する給田の如き或は僧尼道士女冠に對する給田の如きはそれである。尤も寡婦にも給田せしことは必しも唐に始つたことではない。既に北魏の制度にも寡婦にして貞操を立つる者には婦田を授くることが見えてをる。しかしその後の制度に於ては明かでない。又北魏の制度に於ては十一歳以下の幼者及び廢疾の者並に七十歳以上の老者に給田したことが見えてをるが、それは一戸の中に田を受くる者なき場合に限られてをる。唐に於ては十八歳以下の者に給田せしことは少しも見えてゐないが、篤疾廢疾者及び老男には何らの制限を設くることなく一般に給與されたやうである。従つて北魏の制度に於ては、特別の場合を除く外は老いて課役を免ぜらると共に田を還さしめたのである。そのことは北齊の制度に於ても同様である。恐らくは北周及び隋制に於てもさうであつたらう。然るに唐の制度に於ては一般に田を還さしむるのはその人の死するを待つて始めて行つたのである。尙僧尼道士女冠に給する給田は前代には見えてゐないから、何時の時代から始つたかは明言することが出来ぬ。従つてこれを唐代に特有の制度として論ずることは早計であるが、少くとも唐代には不課の者に對する給田がこの方面にも及んでをつたことが知られる。要するにこれらの公税を負擔せざる者即ち勞働力なしと認められたる者にも多少の田を給與したのは、全くその生活を保證せむとする國家社會主義的思想から發したものである。そしてこの思想が均田制度を實施するに至れる一部の目的となつたのは北魏以來のことであるが、それが一層著しく制度に表現されたのは唐代であるといはねばならぬ。

第二には授田の順序を定めたことである。前代にも授田の順位が定められてをつたことは北魏の制度にも見えてをるが、唐の制度には一層詳しくその順位を定めてをる。即ち前述の如く

(イ) 貧を先にし富を後にす。

(ロ) 課口を先にし不課口を後にす。

(ハ) 多丁の戸を先にし少丁の戸を後にす。

然らば授田を先にする時には如何なる便益を興ふるかといふに、唐の制度に於ては田を授くるには近便の所より始め、出来るだけ他縣に隔越して授くることなからしむる方針を取つてをる。しかし若し授田に不足を生ずる時は止むなく他縣の残れる田を授くることとしてをる。それ故に先に田を授けらるる者は近便の地に於て良沃の田を受くる事が出来るが、後に授けらるる者は縣内に於ても遠方にある不便の地に於て不良の田を受けねばならぬこととなる。勿論易田即ち一年若くは二年なり耕作を止めねば收穫を得ることの出来ぬものになれば倍給される規定が設けられてをる。しかし易田として取扱はれない土地は授田の額に差異は無かつたと思はれる。給田に餘りある寛郷に於ては比較的問題もなかつたであらうが、給田に不足を生ずる所謂狭郷に於てはこれが受田者の利害と密接に關係して來る。即ち後に授けらるる者は他縣に於て隔越して受けねばならぬこととなり、且つかかる者に良沃の田が残されてをる筈はない。何とならばその縣内の住民に授け終つた殘餘の田であるからである。唐の制度に於て貧戸を先に給し富戸を後にしたのは、全くこの關係を利用して幾分にも貧者に利益を多く興へ、

欠

**MISSING**

慢であつたことは、その崩解を速かならしむる最大の缺陷であつた。さればこそ土地の違法賣買及び貼賃が盛に行はれて、貧民の田を失ふ者が既に高宗時代には多かつたと思はれる記載が、唐書食貨志玄宗時代のことを記した下に見えてゐる。即ち

最初永徽中禁買賣世業口分田、其後豪富兼并、貧者失業、於是詔買者還地而罰之、

とあつて、高宗永徽中に世業田口分田の賣買を禁じたのはその當時違法賣買が盛に行はれたことを反證するものである。高宗以後にはこの禁令も實行されずして賣買貼賃が一層盛となり玄宗の時には再びその禁令を嚴にして、規定を犯して買ひし田は悉くもとの所有主に返却せしめたのである。冊府元龜卷四百九十五を見ると

開元二十三年九月詔曰、天下百姓、口分永業田頻有處分、不許買賣典貼、如聞尙未能斷、貧人失業、豪富兼并、宜更申明處分、切令禁止、若有違犯、科違勅罪、

とあるは前の唐書食貨志の文と相應するものである。これに依ると高宗時代の律の規定よりは、その制裁を嚴重にして違勅の罪に問はしむるに至つたのである。かくの如くその罪を重くしたのは違法賣買及び貼典によつて貧民の田の兼併さることが一層烈しくなつたことを示すものである。この事實を證するものは同書卷四百九十五に載する所の天寶十一年十一月の詔である。その中に

如聞王公百官及富豪之家、比置庄田、恣行吞併、莫懼章程、借荒者皆有熟田、因之侵奪、置牧者唯指山谷、不限多少、爰反口分永業違法賣買、或改籍書、或云典貼、致令百姓無處安置、乃別停客戶、使其佃食、既奪



居人之業、實生浮情之端遠近皆然、因循亦久、(下略)

とあつて、天寶年間には如何に土地の賣買貼賃及び富豪貴人の土地兼併が盛であつたかが知られる。この趨勢は天寶年間に始つたのでなくその久しき以前に於ても同様の状態にあつたことは「因循亦久」といへる言葉によつても察することが出来る。要するに土地の賣買貼賃が規定に反して行はれたのは既に高宗以前からも存在したところと思はれるが、殊に高宗以後には漸次それが發達し玄宗時代は最もそれが著しく現れ、終に均田制崩解の基礎を形作つたものといふことが出来る。

第二に唐の制度に於ては隋制に倣つて王公百官に多數の永業田を給與せしこと、及び職事官に對する職分田、官司に對する公廩田が多數に上りしことも崩解の一要因を爲すものである。何とならばこれらの永業田・職分田・公廩田が多くなる時は、延いて百姓の給田に不足を生じ、規定通り給與することが出来なくなる。勿論給田の不足を補ふ爲めには土地の開墾が隨時行はれてをった。高祖の武徳七年には同州治中雲得臣が黄河の水を引いて田六十餘頃に灌漑せし如き、太宗貞觀年間に揚州大都督李襲譽が雷陂の水を引いて田八百餘頃に灌漑せし如き一種の開墾と見ることも出来る。徳宗の貞元年間には嗣曹王皋が江陵の東北にある廢田を開墾して五千頃(三)の良田を得たるが如きは正しくその一例である。尙邊縁地方に於ては漢以來の制に倣つて屯田を置き兵をして開墾せしめた外に、或は贓罪吏を送つて耕作せしめたり或は人民を募集したりして多數の地を開墾してをる。しかしこれのみにては給田の不足を補ふことは困難であつたらう。それが爲めに内外官の職分田を廢して百姓の給田を賑したこ

とが屢ある。例へば唐會要卷九十二内外官職田の條を見ると、

貞觀十一年三月勅、内外官職田、恐侵百姓、先令官收、慮其祿薄家貧、所以別給地子、(下略)  
或は又玄宗時代にも

開元十年正月、命司收内外官職田、以給逃還貧民戶、其職田以正倉粟畝二升給之、

とあるによつてその弊害の多かりしを知ることが出来る。かゝる弊は職分田のみではなく、公廩田に於ても殊に王公百官の廣大なる永業田に於て甚だしきものがあつたと思はれる。既に治者階級の者に限つて多數の永業田を給せしことは土地均分を原則とする均田制の精神に反するのみならず、延いてはこれが百姓の給田に影響してその給田に不足を生ぜしめたことは、土地制度崩解をきたすべき一の導火線となりしものと云はねばならぬ。

## (二) 崩解の徑路

唐の均田制が崩解し易き素因は既に制度の上にも認めることが出来る。而してこれに土地私有の要求が働いて此の制度を實行すべき任にある所の地方官の不正となり、或は受田者の戸籍欺瞞となつて不當の給田を受くる様になり、土地の公有と均分との原則は次第に崩解して行つた。その結果は永業田のみならず口分田までも勝手に賣買貼賃されるに至り、貧民の田は多く貴人富豪等の家に兼併さる事となつた。

法制と道德とは不可分離のものであつて、如何に制度が完全であつても、その内容となるべき道德觀念が國民に缺けてをる時には全く無價值なる形式となるに過ぎぬのである。形式と内容との一致せざることは常に支那

民族の特長となつてをる様に思はれる。早くより制度の完備せる點は他の民族に於てこれに比すべき者を見出すことが出来ぬ。しかるにその制度を人民の上に實施するに當つて弊害百出して殆どその効果を擧げ得ざる場合が多い。これは全くその實行者たる官吏に公共心の缺けてをるが爲めである。唐の均田制に於てもこの共通の弊害を免るることは出来なかつた。殊に地方官は勝手に管下の土地を占有し、或は苛税を誅求して私利を蓄ふることにのみ苦心する者が多かつた。唐律には官人が人民の私田を侵奪する場合の罪を規定してをる。即ち唐律疏議卷十三には

諸在官侵奪私田者、一畝以下杖六十、三畝加一等、過杖一百、五畝加一等、罪止徒二年半、園圃加一等、とある。その罪は比較的重くされてをるが、實際には地方官の占田が盛に行はれた。舊唐書卷五十八長孫順德傳を見るに

召拜澤州刺史、復其爵邑、順德素多放縱、不遵法度、及此折節爲政號爲明肅、先是長吏多受百姓餽餉、順德糶、一無所容、稱爲良牧、前刺史張長貴趙士達、並占境內膏腴之田數十頃、順德並劾而追奪、分給貧戶、とあり、數十頃の膏腴の田とは前刺史が不當に占有したものであるに相違ない。澤州は今の山西省に屬してをるが、既に太宗時代に地方官の土地兼併が行はれてをたことはこれによつて證せられる。又冊府元龜卷四百九十五に引く代宗寶應元年四月の勅を見るに

百姓田地、比者多被殷富之家官吏吞併、所以逃散莫不繇茲、(下略)

とあつて、この時代には朝廷の勢力も衰頽せる爲めに一層官吏の不正が盛に行はれた。その著しき例は劍南東川節度使嚴礪の横領である。舊唐書卷百六十六元稹傳を見るに、憲宗元和四年に東蜀に使用して、故劍南東川節度使嚴礪が制令に違犯して勝手に賦税を課し、田宅一百一十一、奴婢二十七人、草千五百束、錢七千貫を藉沒したことを劾奏してをる。陸宣公奏議には元稹の彈劾文を掲げてをる。即ち

故劍南東川節度觀察處置等使嚴礪、在任日擅籍沒管內將士官吏百姓及前資寄住等莊宅奴婢等、竝兩稅外加徵錢米及草等、謹件如後、

嚴礪擅籍沒管內將士官吏百姓及前資寄住塗山甫等八十八戶、莊宅共一百二十二所、奴婢共二十七人、とあつて莊宅の數にやゝ相違がある。この事件は元和元年正月に劍南西川節度使劉闢が朝命に抗して謀叛を計つた時に、山南西道節度使たりし嚴礪がこれを討つて屢功を立てた。それが爲めに其年の九月に亂が平定すると共に嚴礪は劍南東川節度使となり、賊徒に加擔せし所の將士官吏百姓等の資財を檢格し、その所有に掛る所の莊宅(舊唐書には田宅とあるからこれには田園も含まれたことは明かである)奴婢等の貨財を沒收し、これを朝廷に報告せずして祕かに己の所有とした。彼が死んだのは元和四年三月のことであるが、その死後に及んで元稹の爲に告發されたのである。當時節度使なるものは地方に割據して兵政兩權を掌握し、恰も諸侯の如き地位を占めてゐたのであるから、嚴礪の如きは到る處に存在せしものと思はれる。

かくの如く地方官には自己の職權を利用して貧民の土地を奪ふものが既に唐初から多かつたのであるが、又富

豪の家が贈賄によつてこれと結托し不當の土地配分を受くる事も少くなかつた。舊唐書卷百八十五賈敦頤傳には次の記事が掲げられてゐる。

永徽五年累遷洛州刺史、時豪富之室、皆籍外占田、敦頤都括獲三千餘頃、以給貧乏。

三千餘頃といふのは即ち富豪の家が土地制度に規定されたる永業口分田以外に占有せる所であつて、高宗時代には河南府即ち洛州に於ては土地制度が正確に行はれてゐなかつたことを示すものである。地方のみならず王城近くにも權勢ある王公貴人によつて土地兼併が行はれたことは勿論である。高祖の王子建成、元吉の驕恣の生活を描寫せる文の中に「并兼田宅、侵奪犬馬、同惡相濟、掩蔽聰明」(舊唐書卷六十四隱太子建成傳)とあるが如きはその一例とするに足るものである。又通鑑卷二百七則天太后の長安四年の條に

司刑正賈敬言奏、張昌宗強市人田、應徵銅二十斤、制可、

とあつて、張昌宗が太后の信任に乗じて人の田を強制的に買ひ取らむとせし如きもそれである。尙唐代に於て朝廷貴人の信任を受けて隆盛の極に達した所の佛道兩教の寺觀が、或は喜捨により或は僧徒の兼併によつて多數の田園を所有してをつた。そして百姓を侵害すること甚だしくて朝廷に於ても屢々その取締を講ぜねばならなかつた。従つてこれが土地制度を崩解せしむる有力なる一原因となつたことは疑ない。

王公貴人富豪が貧民の土地を兼併して大地主制の發生を促したことは遠く秦漢時代に甚だしかつた。そして均田制なるものが發生したのも畢竟この社會的動亂に備へむが爲に外ならなかつた。しかしこの土地公有の制度は

人々の自由活動と私有權との要求に迫られて完全に實施することが出来なかつた。従つて土地兼併の趨勢は常に絶ゆることなく進みつゝあつた。それ故に唐初といへども土地兼併を全く阻止することが出来なかつたのであるが、しかし幾分土地制度の勵行によつて緩和することが出来た。然るにその後次第にこの制度が行はれなくなり、土地兼併の弊も甚しきを加へた。通典の著者は開元二十五年の土地制度を記した後に

、雖有此制、開元之季天寶以來、法令弛壞、兼并之弊、有踰漢成哀之間、

と云つてをるの、よくその時代の形勢を現したものである。この時代には久しき秦平によつて朝廷を始めとして貴人富豪が競うて驕奢の生活に走り、これを制する法制も亦弛緩した爲めに、土地兼併の勢は益々盛となつた。そしてこれらの享樂生活の資財を盡せられた。それが爲め土地公有制度は既にこの時代から内部的に崩解せるものと見ることが出来る。そしてこの勢を一層盛ならしめた外的原因は、九年間に亘つて中原地方を荒した所の安史の大亂であると云はねばならぬ。この兵亂は單なる政治的一事件として終つたのではなく、社會的にも確かに時代を劃する程の大なる影響を與へてをる。それ故に唐の均田制もこれを以て崩解の時期と見ることが出来る。これ以後に於ては朝廷に於てもこれを復興せむとする運動も行はれなかつたやうである。ひたすら崩解後の處置に苦心する外は施すべき手段もなかつた。そして終に徳宗の時に至つて税法の改革となつて現れた。

既に述べし如く租庸調と均田制とは不可分のものであつて、土地の均分は原則としては租庸調の負擔を豫想し、租庸調の制度は必ず土地の均分を前提として成立するものである。それ故に租庸調の實質は晉代に於ける占田制

度と結合し、それ以後均田制と並行して常に行はれて来た。それが最も完全に組織されたものは勿論唐代である。その制度によれば百畝の田を受けた所の百姓は皆一様に租として一定の粟を出し、調として一定の絹布を納め、庸として一定の力役に服するのである。特別の者に限つて課役を免ぜらるることもあつたが、原則としては總ての丁男はこの規定によつて同額の賦役を負担したのである。従つてその間には何ら貧富の差等が設けられてゐないのであるから、貧者も富者も租庸調を納めることは全く同等である。その理由は容易に理解される如く、租庸調を納むるものは皆同額の土地を分配されたる者である。而して農民の財源の大部分を占むる所の土地が平等に分配されたる以上は、その間に貧富の差等を設けることが出来ぬと考へたるによるものである。従つて此の考へに依れば社會は甚だ單純な~~る~~となり、總ての農民（當時の人民は主として農民であつたから人民と云つてもよいが）は同額の田を給與されて同額の租庸調を負担する所の平等的社會であつたかにも思はれる。しかし現實の社會はかくの如き單純なるものではなかつた。その間に貧富の懸隔あることを看過することは出来なかつた。殊に農民以外商人階級が相當に發達しつゝあつた爲めに、唐に於てはその富に應じて戸等を九等に分つて税錢したことは前述の通りである。戸等を分つたことは商工のみならず一般にも及ぼされてをる。通典によれば高祖の武徳六年三月には天下の戸を其資産に應じて三等となし、九年三月に至つて三等を改めて九等とした。天下の戸等を定めたことは唐以前から行はれてをる。北魏に於ても貧富によつて租輸に三等九品の制を立ててをり、北齊に於ても九等之戸を立て富者はその錢に税し貧者は力役に従はしめたことがある。これによれば唐以前に於ては

貧富に應じて租税に差等が設けられてあつたことは明かである。唐時代に於ても既に高祖の時に天下の戸等を九等に分つてをり、玄宗開元十六年にも詔して三年毎に九等を以て戸籍を定めしめてをる。かく百姓の戸等をも定めたのはこれに依つて戸税を課する爲であつたと解せばならぬ。通典卷六を見るに

武太后長安元年十月詔天下諸州王公以下、宜准往例稅戶、

とあつて王公以下に戸税を課したことが知られる。而してこれに百姓も加つてをつたことは唐會要卷八十五に引ける則天武后の萬歲通天元年七月二十三日の詔に

天下百姓父母外令繼別籍者、所析之戸等第、並須與本戸同、不得降下、

とあるによつて察せられる。百姓が別籍して戸等を下りこれによつて戸税の額を少くせむとしたのであらう。同様のことは玄宗時代にもあつた。それは舊唐書食貨志に引く天寶元年正月一日の赦文に

如聞百姓之内、有戸高丁多、苟爲規避、父母見在、乃別籍異居、宜令州縣勘會、（下略）

とあつて、百姓の中にも戸税を免るる爲に別籍異居して戸等を下らむとした者がある。

かくの如く唐初からして租庸調以外に貧富の差に應じて戸税を課することが行はれてをつた。そして田を給與されざる工商は勿論の事、給田を受けし一般百姓と雖もこれによつて幾分の戸税を負担したものと思はれる。しかし唐初に於て受田者の租税といへば主として租庸調であつたことは勿論である。然るにこの制度は土地制度の崩解すると共に漸次行はれなくなつたことは自然の勢である。殊に玄宗の末年には全く戸籍が正確に行はれな

つた爲めに實際の戸口と戸籍とは一致せざることとなつた。戸籍が不正確であれば給田并に租庸調が完全に行はることは不可能である。天寶年間に王鉞なる者が戸口使となつて聚斂に努めた時に舊籍によつて三十年以内の租庸調の不足を徴收せし如き如何に税法の混亂せるかを想像せしむるものである。安史の兵亂以後は全く戸籍が亂れ官吏の不正人民の欺瞞が盛に行はれて租庸調を復興することが出来なくなつた。殊にその基礎となるべき均田制度もこれと同時に殆ど崩解して富者は廣大なる土地を占有せる爲めに、多くの百姓は全く土地を失うて他郷に流浪するに至つた。かくの如く土地の分配が平等に行はれなくなつた以上はその基礎の上に立つ租庸調の法も亦實行が不可能となることは當然である。従つて租庸調に代つて起るべきものは貧富を基礎とする所の戸税法でなければならぬ。

戸税の法は唐初から行はれてをたつたのであるが、租庸調に代つてこれが租税の原則となつたのは徳宗の時である。この改革が行はれたのは唐書徳宗本紀によれば建中元年二月の事である。即ち

建中元年二月丙申、初定兩稅、

とあるが、舊唐書徳宗本紀には

建中元年正月辛未、有事於郊丘、是日還宮御丹鳳門、大赦天下、自艱難以來、徵賦名目頗多、今後除兩稅外、輒率一錢、以枉法論、

とあつて既に正月税法を公布してをる。そして同書食貨志を見るに

建中元年二月、遣黜陟使分行天下、其詔略曰、戸無主客、以見居爲簿、人無丁中、以貧富爲差、行商者在郡縣稅三十之一、居人之稅、秋夏兩徵之、各有不便三之、餘征賦悉罷、而丁額不廢、其田畝之稅、率以大曆十四年墾數爲準、徵夏稅無過六月、秋稅無過十一月、違者進退長吏、令黜陟使各量風土所宜、人戸多少、均之定其賦、尙書度支總統焉、

とあつて、二月には黜陟使を天下に派遣してこれを一般に知らしめたことが知られる。而してこの改革は時の宰相楊炎の獻策に據つたものであることは新舊唐書の彼の傳によつて明かである。

さて兩税法の改革の要點が何所にあつたかは、先に引く詔によれば即ち「戸無主客以見居爲簿、人無丁中以貧富爲差」といふ點に存することが知られる。この二つの點が從來の租庸調と根本的に相違してをる。即ち租庸調は受田者に課するものであるから、郷里の田宅を捨てて他郷に流浪し人の家に寄寓する所の客戸にはこれを負擔せしむることはなかつた。ただ幾分の戸税を課したに過ぎなかつた。しかるに兩税法は必しも授田を豫想せざるが故に、主戸たると客戸たるとを問はず資財あるものには悉く課したのである。第二に租庸調は貧富の差なく單に年齢を標準として課した。即ち男子が歳十八以上に達して田を給せらるると共に始めて租庸調を課し、老男篤疾廢疾者若くは寡妻妾等の完全に百畝の田を給せられざる者には課役を免ずる規定であつた。然るに兩税法に於ては反對に年齢の差異に拘らずただその貧富の差等に應じてその額を定めたのである。かくの如く兩税法の中には均田制の土地公有と平等分配との分子を全然除外したものである。従つてこの改革は朝廷に於ても全然均田制

の精神を否認せしことを示すものである。

然らば兩税法は徳宗の時に始めて現れたものであるかといふに、既にその萌芽は代宗の時に存在する。唐書食貨志に

自代宗時、始以畝定稅而斂以夏秋、

と云へるは實にそれである。文獻通考卷三には

大曆元年詔天下苗一畝稅錢十五、市輕貨給百官手力課以國用急不及秋、苗方青則徵之、號青苗錢、又有地頭錢畝二十、通名青苗錢、

と記されてをる。これによれば畝毎に稅錢し而も秋の收穫を待たずして徵收したのである。その次に

又詔上都秋稅分二等、上等畝稅一斗、下等六升、荒田畝稅二升、

とあるによつて稅を夏稅（青苗錢）と秋稅とに分つたことが知られる。租庸調に於てはそれを負擔する者の土地は皆同額なることを假定するもの故、それに於ては畝の多少を量つて課することはなかつた。従つて代宗の時に畝に稅せしは租庸調の原則を否定したものと云はねばならぬ。かくの如く田の有無と多寡とによつて田租を課したのであるから、調として布帛を課する代りに貧富を基礎とする戶稅の法が發達したことも自然の徑路と云はねばならぬ。即ち舊唐書食貨志を見るに

大曆四年正月十八日勅有司定天下百姓及王公已下每年稅錢、令爲九等、上上戶四千文、上中戶三千五百文、

上下戶三千文、中上戶二千五百文、中中戶二千文、中下戶一千五百文、下上戶一千文、下中戶七百文、下下戶五百文、其見官一品準上上戶、九品準下下戶、餘品並準依此戶等稅、若一戶數處任官、亦每處依品納稅、其内外官仍據正員及占額内闕者稅其賦、及同正員文武官、不在稅限、其百姓有邸店行鋪及鑛冶應準式合加本戶二等稅者、依此稅數、勘責徵納、其寄莊戶準舊例從八等戶稅、寄住戶從九等戶稅、比類百姓、事恐不均、宜各遞加一等稅、其諸色浮客及權時寄住田等、無間有官無官、各所在爲兩等收稅、稍殷有準八等戶、餘準九等戶、如數處有莊田、亦每處稅、諸道將士莊田、既緣防禦勤勞、不可同百姓例、並一切從九等輸稅、

とある。この詔によれば王公以下百姓は云ふまでもなく寄莊戶・寄住戶、若くは浮客といへども夫々資産に應じて戶稅を課したのであるから、その精神は全く兩税法と異なるものではなかつた。そして寄莊戶等にも戶稅を課したのは必しも大曆四年に始つたものでないことはその舊來の例を改めて戶等を一級づつ上げたところの詔の文によつて明かである。

以上述べし如く玄宗の時代から租庸調の制度が漸く行れなくなつて戶稅の法が漸次盛になり、次で代宗の時に至つて租庸調の原則が破壊され、終に徳宗の即位と共に稅法の大改革となつて現れたことは何を語るものであらうか。この改革が行はれたのはその間に社會的變動が著しく發展せしむるものであるが、その最も重要な變動は土地公有制度の崩解であると思ふ。勿論均田制はその制度の當初より完全に實施されず、その後といへども漸次崩解に向ひつゝあつたのであるが、尙制度としては嚴存してをり朝廷に於てもその實行を獎勵

してをつた。しかるに代宗の時に至つてはその制度そのものの精神すら破壊されて来たことをこれによつて證することが出来る。従つて北魏以來久しく採用されて来た所の均田制は玄宗以後、代宗に至る十餘年の間には全く崩解したものと見る事が出来ると思ふ。

- (一) 唐武德七年、(陝西省)同州治中雲得臣開渠、自龍首引黃河、溉田六十餘頃、(文獻通考卷六)。
- (二) 貞觀十一年(通典には)(江蘇省)揚州大都督府長史李襲稱(唐書には)、以江都俗好商賈、不事農業、及引雷陂水、又築白城塘、溉田八百餘頃、百姓獲其利、(同)。
- (三) 貞元八年嗣曹王皋爲荆南節度觀察使、先是(湖北省荊州)江陵東北七十里有廢田、旁漢古堤、壞決凡二處、每夏則爲浸溢、皋始命塞之、廣良田五千頃、畝收一鍾、(同)。
- (四) 元和四年奉使東蜀劾奏、故劍南東川節度使嚴礪濫制擅賦、又籍沒塗山甫等吏民八十八戶、田宅一百一十一、奴婢二十七人、草千五百束、錢七千貫、時礪已死、七州刺史皆責罰、(舊唐書卷百六十六元稹傳)。
- (五) 陸宣公奏議には莊田若くは莊宅桑田とある。
- (六) 晉武帝平吳之後、制戶調之式、丁男之戶、歲輸絹三匹綿三斤、女及次丁男爲戶者半輸、(下略)(通典卷四)。
- (七) (武德)六年三月令天下戶量其資產、定爲三等、至九年三月詔天下戶立三等未盡升降、宜爲九等、(通典卷六)。
- (八) 莊帝即位、因人貧富爲租輸三等九品之制、千里內納粟、千里外納米、上三品戶入京師、中三品入他州要倉、下三品入本州、(通典卷五)。
- (九) 北齊文宣受禪、多所草創、(中略)始立九等之戶、富者稅其錢、貧者役其力、(同)。
- (一〇) 開元十六年詔每三歲以九等定籍、(文獻通考卷三田賦考)。

(一一) 至天寶中王鉞爲戶口使、方務聚斂、以丁籍且存則丁身焉、往是隱課而不出耳、遂案舊籍、計除六年之外、積徵其家三十年租庸、天下人苦而無告、則租庸之法弊久矣、(舊唐書卷一百十八楊炎傳)。

(一二) 炎因奏對懇言其弊、乃請作兩稅法、以一其名、曰凡百役之費、一錢之斂、先度其數而賦於人、量出以制入、戶無主客以見居爲簿、人無丁中以貧富爲差、(下略)(同)。

## 第二章 唐代に於ける莊園の發達

### 第一節 莊園の起原及び性質

唐の均田制はその制定の當初から既にこれを完全に實行することが出来なかつたやうであり、又それも幾何ならずして早くも崩解し始め、玄宗以後には殆どその形を失ひ、終に德宗の時には公然その原則が否認されたことは前章に述べた通りである。かくの如く土地制度が崩解すると共に、貴人富豪の土地兼併が盛に行はれたのであるが、唐代に於てそれが如何なる形式の下に行はれたであらうかは次に研究すべき問題でなければならぬ。唐代の文獻には莊園とか莊田とかいふ莊の字の付いた言葉が多く見えてをる。そしてこれらの言葉が王公貴人の私有地を指したものであることは明かである。又それが餘程廣大なものであつたことも容易に想像される。故にこの莊なるものが土地兼併の重要な一形式であつたと云はねばならぬ。この問題に就ては、既に明治三十九年に中田博士の研究が發表され、大正六年には加藤繁氏がその説を批判しつゝ新しい説を發表されてをる。これらの研

究によつて大體の莊園の性質は明かになつて來た。それ故に今は兩氏の研究を中心としてその不備なる點を補足し又それと土地制度の崩解との關係及びその社會的影響に就て觀察しようと思ふ。

莊なるものは何時頃から起つたかといふに、その起原に就て中田博士は、これを文獻上に求むる時は唐高宗の上元元年(西紀六七四)であるとし、更に日本に於ては已に書紀の大化元年(唐貞觀十九年<sup>西紀六四九</sup>)の詔文中に「たどころ」の漢譯として田莊なる文字が用ゐられてを點より推して、莊なる語が支那に於て用ゐられたのは既に唐初若しくは隋代にあることを推定された。これに對して加藤氏は莊なる言葉は既に南北朝時代にも見えてをのみならずその實質は遠く漢代にまで溯り得ることを論證されてをる。この相違を生じたのは全く莊なる言葉の解釋に基くものである。中田博士はこれを解釋して「庄ナル語ハ元來田間ノ屋舎ヲ意味スル語ナリ、然レドモ唐ニ至テハ已ニ其原義ヨリ轉ジテ、城外ニ存在スル私有土地殊ニ大地主ガ經濟上ノ目的ヲ以テ所有スル土地ヲ意味シタルモノナリ」(國家學會雜誌第二十卷第一號頁五一)といひ、殊に經濟的土地制度としての庄(莊の略字)の起原を論じてをられるのに對し、加藤氏は「唐代に於て莊・墅・別業など呼ばれたものは王公百官富豪などの別莊で其の中城外に在るものは大抵花木泉石の外廣大な田園を含んで居たのである。さうして其の田園を含んで居る場合の多かつた結果、遂には貴人富豪の所有地は別莊としての設備の有り無しを問はず莊・莊田・莊園などと呼ぶやうになつたのである」(東洋學報第七卷參號頁三二六)と解釋されたのによる。しかし莊なる言葉が中田博士の云はるる如く大地主が經濟上の目的を以て所有する耕地の意味に用ゐられたのは、文獻上これを上元元年以前に溯

ることが出来る。それは續高僧傳(唐釋道宣撰)卷三十九釋慧覺傳に京師の清禪寺のことを述べて「所以竹樹森繁園圃周遠、水陸莊田倉廩礮庫藏盈滿莫匪由焉」とあり、慧覺は太宗の貞觀初年の入寂であるからこれは少くとも高祖の時に設置されたものと見ねばならぬ。しかしそれ以前に溯ることは困難である。しかるに博士は後の所に庄には娛樂の爲めに設けたる庭園の類も存在するといはれてをるが、その意味に於ける庄の起原に就ては言及されてゐない。博士は兩者を全く別種のものと思はれた爲めであるが、その間に發生的の關係あることに注意されたのが加藤氏の新研究である。庭園式の莊は既に高宗顯慶元年(西紀六五六)にも見えてをり、更にこれを南北朝に溯ることが出来る。即ち當時の詩に見えてをる山莊又は仙莊といふのは庭園式別莊を指したものであることは疑ない。更にその實質は南北朝のみならず漢代にも存在したことは加藤氏の論證された通りである。唐の莊園の發達を發生的に觀察すれば園・墅・別業などと呼ばれた所の庭園式別莊にその起原を求めねばならぬ。又それらの別莊の中には生活の資源となるべき多少の田園が存在し、それが時と共に漸次發達したことも疑のない事實である。又これらは後に莊とも呼ばれるやうになつたが、しかしこれを莊といふのは庭園の設備ある別莊を意味するのであつてそれに含まれてをる田園は單に莊の附屬物たるに止つたのである。それ故に大規模の莊には田園の附屬するものもあつたであらうが、小規模のものに於ては全然これを有しないものもあつたと思はれる。この庭園の設備を主とする所の莊は唐時代にも盛に存在したことは、加藤氏も引用してをられる宋の周格非の洛陽名園記の文、即ち



方唐貞觀開元之間、公卿貴戚、開館列第於東都者、號千有餘邸、

とあるに依つても明かなことであり、その中に於て裴度の午橋莊、王維の輞川莊、李德裕の平泉莊、司空圖の莊の如きは最も有名なものであつたらう。又これらの別莊には多く田園が存在し、司空圖の莊の如きは良田數十頃に及んだ程である。しかしこれらの莊は庭園式の設備がその主なる目的であつて田園は單にその附屬物に過ぎなかつたことは前代のそれと何ら異るところがない。而してそれらは多く莊・莊宅・別墅・別業と呼ばれてをったのである。しかし吾々の注意すべき點は前代には未だ見えてゐない所の莊田又は莊園といふ言葉が文獻上に現れてゐることである。中田博士が純然たる經濟上の目的を以て所有する私有地として注意されたのは即ちこれを指すのである。勿論この莊田又は莊園なるものは別墅・別業等と呼ばれた所の庭園式別莊から漸次發達したものであらうが、それらに於ては單に附屬物たるに止つた所の田園がこゝに至つては全く主たる目的物となり、庭園の設備が却つて第二義的のものとなつた。そして庭園の設備の有る無しを問はず一般に貴人富豪の廣大なる私有地を莊田・莊園と呼ぶに至つたのは、唐代又は隋代に始めて現れた所の新しい社會現象であると云はねばならぬ。唐の莊園は日本に發達した所の莊園とその名を等しくするものであるが、しかしこの兩者は全くその性質を異にするものである。それは日本の莊園が一般に云はれてをる様に不輸と不入との特權を有してをったのに對して唐の莊園にはそれが一つも存在しないといふ點である。莊園といへども一般の田園と同様に公の租税を負擔したことは既に中田博士も論證されてをる。不輸の特權がなかつた例は、舊唐書食貨志（唐會要卷八十二にも出づ）

に引く所の代宗の大曆四年正月十八日の勅に天下の戸を九等に分つて税することを記した所に

如數處有莊田、亦每處稅、諸道將士莊田、既緣防禦勤勞、不可同百姓例、並一切從九等輸稅、

とあつて莊の所有者より戸税を徵收したことが知られる。又唐會要卷八十四には

（宣宗大中）六年三月勅、先賜鄭光鄂縣及雲陽縣莊各一所、府縣所有、兩稅及差科色役、並特宜放者、中書門下奏、伏以鄭光是陛下元舅、寵待固合異等、然而據地出稅、天下皆同、隨戶雜徭、久已成例、（中略）今獨忽免鄭光莊田、則似稍乖前意、（下略）

とあつて天子の元舅に於てすら庄田の免稅は許されなかつた。そしてこれに依ると庄田の所有者は租税のみならず力役をも負擔したのである。既にかくの如く莊園には不輸の特權がなかつたのであるから、不輸の結果として起る所の不入の特權が存在しないことは當然のことである。唐語林（宋王讜撰）卷二に、

鄭光宣宗之舅、別墅吏頗恣橫、爲里中患、積歲征租不入、戶部侍郎韋澳爲京兆尹、擒而械繫之、及延英對、上曰卿禁鄭光莊吏何罪、澳具奏之、（下略）

とあるはその一例である。こゝにいふ別墅吏又は莊吏といふのは鄭光の莊園を監理する所の私吏であることは中田博士の云はるる通りである。韋澳が京兆尹となつたのは大中八年五月のことであるが（舊唐書宣宗本紀）、鄭光の莊吏が私利を計つて公の租税を怠つたのに對して斷然たる處置に出たのは莊園といへども不入の權なきことを

示す實例である。

かくの如く唐の莊園には何ら法律上の特権があつたのでもなく、又それに関する法律上の規定もなかつたやうであるから、これを日本の莊園制度の如き特別の制度と見ることは出来ぬ。恐らくは加藤氏の云はるる如く當時世人が富豪貴人の所有する田園を呼ぶに用ゐてをつた所の俗語に過ぎなかつたであらうと思はれる。

(一) 舊唐書卷七十八子志寧傳に「顯慶元年遷太子太傅、嘗與右僕射張行成、中書令高季輔、俱蒙賜地、志寧奏曰、臣居關右、代襲箕裘、周禮以來、基址不墜、行成等新營莊宅、尙少田園、於臣有餘、乞申私讓、帝嘉其意、乃分賜行成及季輔」とある莊宅は庭園式の別莊を指したものである。

(二) 舊唐書宣宗本紀には「二月右衛大將軍鄭光、以賜田請免租稅、宰相魏謩奏曰、鄭光以國舅之親、賜田可也、免稅無以勸蒸民、勅曰一依人戶例供稅」とある。

(三) 寺觀の莊園といへども不輸の特典なきことは中田博士も引用してをらるる所の唐會要卷八十九に「元和六年正月京城諸僧有請以莊磴免稅者、宰相李吉甫奏曰、錢米所徵素有定額、寬縮徒有餘之力、配貧下無告之民、必不可許、從之」とあるによつて一般にさうであつたらうと推測される。

## 第二節 土地制度の崩解と莊園の發達

唐代に莊園の發達せしことと土地制度の崩解とは如何なる關係の下に立つものであらうか。この問題は均田制崩解の徑路を研究せむとする者には興味あるものといはねばならぬ。中田博士はこれに對して「所謂支那ノ庄ナ

ル制度ハ唐ノ均田法ガ漸ク破壞ノ途ニ就キ、土地兼併ノ結果トシテ大地主制ガ到ル處ニ發生スルニ伴ヒ漸次發達シタル土地制度ナリ」(國家學會雜誌第二十卷第一號頁五十一)と云つてをらるるが、唐の莊園が特別の制度でなかつたことは前述の如くである。又莊園の實質は唐の均田制が崩解した結果として始めて現れたものでもなく、既に周の土地公有制度の崩解と共に漢代に發生してをることは加藤氏の論證された所である。又莊なるものが悉く違法賣買による土地兼併の結果であつたとは思はれない。何となればその中には下賜の莊園が少くなかつたからである。

特別の功勞ある者又は特別の寵遇を受けし者に莊宅の下賜された例は隨所に散見してをる。例へば舊唐書卷百六王毛仲傳に

毛仲雖有賜莊宅奴婢駝馬錢帛、不可勝紀、常於閑廐側內宅住、

とあつて、當時に於ては莊宅が奴婢等と共に重要な下賜品となつてをつた。王毛仲は開元時代に勢力のあつた武臣である。又この時代に宰相の地位にあつた李林甫にも莊園の下賜されたことが見えてをる。即ち舊唐書卷百六李林甫傳を見ると

林甫京城邸第田園水磴、利盡上腴、城東有薛王別墅、林亭幽遠、甲於都邑、特以賜之及女樂二部、天下珍玩、前後賜與、不可勝紀、宰相用事之盛、開元已來、未有其比、

とあるのはそれである。同じくこの時代に安祿山にも莊宅を下賜したことがあつた。舊唐書玄宗本紀に

(天寶)十三載正月乙巳、加安祿山尚書左僕射、賜實封千戶、奴婢十房、莊宅各一區、とある。これらはいづれもその人の生存中に下賜された例であるが、その人の死後に生前の功を追賞して孫に莊宅を下賜されたこともある。それは舊唐書卷百二十八段秀實傳に

諡曰忠烈、宜付史官、仍賜實封五百戶、莊宅各一區、

とあつて、段秀實は德宗の建中四年に朱泚の謀叛に死したる爲めに死後に及んでその忠節を賞したのである。更に舊唐書卷百二十一李懷光傳を見るに

懷光死、時年五十七、尋詔以男一人爲嗣、賜莊宅各一所、

とある。これは德宗の貞元元年のことであるが五年には外孫の燕八八なるものをしてその後を嗣がしめ

仍賜錢一千貫(唐大詔令集卷六五七、  
は一千貫文とある)、任於懷光墓側、置立莊園、侍(詔令集には  
候とある)養、懷光妻王氏、并備四時享奠之禮、

とあるもその一例である。燕八八の場合に於ける如く金錢を下賜して莊宅を買はしめたこともあつた。さて此等の文に莊宅各一區とあつて莊と宅とを別のものとしてをるが、これは城内にある本宅とそれに対する別莊とを指したものであらう。

下賜の莊宅も、最初は一般莊宅と同様に、賣買貼賃の自由が許されてをつたやうである。それは唐會要卷四十五に

(元和)四年三月上覽貞觀故事、嘉魏徵諫誣匪躬、詔令京兆尹、訪其子孫及故居、則質賣更數姓、析爲九家矣、

上覧之、出內庫錢二百萬贖之、以賜其孫稠及善馮等、禁其質賣、

とあつて、これは魏徵の子孫が再びその第宅を失はむことを慮つて當時下賜の莊宅の質賣が自由であつたにも拘はらず、特にその質賣を禁じたものと解せられる。しかるに加藤氏は「内莊宅使考」(東洋學報十ノ二)に於て舊唐書憲宗本紀元和八年十二月の條に

辛巳勅、應賜王公公主百官等莊宅碾磑店鋪車坊園林等、一任貼典貨賣、其所緣稅役、便令府縣收管、

とあるを引用して「此の年特に斯様な勅の降つたのを觀れば此れまでは下賜の莊宅の賣買質入は禁止されて居たと解釋しなければなるまい」(頁二二七)と云つてこれを以て下賜の莊宅の質賣が許された最初と見てをられる。若しさうとすれば同じ論理に依つて元和四年に魏徵の子孫の莊宅の質賣を禁じたのはこれまでは下賜の莊宅の賣買質入は自由であつたと解釋しなければならぬ。しかし氏が是の如き解釋を下されたのは、元和四年の事件を元和八年の詔より後のことと思ひ誤つた所から來た不隨意的の誤解であらうと思はれる。しからば從來許されてをつた所の下賜の莊宅の質賣を何が爲めに八年に至つて再び許可の詔が出たのであらうか。思ふに從來下賜の莊宅の質賣が自由であつた爲めに折角下賜された莊園もその子孫の代に至つて人手に渡るものが多かつたことは必しも魏徵の莊宅のみに限つたことではなかつたであらう。そこで魏徵の子孫が再び莊宅を失はむことを恐れて特にその質賣を禁じたのはその一救濟策であつたが、その後引き続きこの禁令を一般に下賜の莊宅に及ぼしたものではなからうか。恐らくはさうであらうと思はれる。しかるにこの禁令も容易に實行されずして權勢ある者から

の反對に遇ひ八年には再び從來の如くその質賣の自由を認めたと解せられる。

かくの如く莊の中には下賜に依るものが相當に多かつたのであるが、しかしその範圍は王公公主又は特別に功勞若くは寵遇ありし者に限られてをつた。従つてその數も全體より云へば僅かにその一部分に過ぎなかつた。その他の大部分は違法賣買、貼賃又は強奪に依つて生じたものと見ねばならぬ。この事情を最もよく現してをるのは冊府元龜卷四百九十五に引く天寶十一年十一月の詔である。その中に

如聞王公百官及富豪之家、比置庄田、恣行吞併、莫懼章程、借荒者、皆有熟田、因之侵奪、置牧者、唯指山谷、不限多少、爰及口分永業違法賣買、或改籍書、或云典貼、致令百姓無處安置、乃別停客戶、使其佃食、既奪居人之業、實生浮惰之端、遠近皆然、因循亦久、(下略)

とあるに據れば唐の中期には種々の手段の下に土地の兼併が行はれて莊園となつたことが知られる。或は賣買により或は貼賃に依つて百姓の永業田のみならず口分田までも富豪貴人の手に歸し、或は公私の荒廢地の下賜を請ひその中には荒廢と稱して實は熟田を下賜されようと計つたり、或は牧田の下賜を請ひて廣大なる山野を占有して皆これを己の莊園としたのである。又地方官が任地に赴く時にはその地にも莊園を置いた事は上の詔の續きに

又郡縣官人、多有任所寄庄、言念貧弱慮有侵損、先已定者、不可改移、自今已後、一切禁斷、とあるによつて知られるが、地方官が任所に於て百姓の莊園舍宅を買つて寄莊としたことは唐會要卷八十三に引ける憲宗元和十四年二月の詔によつても明かである。

唐の均田制の規定に依ると王公官人には一般人民に比して遙か廣大なる永業田が給せられその多きは百頃に及んでをる。かくの如き規定の設けられたのは全く彼等をして權勢に任せて百姓の利を侵害することなからしめむが爲めであつた。しかるに中期頃には土地制度が次第に行はれなくなると共に王公百官は永業田のみにては満足せずして盛に莊園の設置を行つたのである。そしてこの風潮は獨り中央に於けるのみならず地方に於ても盛にこれが傳播したものである。

これらの別墅又は莊園と呼はるる貴人富豪の私有地には賣買貼典の自由のあつたことは唐會要卷八十九に

至(高宗上元元年)十二月二十九日詔、應典貼莊宅店舖田地碾磑等、先爲實錢典貼者、令還以實錢價、先以虛錢典貼者、令以虛錢贖、(下略)

とあるによつて疑ない事實である。従つて莊園の間にも兼併を免れることが出来なかつた。殊にその子孫に不肖の者が出る時には父祖の代に設置した莊園も忽ち權勢あるものに兼併されるのを常とした。太宗時代の魏徵の第宅が憲宗時代には悉く他に質賣されてゐたるが如き、或は徳宗時代に馬燧の死後その田園第宅が權勢あるもの爲めに逼取され、その子の暢が死する時には悉くその財産を失つて、その子孫は居るに室なく凍餒に逼らるるに至りし如きその一例である。尙ほ北夢瑣言(宋孫光憲撰)卷三には次の様な興味ある記事を載せてをる。

唐咸通中荆中(今日の湖北荊州)有書生、號唐五經者、學識精博實、曰鴻儒、旨趣甚高、人所師仰、聚徒五百輩、以東脩自給、優游卒歲、有西河濟南之風、幕寮多與之游、常謂人曰、不肖子弟有三變、第一變爲蝗蟲、謂饑莊而

食也、第二變爲蠶魚、謂鬻書而食也、第三變爲大蟲、謂賣奴婢而食也、三食之輩、何代無之。これによると不肖の子が衣食に窮して第一に賣り拂ふものは莊宅であつたことが知られる。この風習は必しも唐末に限つたことではなく中期にも盛であつた。そのことは處々に散見してをるがその一例を擧ぐれば、舊唐書卷九十九張嘉貞傳に

嘉貞雖久歷清要然不立田園、及在定州所親有勸植田業者、嘉貞曰、吾忝歷官榮、曾任國相、未死之際、豈憂飢餓、若負譴責雖富田莊、亦無用也、比見朝士廣占良田、及身沒後、皆爲無賴子弟、作酒色之資甚無謂也、聞者皆歎伏、

とある。張嘉貞は玄宗初期の人であるが、既にこの頃には子孫の爲めに莊園を設置することが貴人の間に盛に行はれたこと、及び父祖の莊園を頼む所の不肖の子弟が酒食に耽つて終にはその莊園を失ふ者の多かつたことがこれによつて十分偲ばれる。それ故に開元九年に死んだ所の姚崇は子姪等に遺言して先に分配せる莊田、水碾を失はざらしめむとしたことが舊唐書卷九十六の彼の傳に見えてをる。開元天寶時代には莊園の設置が盛に行はれ、王公貴人はいづれも子孫の爲めにこれを設けたのであるが、その子孫はそれが爲めに生活の保證を得て享樂生活に耽つたのである。この時代に於ける貴人富豪の華かな生活は全くかくの如き經濟的基礎の上に立つてをつたことは吾々の注意を引く點である。

さて以上述べし所を綜合して云へば、莊園なるものは娛樂を目的とする所の別莊から漸次發達したものである。

そして唐時代にはこの種のもものが盛に設けられたのみならず終には最初の目的が分化して純然たる經濟的立場から設けられたる私有の田園をも莊園・莊田と呼ぶる様になつた。かくの如くこの時代に莊園が急激に發達したのは全く土地制度の崩解に伴ふ土地兼併の結果であると云はねばならぬ。殊に比較的長く秦平の打續いた開元天寶時代には王公貴人若くは富豪が競うて驕奢の生活に走つたのであるから、これが莊園の發達を助長し延いては土地公有制度をも破壊せしむるに至つたやうに思はれる。しかし莊園なるものは土地制度の布かれた唐初にも既に相當の發達を遂げてをつた。それ故にこれが反つて土地公有制度に影響してその實行を困難ならしめたことも看過してはならぬ。かくして安史の兵亂以後には土地制度も全く崩解に歸した爲めに、百姓の田宅は多く王公貴人富豪若くは新に勢力を増した所の軍人及び宦官の所有に歸し、莊園が全國に互つて到る處に散在するやうになつたのである。

(一) 元和十四年二月勅、如聞諸道州府長吏等、或有本任得替後、遂於當處買百姓莊園舍宅、或因替代情弊、便破定正額兩稅、不出差科、今後有此色、并勒依元額爲定、(唐會要卷八十三)。

(二) 燧既卒、暢承舊業、屢爲豪幸邀取、貞元末中尉申志廉諷暢令獻田園第宅、順宗復賜暢、初爲樂妻所訴析其產、中貴又逼取、仍指使施於佛寺、暢不敢言、晚年財產並盡、身沒之後、諸子無室可居、以至凍餒、今奉誠園亭館、卽暢舊第也、(舊唐書卷百三十四馬燧傳)。

(三) 崇先分其田園、令諸子姪、各守其分、仍爲遺令、以誡子孫、其略曰(中略)比見諸達官、身亡以後、子孫既失覆蔭、多至貧寒、斗尺之間、參商是競、豈唯自玷、乃更辱先、無論曲直、俱受噬毀莊田水碾、既業有之、遞相推倚或致荒唐時代の土地問題管見

(四) 國家學會雜誌第二十卷第一號「日本庄園の系統」頁五九—六〇参照。

### 第三節 莊園の分類

唐代には莊園が到る處に存在したことは明かであるが、これらの多くの莊園はその所有主に随つて三つに分類して觀察することが出来る。即ち一は官有の莊園、二は私有の莊園、三は寺觀の莊園である。今はこの順序に従つて述べることにする。

#### (一) 官有の莊園

唐代に官有の莊宅のあつたことは疑ない事實である。そしてそれら官有の莊宅は買上・獻納・沒收により、或は前代の帝王王公等の所有地及び廢殘の寺觀の官有に歸することなどによつて生じたこと、これら官有の莊宅は皇室の種々の用に供せられたり或は寺觀に喜捨されたり或は下賜貸附に用ゐられ或は民間に賣却されたこともあつたこと等に就ては加藤氏が既に「内莊宅使考」(東洋學報第十卷第二號)の中に論證されてをる。尙帝室にはこれらの莊宅以外に田園も少からず存在したのであるが、莊田又は莊園といふ主として田園を指した所の言葉は餘り見えてゐないやうである。しかし大逆謀叛罪を犯せし場合には一般の資財と共に莊園も沒收されたことであらうし、又寺觀にも莊園が存在したのであるからそれが廢殘に歸すれば自ら官有となつたことと思はるるが故に事實に於

ては官有の莊園も存在したのである。それにも拘らず莊田若くは莊園なる言葉の餘り見えてゐないのは恐らくこれらのものを一般には莊園と呼ばなかつたのであらう。何となれば莊園といつても特別な法律上の用語ではなくして世人の慣用せる俗語に過ぎなかつたと思はれるからである。

若し官有の莊園又は莊田があつたとすれば奴婢をしてこれを耕作せしめたであらうが、又別に莊宅と共に人民に貸與して税を納めしめたことも少くなかつた。殊に地方にある莊宅田園に多かつたやうである。唐會要卷八十三を見ると、

大曆十四年五月内莊宅使奏、州府沒入之田、有租萬四千餘斛、官中主之爲冗費、上令分給所在、以爲軍儲、とあつて、代宗時代に相當に多くの田園が地方に存在したと思はれる。そしてこれらの田園は多く人民に貸附けて租米を徵收したのである。又徳宗の貞元二十一年にも興元元年より貞元二十年に至る二十一箇年間の畿内及び諸州府の莊宅店鋪事坊園磽零地よりの缺税を免除したことがある。<sup>(二)</sup>これによつて見ても官有の莊宅田園が畿内諸州府に多かつたこと、及びそれらは多く民間に貸與されたこと疑がない。

これらの官有莊宅若くは莊園が内莊宅使若くは莊宅使なる官によつて管理されたことは加藤氏の論證された所である。そしてこの官名が唐初に始めて設けられたといふことは如何にこの時代には官有の莊宅・田園の發達せしかを示すものである。<sup>(三)</sup>

しからは唐時代に官有の莊園がかくの如く發達したのは何が爲めであらうか。この疑問に對しては、一般の莊

園が唐の中期以後に著しく發達せると同様に官有の莊園の發達したのは唐の中期以後であるといふ點に注意せねばならぬ。思ふに民間に於ける莊園發達の一般趨勢に動かされて朝廷に於ても莊園を設置せねばならぬ必要に迫られた爲めであらう。尤も一般の莊園といへども不輸の特典はなかつたのであるから莊園が發達したからと云つて朝廷への収入が減少すべきものではないやうに思はれる。しかし田園が百姓の手より權勢豪族の手に移るにつれて租税の欺瞞といふことが比較的多くなつたといはねばならぬ。それは先の唐會要卷八十三に引ける憲宗元和十四年の勅にも地方官が任地に於て百姓の莊園舍宅を買つて寄莊とし定額の兩税差料を出さざることを禁ぜしが如き、或は唐語林に鄭光の莊吏が專横を極めて公の税を數年の間納めなかつたといふ記事の如きによつて十分窺ふことが出来る。殊に唐の中期以後に於ける地方勢力の勃興は朝廷の經濟上に深刻なる影響を與へたことであらう。地方は全く節度使の勢力に分割され、これが地方の租税を徵收し、やゝもすれば朝廷の命令に反抗せむとする有様であつたから地方よりの租税も到底完全に朝廷へ納めることはあり得なかつたであらう。朝廷に於てもこれを督責する實力もなかつた上に屢起る所の内亂の爲めに國庫の消耗は益加するのみであつた。徳宗の時に京城の富商より強制的に金錢を借用せし如き、或は間架税・除陌錢を課したるが如きは全くその窮狀を救はむとする一時的の手段に過ぎなかつた。かくの如き一般の狀勢から推論するに朝廷に於ても莊宅・田園等の官有不動産を多く設置してこれを民間に貸與しその租税を以て朝廷の經費を助けねばならぬといふ必要に迫られたからであらうと思はれる。

(一) 貞元二十一年六月丙申詔、(中略)其莊宅使、從興元元年至貞元二十年十月三十日已前、畿内及諸州府莊宅店舖車坊園墾零地等所有百姓及諸色人、應欠租課斛斛見錢雜絲草等、共五十二萬餘、並放免、(冊府元龜卷四百九十一)。

(二) 加藤氏「内莊宅使考」參照。加藤氏は内莊宅使の名の現れてをる文として五つを擧げてをらるるが、その外に、唐大詔令集卷七十二乾符二年南郊赦の中にも、内莊宅使の名が現れてをる。即ち「内莊宅使巡官及人戶等、應欠大中十三年以前至咸通八年以前、諸色錢六萬二千三百八十貫三百文、斛一十萬三千七十四石九斗、絲二十二萬七千五百八兩、麻二千四百七十斤、草二十六萬五千八百五十五束、念其累歲不稔、人戶貧窮、徒有鞭笞、終難徵納、並宜放免」とあるが、これも官有の莊宅・田園等よりの租税を免除したものと解せられる。従つてこれも氏の説を一層確かめるものである。

## (二) 私有の莊園

唐代には官有の莊園もあつたが私有の莊園がその大部分を占めてをつたことは云ふまでもない。その中期頃には王公百官及び富豪の家が種々の名目の下に莊園の設置に努めたこと、及び地方官が任地に於て百姓の莊園舍宅を買つて寄莊としたことは先に引ける天寶十一年の詔によつて明かである。中期以後に於ては新勢力たる宦官及び軍將にして廣大なる莊園を有する者が多かつた。その中に於て宦官は朝廷にあつて權力を専らにせしめ、帝城の第宅及び近畿の良田園池の半ばその所有に歸したとあるに依つてその莊園の多大なりしことが想像される。軍將は多く地方に於て多數の莊園を所有してをつたことは、劍南東川の節度使嚴礪が劉闢の亂に乗じて莊宅・奴婢等を横領せしこと、貞元元年には平盧軍の將士等の莊宅・奴婢等を安撫せしことなどによつても明かである。

これら莊園の耕地は自家の奴婢をして耕作せしめたことであらうが、廣大なる田園を有するものはそれのみにては労働力に不足を生ずる爲めに客戸を留めて小作せしめたことは明確なる事實である。これら小作人は客戸とも呼ばれたが又これを寄莊戸・莊客等の名によつて文獻に現れてをる。然らばこれらの莊客からは幾何の租米を徴収したかといふに、陸宣公奏議に

今制度弛紊、疆理隳壞、恣人相吞、無復畔限、富者兼地數萬畝、貧者無容足之居、依託強豪、以爲私屬、貸其種食、賃其田廬、終年服勞、無日休息、罄輸所假常患不充、有田之家、坐食租稅、貧富懸絕、乃至於斯、厚斂促徵、皆甚公賦、今京畿之內、每田一畝、官稅五升、而私家收租、殆有畝至一石者、是二十倍於官稅也、降及中等、租猶半之、是十倍於官稅也、

といふ文が見えてをる。これによれば京畿地方の莊田は一畝の地より一石乃至五斗からの小作料を課したことが知られる。地方の莊田は幾分これより少なかつたと思はれるが、しかし大なる差異はなかつたと見てよからう。然るに莊主より官に納むべき租稅は僅かに一畝五升到過ぎずとすれば莊園よりの利益が如何に莫大なるものであつたかは想像に餘りあるといはねばならぬ。

かくの如く莊田からは少からぬ收益があつた爲めに王公貴人及び富豪はいづれも競うて莊園の設置に努めた。従つて別墅・別業等と呼ばれたる庭園式の別宅にも田園を設置して生活の資源とする者が多かつたのである。その結果一人にして數十箇所の莊園を兼有して頗る豪華の生活を爲すものあるに至つた。舊唐書卷百十八元載傳を

見ると唐の中期に於ける貴人生活がよく描寫されてをる。

城中開南北二甲第、室宇宏麗、冠絕當時、又於近郊起亭榭、所至之處、帷帳什器、皆於宿設、儲不改供、城南背映別墅、連疆接畛、凡數十所、婢僕曳羅綺一百餘人、恣爲不法、侈僭無度。

この城南にある數十箇所の別墅には田園を含むことも少くなかつたであらうと思はれる。又これらの別墅には詩人文士を招いて宴樂に耽つた者もあつた。斐度の午橋創の別墅の如きはその一例であつて白居易・劉禹錫等と暇ある毎に酒を酌み終日高歌放言したことが彼の傳に見えてをる。當時の詩人文士が貴人の別墅の間に遊んで詩酒を事としたのみならず自らも大規模の別墅を有してをつた。玄宗時代に詩を以て名を知られし王維の輞川莊の如きはその中に於ても有名なるものである。彼はこの別墅にあつて斐廸と常に輞川に船を浮べて遊び、琴を弾じ詩を賦して日を終へてをつた(舊唐書卷百九十五王維傳)。なほこの別墅はもと中宗時代の詩人として有名なる宋之問の所有であつたが後に王維の手に歸したのである。そして彼の『輞川集』の如きはこの別墅生活から生れた所の産物である。又唐末の文士司空圖には山西省の中條山王官谷に大規模の別莊があつて周圍十餘里、その中には良田數十頃を有してをつたことが南部新書に見えてをる。彼の別莊にはかくの如く生活の基礎が確立してをつたのみならず泉石林亭の美も備つてをつた。そして日々名僧高士とその中に遊詠し晩年には好んで文を作つてをつたことが舊唐書卷百九十の彼の傳に見えてをる。従つて當時の詩文には別業の歌はれてをるものが少くないのも怪しむに足らぬ。それ故に唐代の文學を研究するにはかくの如き華かなる別莊生活の裏附けられてをることを看過して



はならぬと思ふ。

尙當時の貴人富豪が墓所の側に莊園を設置して墓守を爲さしめることが盛に行はれた。李懷光の外孫に當る燕八八に一千貫文を賜つて李懷光の墓所の側に莊園を立てて供養せしめた如きはその一例であるが、更に唐大詔令集卷八十禁喪踰禮制とある詔の中には

遂敢妄施隊伍、假設旛稍、兼復創造園宅、彫翦花樹、或桐闔木馬、工用尤多、或吉輦凶除、彩飾殊貴、諸如此類、不可勝言、

といふ文が見えてをる。こゝに云ふ園宅とは即ち李懷光の場合に於ける莊園に外ならぬ。そしてこの種の莊園に限つて下帳と云つたことが同書卷八十誠厚葬勅（開元二年八月）に見えてをる。即ち

今乃別造田園、名爲下帳、又明器等物、皆競驕侈失禮違令。

禮法の嚴重に規定されてをる支那に於ては身分以上の葬禮を行ふことは出来なかつたのであるが、唐の中期に貴人富豪の生活が豪華に流ると共に全く規定の禮法も守れなくなつた。それが爲めに莊園設置の風がこの方面にも及んで貴人富豪の間に流行したのである。朝廷に於ては王公貴人及び富豪の莊園設置を禁じて規定の永業田を踰ゆることなからしめたと同様に下帳の設置に對しても禁令を出し、以て土地兼併の弊風を改革せむとしたのである。玄宗のこの努力が如何程までその効果を收めたかは疑問である。一般莊園を設立することが改まらなかつたと同様に下帳の設置も容易に止まつたとは思はれない。

(一) 舊唐書卷百八十四高力士傳。

(二) 唐大詔令集卷百十六貞元元年八月慰撫平盧軍先陷在淮西將士勅に「其陷在淮西將士、應有親族在節度觀察使及刺史縣等、切使安存、使皆得所、如有莊宅店舖奴婢六畜產業等、各任如舊、不得有輒侵擾」。

(三) 又於午橋創別墅、花木萬株、中起涼臺書館、名曰綠野堂、引甘水貫其中、醴引脈分、映帶左右、度視事之際、與詩人白居易・劉禹錫酬宴、終日高歌放言、以詩酒琴書自樂、當時名士、皆從之遊、（舊唐書卷百七十裴度傳）。

(四) 晚年長齋、不衣文綵、得宋之間藍田別墅、在朝口、朝水周於舍下、別漲竹洲花塢、與道友裴迪、浮舟往來、彈琴賦詩、嘯詠終日、嘗聚其田園所爲詩、號朝川集、（舊唐書卷百九十五王維傳）。

(五) 圖有先人別墅在中條山之王官谷、泉石林亭、頗稱幽棲之趣、自考槃高臥、日與名僧高士遊詠其中、晚年爲文、尤事放達、嘗擬白居易醉吟傳爲休休亭、（舊唐書卷百九十司空圖傳）。

(六) 舊唐書玄宗本紀には開元二年九月の條に「近代以來、共行奢靡、遞相倣效、浸成風俗、既竭家產、多至凋弊、然則魂魄歸天、明精誠之已遠、卜宅於地、蓋思慕之所存、古者不封、未爲非遠、且墓爲貞宅、自便有房、今乃別造田園、名爲下帳、又冥器等物皆競驕侈、失禮違令、（下略）」と見えてをる。

### (三) 寺觀の莊園

唐代の王公貴人富豪を初として宦官將士に至るまで競うて莊園の設置に努めたとすれば、又この時代に少からぬ社會勢力を有してをつた所の寺觀にも莊園が存在したことであらうとは何人も直ちに想像するところである。殊に日本の寺院には廣大なる莊園が發達してをつた例から推しても必ずや多數の莊園があつたことと想像するは自然の過程である。さればこそ中田博士も「日本莊園の系統」の中に於て既に「唐代佛教ノ隆盛ナルノ時ニ當テ

ヤ、天下ノ佛寺ハ五千ノ多キニ居リ、其所有ノ田地ノ如キハ會昌五年ノ計算ニ依レバ、膏腴ノ上田數千萬頃ニ達シタリト云フ、去レバ此等ノ寺田ニ於テモ亦タ必ズヤ莊ノ設置サレタルモノ甚ダ多カリシナラン、唯事ノ徴スベキモノナキヲ憾ミトス」(頁六五)と想像されてをる。しかしこれに關する研究の發表されたものがあることを聞かぬ。それゆゑに先づ順序として寺田の少くなかつたことを述べ、次にこれらの廣大なる寺田の中には莊と呼ぶるものが多數に存在せしことに論及したいと思ふ。

佛教の寺院に田園の存在せしことは必しも唐代に始つたのではない。佛教が朝野の信仰を集めてをった所の南北朝時代には既に寺田も相當に發達してをった。しかしそれが著しく發達したのは隋より唐に互る間のことである。この時代には皇室を初として王公貴人の間に佛教の勢力が擴大され寺院の設置が到る處に行はれた。そしてこれらの寺院には多數の田園が喜捨されるのを常とした。その中には皇室より喜捨されたものが少くなかつた。その一例としては玄宗が安祿山の謀叛を避けて成都に在つた時に高力士の奏請によつて寺を建立し大聖慈寺の額を書し田一千畝を賜つたことがある。皇室のみならず王公貴人を初として富豪の家に至るまで田園を寄せて來世の功德を求めたのである。かくの如く信仰の表現として自然に田園が寺院に集るのみに止らず、當時の僧徒も亦田園の設置に腐心したことが見えてをる。舊唐書高祖本紀に載する所の武德九年五月の詔を見るにその中に

浮惰之人、苟避徭役、妄爲剃度、託號出家、嗜慾無厭、營求不息、出入崗里、周旋園圃、驅策田產、聚積貨物、耕織爲、估販成業、事同編戶、

とあつて、僧徒の中には徭役忌避を目的として出家せし所の所謂浮惰のものが多く、これらの僧徒には従つて元より宗教的欲求があるのではなくして専ら田園資財の蓄積にのみ奔走したことが知られる。これらの徒は既に出家の動機が經濟的欲望にあつた爲めに、一面に於ては田園等の種々の不動産を設立中には商賈を營んでその生活は全く俗人と異なる所なかつた者もあると共に、一面に於ては來世の功德を説いて信者の喜捨の志を刺戟することに努めてをったのであらう。

かくの如き事情は寺院の僧徒に限つたのではなく、當時佛教と共に相當の勢力ありし道觀の道士に於ても同様であつた。それが爲に唐代に於ける寺觀には共に多數の田園が存在したのである。全唐文卷十九に載する所の睿宗の詔には「寺觀廣占田地及水碾磑、侵損百姓」と云ひ、當時の寺觀が王公貴人と同じく百姓の土地兼併に参加したことを想像せしむるものである。そして寺觀の田園が如何に廣大であつたかは玄宗が成都の大聖慈寺に一千畝即ち百頃からの田を賜うたことによつても偲ばれるが、宋高僧傳卷十五唐杭州靈隱山道標傳には

凡度人戒計六壇、爲衆糾繩、經一十二載、置田畝、歲收萬斛、置無盡財、與衆共之、

とあり、萬斛からの歲收ある田園は決して僅少のものではなかつた。これらの田園は奴婢をして耕作せしめたものもあつたらうが、その大部分は小作人をして耕作せしめそれより租米を徵收したと思はれる。若し上の歲收萬斛とあるのを租米の大數を擧げたものとしてこれを畝數に換算すれば、陸宣公奏議には德宗時代の京畿の私田の租米は一畝一石より五斗に及ぶといふのであるからこれを大差なきものとして計算するに、萬斛の小作米の

收る田地は千畝若くは二千畝なければならぬ。思ふに道標の置きし田畝は少くとも百頃に上つたことであらう。かくの如く寺觀には多く田園が設置され、その面積も甚だ廣大なるものがあつた爲めに、武宗の會昌五年には天下の佛寺を廢すると共にその所有に係る所の寺田數千萬頃を沒收するに至つたのである。

唐六典の記載によれば、唐の均田制度に於ては道士及び僧には三十畝、女寇及び尼には二十畝の田を給する規定が設けられてをる。國家より配分される田はかくの如く少數に止つてをつた。それ故に數千萬頃からの寺田に於てはそれは僅かその一部分を成したに過ぎない。その大部分は信徒よりの喜捨若くは貧民の土地を兼併することに依つて生じたものと思はれる。従つて寺田の多くは一般貴人富豪の莊園と何ら性質を異にするものではない。それ故に寺觀には必ず莊と呼ぶるものが存在したに相違ない。さればこそ中田博士も引用してをらるる唐會要卷八十九の文には元和六年正月に京城の諸僧より庄及び磔の免稅を請願したことが記されてをる。これによつて憲宗時代には京城の寺院に莊のあつたことは疑のない事實である。溯つて玄宗時代には一般に莊園設置の風が盛に行はれたのであるから寺院及び道觀に於ても盛に莊園が置かれたことであらう。宋の贊寧等の撰した宋高僧傳卷十九唐天台封干師傳に拾得の傳を附してをるがその中に次の如き記事が掲げられてをる。

又於寺莊牧牛、歌詠呼天、當其寺僧布薩時、拾得驅牛至僧集堂前、倚門撫掌、大笑曰、悠悠者聚頭、時持律首座咄曰、風人何以喧礙說戒、拾得曰、我不放牛也、此群牛者多是此寺知僧事人也、拾得各呼亡僧法號、牛各應聲而過、舉衆錯愕、咸思改往修來、感菩薩垂跡度脫。

拾得はその年代が明かでないが睿宗時代の人も云はれてをるから、これに依れば睿宗の頃には寺院の莊園を呼ぶに寺莊といふ言葉が用ゐられてゐたことが知られる。但し拾得その人の存在さへも疑はれてをるのであるからこの文を直ちに信用することは出来ぬ。しかし寺莊といふ言葉が宋代に用ゐられてをつたことは確實である。それは同書卷二十六唐東京相國寺慧雲傳にも

終於寺之別院、葬今京之東郊寺莊、塔亭存焉、

とある。恐らくはこの言葉は宋代に始つたのではなくして、唐代から一般に用ゐられたものであらう。寺院莊園の設置は唐初から行はれたものの様である。そのことは續高僧傳卷三十四唐蒲州普濟寺釋道英傳に

晚還蒲州住普濟寺、置莊三所、麻麥粟田、皆在夏縣東山深隱之所、不與俗爭、

とあり、道英は太宗の貞觀十年九月に入寂したものであるから太宗時代には山西省蒲州の普濟寺には三所の莊が置かれ、それには麻麥粟等が作られたやうである。更に唐の道宣の續高僧傳卷二十九唐京師清禪寺釋慧胄傳には後住京邑清禪寺、草創基構並用相委、四十餘年初不告倦、故使九級浮空重廊遠攝、堂殿院宇衆事圓成、所以竹樹森繁園圃周遠、水陸莊田倉廩碾磑、庫藏盈滿、莫匪由焉、京師殷有無過此寺、

とある。慧胄は貞觀初年に入寂したのであるから既に高祖時代に清禪寺には莊田の置かれたことがこれによつて知られる。道宣は隋文帝開皇十六年に生れて、唐高宗乾符二年に入寂した人であるから彼のこの語は相當に信頼しうるものである。そしてこゝにいふ水陸莊田とは確かに田園を指して莊といつたものである。故にこの文を信

用する時は、中田博士の所謂純然たる經濟的目的を以て所有する所の私有地を莊と呼んだことは唐初、少くとも高祖の武徳年間にあることを文獻に依つて證明しうることとなる。

これらは多く佛寺に莊園のあつた例であるが、これと同様に道觀にも多數の莊園が存在したことは、先に引く全唐文卷十九の睿宗の詔にも「寺觀廣占田地及水碾磑侵損百姓」とあるに依つて知られるが、舊唐書卷百十八王縉傳にも「凡京畿之豐田美利、多歸於寺觀、吏不能制」とあるによつても道觀に莊園の多かつたことが想像される。この風潮は佛寺・道觀のみならず唐代に傳來された所の西域の宗教寺院にも及んだ。舊唐書武宗本紀會昌三年二月の詔には

其廻紇既以破滅、義在翦除、宜令諸道兵馬使、同進討河東、立功將士已下、優厚賞給、續條疏處分、應在京外宅及東都修功德廻紇並勒冠帶、各配諸道收管、其廻紇及摩尼寺莊宅錢物等、並委功德使、以御中臺及京兆府、各差官點檢收抽、不得容諸色人影占、如犯者並處極法、錢物納官、摩尼寺僧、委中書門下、條疏聞奏、とある。これは久しく支那の邊境を脅してをつた所の廻紇がこの年の正月に石雄の爲めに敗られ、廻紇に下嫁せし太平公主を迎へ歸らしむることの出來た時に發せられた詔である。摩尼教は支那在住の廻紇人の間に信仰され諸所に寺院も建立されてをつたのであるが、この時廻紇人處分を發すると共に延いて摩尼寺の僧徒及び莊宅等をも嚴重に處分したのである。當時摩尼教以上に勢力ありし景教の寺院にも必ずや莊宅若くは莊園と呼ばれるものが存在したと思はるるが、未だこれを證する史料を發見することは出來ない。

かくの如く佛寺を初として道觀・摩尼寺等の所有に屬する多數の莊園は如何にして發生したか。もとより土地兼併の趨勢に促されて貧民の田園舍宅を買ひ上げたものも少くなかつたと思はれる。しかし王公貴人の莊園には下賜によるものがあつたと同様に、寺觀の莊園には喜捨によるもの多かつたことに注意せねばならぬ。當時の佛教並に道教は朝廷の厚き信仰と保護とを受けて發達せるもの故、官有莊宅の喜捨されて寺院道觀となるものが多かつた。貞觀六年に高祖の龍潛の舊宅が天宮寺となりしこと唐會要卷四十八、睿宗在藩の舊宅が景雲二年に大安國寺とされたこと長安志卷八、高宗の顯慶四年に坊州陝西省鄜州の玉華宮を寺として玄奘をこゝに居らしめし如き佛祖統記卷三十九その一例に過ぎぬ。既に朝廷に於てかくの如き態度を取つた爲めに王公貴人富豪も競うて莊宅田園を寺觀に喜捨した。そのことは隨所に散見してをるが、王公の莊宅が寺觀となつた例は睿宗の文明元年に英王の宅を勅して獻福寺後の薦福寺としたこと唐會要卷四十八の如きそれであるが、唐會要卷五十には

(玄宗)先天二年五月十四日勅、王公以下、不得輒奏請將莊宅置寺觀、

といふ詔が出てをる。當時の王公等が私有の莊宅を喜捨して佛寺若くは道觀とすることの如何に盛であつたかはこの禁令によつて十分窺はれる。又百官及び富豪が競うてこの種の行爲に出でたことは到る處に見えてをる。天寶十四載に賊軍の爲めに死した所の李愷の別墅が洛陽の惠林寺の有に歸したことが舊唐書卷百八十七李愷傳に載つてをるが、これが喜捨であつたことは宋高僧傳卷二十洛京慧林寺圓觀傳に

大曆末與李源爲忘形之友、源之父憺居守、天寶末陷於賊中、遂將家業捨入洛城北慧林寺、即憺之別墅也、とあるによつて想像される。又詩人王維の有名なる輞川莊が彼等兄弟の崇佛の念からして母の喪を機として請うて佛寺となせしことが佛祖統紀卷四十一肅宗乾元二年の條に見えてをる。王維は早くより佛教に尊信厚くして輞川莊には當時の名僧を迎へてこれと談合してをつた。宋高僧傳卷十七唐金陵鐘山元崇傳には

遂入終南經衛藏至白鹿下藍田、於輞川得右丞王公維之別業、松生石上水流松下、王公焚香靜室與相遇神交中斷、

とあるによれば、それが王維の死する年に喜捨して佛寺とされたことは自然の徑路であつたと云はねばならぬ。玄宗以後に宦官の権力が官廷を支配する様になつてはその莊園にして佛寺道觀に喜捨されるものが少くなかつた。代宗の時に魚朝恩が賜莊を以て章敬寺となしその結構頗る壯麗であつたことが舊唐書卷百八十四の彼の傳に見えてをる。即ち

大曆二年朝恩獻通化門外賜莊爲寺、以資章敬太后冥福、仍請以章敬爲名、復加興造、窮極壯麗、以城中材木、不足充費、乃奏壞曲江亭館華清宮觀樓及百司行解、將相沒官宅給其用、土木之役、僅逾萬億。

かくの如く唐代に創立された佛寺若くは道觀は多く莊宅を喜捨して建てられた。思ふに莊宅には既に庭園・舎宅の設備がありその中には經濟的基礎となるべき多少の田園すら存在したのであるから、これを佛寺等に改むることは容易にして最も都合がよかつたからであらう。

かくの如く寺觀に莊宅若くは別墅といはるるものが多く喜捨されたことは明かであるが、これらの莊宅・別墅といふのは主として庭園式のものの意味する様である。しかし佛寺・道觀にはこの外に莊田若くは莊園と呼ばれたる田園の多數に存在したのであるから、又田園を喜捨することも盛に行はれ、これを寺觀の財源としたことも必や存在したに相違ない。さればこそ全唐文卷十九睿宗の條に載する所の詔には

及官人百姓、將莊田宅舍布施者、在京並令司農即收、外州給貧下課戶、

といふ禁令を見るに至つたのである。田園を喜捨することは必しも唐代に始つたことではなく既に南北朝時代から盛に行はれた。南齊の武帝が夢に齊山に遊びしもその山はいづれにあるかを知らず、時に會州の父老の奏によつてその城北にあることを知りその上に寺を建てて田業を寄せ僧を度して居らしめたるが如き(續高僧傳卷二十七)、或は廬山慧遠の弟子法安が東晉安帝の義熙年間に暴虎に說法授戒して民の害を除きし爲めに村民は左右の田園を捨てて寺業とし法安の生活の資源とせしが如き(蓮社高僧傳卷二十五)その一例とするに足る。

これらの例は主として佛寺に對する喜捨の例であるが、道觀の莊園に於ても同様であつたと思はれる。その一例は唐大詔令集卷七十八、追尊先天太皇德明興聖皇帝等制の中に、兩京及び天下諸郡にある所の玄元宮の名を改むべきことを述べし後に

兩京宮內道士宜先擇有道德者一十人、自餘於新度人中簡擇取添滿三七人爲定額、仍各賜近城莊園各一所、並量賜奴婢等、

とあるによつて疑ない事實である。兩京及び天下諸郡の玄元宮を改名したのは玄宗の天寶二年三月のことである（舊唐書玄宗本紀）から、この詔もその時に發せられたものであるに相違ない。道觀に莊園の喜捨されたのは朝廷よりの場合に限つたことではなく、王公以下貴人富豪にも行はれたことは先の唐會要卷五十に引く玄宗先天二年五月十四日の詔によつて明かである。

さてこれらの廣大なる寺觀の莊宅田園は如何なる性質のものであつたか。これを明かにすべき史料に缺けてをることは甚だ遺憾であるが、恐らく一般莊園と同様であつたらうと思はれる。京城の僧徒より莊園及び碾磑の免税を請願した時にも許されなかつた事によつても、一般莊園と同様に不輸の特権はなかつたのである。この點は我國に於ける社寺領と大にその性質を異にするものである。従つて貴人富豪が競うて莊園を寺院道觀に喜捨したのも全く信仰の外的表現に外ならなかつた。この點に於ても、我國の寺院莊園が不輸と不入の特権を受けむが爲めに人々の田園が寄附されたのはその趣を異にするものである。

これらの寺觀の莊園は多數の奴婢をして耕作せしめたのであるが、一般莊園に於ける如くこれを人に佃作せしめてそれより小作米を徵收して生活の資に給したことであらうと思はれる。尙莊園を以て無盡藏を置いたことは經濟史上注目すべき事項である。無盡藏とは又これを無盡財とも長生錢とも云つたことが宋の釋道誠の釋氏要覽に見えてをる。その下雜紀・寺院長生錢の條には

律云無盡財、蓋子母展轉無盡故、○兩京記云、寺中有無盡藏、又則天經序云、將二親之所蓄、用兩京之舊邸、

莫不捻結招提之字、咸充無盡之藏、○十誦律云、以佛塔物出息、佛聽之、○僧祇云、供養佛花多聽賣買、香

油猶多者、賣入佛無盡財中、詳諸律三寶、皆有無盡財、

とあるによれば無盡財といふのはこれを人に貸與して利息を取つたものである。即ち今日の質屋に類するものであつて金錢を貸與するにはやはり質物を取つたのであらう。無盡藏を佛寺に置いたことは早くからあつたのであるが、唐代に寺院の莊園が發達するに及んでその収益を無盡財に當てこれを貧民に貸與したのである。そのことは先に引く宋高僧傳卷二十圓觀傳に李愷の別墅が慧林寺の有に歸したことを記した次に「以爲公用無盡財也」とあるによつて明かである。又同書卷十五道標傳にも「置田畝歲收萬斛、置無盡財、與衆共之」ともあり、先には「公用無盡財」といひこれには「與衆共之」とある如く、これが貧民に頗る便利なるものとされたことが窺はれる。一般金融機關の發達しなかつた當時に於ては、確かに貧民の一時の困窮を救ふものとして尊重されたことであらう。しかるに寺院に於てはこれに依つて得る利益が少くなかつた爲めに盛にこれを設置した爲であらうが、全唐文卷二十八玄宗の條には詔を發して

化度寺無盡藏財物田宅六畜、並宜散施、（下略）

と命ずるに至つたのである。

以上述べし如く唐代の寺觀には貴人富豪と同様に多數の莊園若くは莊宅の存在したことは何ら疑のない事實である。又この風潮は既に唐の高祖時代にも行はれたのであるから恐らくは隋代にもこの事があつたと想像される。

そしてこれらの莊園は或は土地兼併の結果として、或は朝野の信仰の發露としての寄附行爲によつて發生したものである。そして當代の僧徒道士は莊宅田園を蓄ふることに腐心し、或は來世の功德を説いて喜捨の心を起さしめ或は賣買貼典によつて貧民の田宅を兼併して廣大なる田園を所有するに至つた。それ故に當時の寺觀は物心兩方面に於て社會人心を支配しつゝあつたと云はねばならぬ。かくの如く寺院の莊園が世人の信仰と結び付いて發達したことは畢竟土地制度の崩解に伴ふ一般經濟現象の一部に外ならぬものであるが、これが王公貴人富豪の莊園と同様に土地兼併の風潮を益々盛ならしむる有力なる動因となつたのである。

(一) 上皇駐蹕成都、内侍高力士奏、城南市有僧英幹、於廣衢施粥、以救貧餓、願國運再清克復疆土、欲於府東立寺爲國崇福、上皇說御書大聖慈寺額、賜田一千畝、勅新羅全禪師爲立規制、凡九十六院、八千五百區、(下略)(宋志磐撰、佛祖統紀第四十)。

(二) 初齊武帝夢遊齊山、不知在何州縣、散頒天下覓之、時會州父老奏稱、去州城北七里、臣人山是舊號齊山、武帝遣於上立精舍、度僧給田業、續高僧傳卷二十七、南齊蜀部會州寺沙門法凝傳)。

(三) 義熙中新陽邑社有暴虎、居神廟樹下、前後害民以百數、安(法安)遊其村、居民皆早閉門、迺之樹下禪坐、須臾虎負人至、見安驚喜跳伏、安乃爲說法授戒、有頃而去、明且居民見安、謂是神人、相率禮敬、因改神廟立寺宇、請安居之、左右田園、並捨爲寺業、(蓮社高僧傳卷二十五)。

(大正十一年八月九日、史學雜誌三三ノ八・九・十)

## 唐時代の社會史的考察

一

支那の社會的見地からみて興味ある研究對象となるのは秦、殊に漢時代であらう。大地主制度と小作制度との發生、商工業の勃興に伴つて現れたところの資本主義の發達、奴婢の蓄積、これらの種々の社會問題が明かに史上に現れて來たのはこの時代である。かういふ社會革命とも見らるるところの時代變革が現れたことと、古代からの土地公有制度が私有制度に遷つたこととの間に密接な關係のあることは云ふまでもない。支那の社會問題が土地公有から私有に遷つた時代に始めて現れて來たとすれば、それと同様に古代の土地公有制度を復興したところの均田制が崩解した時代には、どういふ社會問題が發生し若くは發展したかといふことが興味ある問題として現れねばならぬ。さういふ時代とは即ち今研究しやうとするところの唐時代である。

しかし社會史上の唐時代が秦漢時代と同じ意味を有つものではない。何となれば均田制なるものはどの時代に

も完全に實施されなかつたのであるから、唐時代の社會問題は均田制が崩解して始めて起つたものではなく、その多くは均田制が行はれてゐた時代を通じて常に繰り返されてゐた問題であり、畢竟は秦漢時代に起つた問題の繼續發展と見らるべきものである。しかし唐の中期まではとにかく土地の公有と平等分配とを或る程度まで規定した制度があり、これによつて幾分社會問題の發展を緩和して來たのであるが、中期以後からはさういふ制度すらも全く破壊されたのであるから、それが社會問題の發展に深い影響を及ぼすに至ることは明な事である。さういふ意味に於てこの時代の内的開展に注意するものにとつてこの方面の研究が重要な價値を有つてくると思ふ。

## 二

土地公有制度が破るるにつれて先づ起るのは流民の問題である。流民といふのは逃戸・客戸・浮戸・浮客といふ文字で現はされてゐるものと同じものである。これらはいづれも本籍地を離れて他郷に流浪するものを指してゐる。かういふ名稱は既に秦漢時代から文獻に現れてをるし、又相當に重要な問題として考慮されてゐた。唐になつてもこれは土地の均分と深い關係を有つてくる所からして、その對策が種々に計畫されたのである。何となれば、土地の均分は毎年一度づつ行はれる規定になつてをるが、それを確實に行ふには人民の土着といふことを先づ豫想せねばならぬ。人民が常に移動し若くは目的もなく流浪するやうでは戸籍の調査が不完全になり、従つ

て戸籍による土地の收授と實際とが矛盾することとなるからである。

土着といふことは政府も人民も同じく望むところであるが、それにもかゝはらず敬慕する祖先の墳墓の地を離れて流浪するといふことは重大な理由なくして起るものではない。その理由となるものは即ちその時代の社會的缺陷と見てよからう。今その流浪の動機となつてゐるものを探究してみると、その第一は課役の忌避といふことである。中には規定の永業田や口分田を受けながら租庸調を負擔することを厭うて逃亡するもの、所謂遊惰之民もあつた。しかし多くは不正な官吏の苛斂誅求に苦んで止むなく流浪するのである。唐の末期には中央の命令がもはや地方に行き互らなかつた爲めにこの弊害が一層甚しくなつたことは、柳宗元の「捕蛇者説」を見ても明である。苛斂誅求といふことは、必しも地方官の不正によるのみでなく、兵亂ある毎に中央政府からもこれがなされたのである。富民の課役忌避が貧民の負擔を重からしめ、終には苛税に堪へずして流浪するといふこともあつた。富民が課役を免れる方法はさまざまあつたらうが、例へば舊唐書卷一八楊炎傳には「凡富人多丁者、率爲官爲僧、以色役免」とあり、唐大詔令集卷七乾符二年の詔には「就中江南富人、多一武官使庇一戶、致使貧者轉更流亡」とあるによれば、官吏、僧侶、軍人の如きは課役を免るるに都合のよい避難所であつたらしい。又當時の文獻には攤逃之弊といふ言葉が散見してをる。攤逃とは逃戸を生じた時に、地方官が職責を免るる爲めに、その近親又は隣家の富裕の者から代つてその税を納めしむるをいふのである。これが土着の者を苦めたことは非常なものであつてやがてはそれらをも流民たらしめたのである。舊唐書卷七李渤傳を見ると、憲宗の代に彼が渭南縣長



源郷を過ぎたるに、本は四百戸あつたが今は僅に一百餘戸となり、閔郷縣にては三千が一千戸に減じてゐた。彼はこの荒廢の跡を見て「攤逃之弊、苛虐如斯」と慨嘆してをる。唐會要卷八天寶八載正月の詔には、逃戸の税を近親又は隣家より代輸せしむることを禁じて「此弊因循、其事自久」といつてをるから、この弊風はよほど以前から行はれてゐたことが分る。

第二の動機としては兵亂及び天災を數へることが出来る。安史の大亂から以後の唐は殆ど兵亂が絶えなかつたのであるから、戰亂の巷となつた地方の人民が難を他所に避ける者の多かつたことは云ふまでもなからう。天災殊に水害旱魃がその地方の饑饉となり、その結果貧民は妻子を賣り、或は自ら身を賣つて富家の部曲・奴婢となる者もあつたが、その多くは食を追うて流浪したのである。この時代には水害旱魃は勿論のこと蝗蟲の害に至るまでも總て道德化して考へ、これを天子の不徳を責むる天の懲罰と解してゐたから、さういふ場合には自らの不徳を責めて大赦令を出し、租税を免除し、衣食を賑給するといふ以外に積極的の豫防策を講じなかつたことが多六九い。舊唐書卷九姚崇傳を見ると、開元四年山東に蝗蟲が大起したのを見て朝廷では姚崇の上奏を容れて御史を派遣して火を以て焼殺さんとした時に、汴州刺史倪若水は「蝗是天災、自宜修徳」といつて命に應ぜず、盧愼なるものは姚崇に反駁して「蝗是天災、豈可制以人事」と云つてをるのは、よくその時代心理を語るものと見られる。第三に數ふべきは貴人富豪の土地兼併である、唐の均田制に於ては或る程度の賣買貼典が永業田のみならず口分田にも許されてをり、たとひそれを犯すものがあつても律の規定が比較的輕かつたとすれば、規定を越えた賣

買貼典が行はるといふことは當然のことである。殊に莊園の發達が一層この趨勢を促したのである。かくして貧民の永業田や口分田は貴人富豪の手に集注され、土地を失つた貧民は租庸調の納入に先づ事缺くこととなつて終には逃亡流浪して所謂流民となるのである。即ち

寶應元年四月勅、百姓田地、比者多被殷富之家官吏吞併、所以逃散莫不繇茲、（下略）（冊府元龜卷四九）

とあるのはよくその事情を示したものと見らるるが、さういふ事情は既に唐初から存在したものであらう。

それではこれらの逃戸や流民はどういふ生活に入つたかといふ問題が起る。中には再び郷里に歸つて復業するもの、或は流寓地に定住して一般の百姓となるものがあつた。しかしそれらは寧ろ稀に見る成功者であつて、その多くは貴人富豪の廣大な莊園に流れ込んでその土地を小作したのである。この時代には數百頃、數千頃といふ廣大な莊園を有つものが多かつたから、それらは自家に蓄ふる奴婢のみにては勞働力の不足を感じるやうになり、自然これらの流民を迎へてそれを補ふといふことになつた。これらのものを客戸・佃戸・庄戸・寄庄戸といふ言葉で呼んでゐた。冊府元龜卷四九天寶十一載の詔に

乃別停客戸、使其佃食、既奪居人之業、實生浮惰之端（中略）併潛停客戸、有官者私營農、如輒有違犯、無官者決杖四十、有官者錄奏取處分、

とあるによつて、莊園の所有者が好んで客戸を迎へたことが知られる。こゝに佃食とは小作せしむることである。客戸即ち庄客からは庄主に對する租税として穀物その他の農作物を納め、時にはその勞役をも負擔せねばならな

かつたやうである(國家學會雜誌二〇ノ中田、博士日本庄園の系統參照)。その税額が過多であつたことは、陸宣公奏議に京畿の田園の私税が畝毎に一石若くは五斗に及び、官税に比して二十倍若くは十倍に上つたとあるによつて明である。従つて庄客はその收益の大半を庄主のために奪はれたのであるから、その生活程度の一斑はそれによつてもしぬばるであらう。これに加ふるに庄客といへども庄主への私税以外に幾分の公税をも負擔せねばならなかつたやうである。即ち

(代宗) 大曆四年正月十八日、勅有司定天下百姓及王公已下每年税錢、分爲九等(中略)其寄莊戶、準舊例從八等戶稅、寄住戶從九等戶稅、比類百姓、事恐不均、宜各遞加一等稅、其諸色浮客及權時寄住田等、無問有官無官、各所在爲兩等收稅、稍殷有準八等戶、餘準九等戶、(舊唐書食貨志)

とあるによつてそれは明かであるが、唐初の租庸調の制度では客戶は課役を免ぜられてをるから寄莊戶も亦同様であつたらう。客戶や寄莊戶に課税するやうになつたのは、租庸調の法が衰へて戶稅法が發達してからのことであつたらう。従つてそれは代宗時代からのことと思はれる。唐初には客戶に課役を免じたところから、苛斂誅求に苦しむ農民がそれを目的にして逃亡流浪し、莊園に入つて寄莊戶となるものが益、多くなつた。代宗の時に客戶や寄莊戶にも戶稅を課するに至つたのはそれを防ぐためもあつたらうと思はれる。

さて唐時代には客戶といはるるものがどれほどあつたらうか。開元九年に宇文融が勸農使として天下の客戶を檢括した時には八十萬といふ數が見えてをる。尤もこの數は地方官が宇文融の權勢に媚びて實戶をも客戶として報告するものが多かつたといふのであるから、そのまゝ信用すべき性質のものではないが玄宗時代には相當に多

くの客戶があつたことは疑ない。しかるに唐會要卷八代宗寶應元年四月の詔には「近日已來、百姓逃散、至於戶口、十不半存」とあるから、安史の兵亂以後には逃散するもの即ち客戶の數が著しく増したことが窺はれよう。通典七を見ると、德宗の建中初年には土戶百八十餘萬、客戶百三十餘萬とあるから、客戶の數は餘戶數の約半ばに及んでをる。しかるに通考三には「天寶盛時戶八百萬、兵亂之後至是三百餘萬、既曰土著者百無四五是主戶十五餘萬、浮客二百八十餘萬也」と記してをるが、その誤であることは、舊唐書卷一八楊炎傳には德宗時代の客戶を數へて「鄉居地著者、百不四五」と記して、全戶數の十分の四五としてをると先の通典の記載とが一致することによつて明かである。かくの如く客戶は既に玄宗時代に八十萬近くも存在したのであるが、當時の全戶數は七百萬以上にも上つたのであるから、その間の比例は多くとも十分の一に過ぎぬのである。しかるに代宗から德宗時代には約二分の一といふ比例に進んでをるのを見れば、安史の大亂を境として社會的變革がいかに急速に發展しつゝあつたかが偲ばれよう。

かくの如く逃戶や流民が激増することは國家として重大な問題とならねばならぬ。それは第一に國家の收入を減ずるといふ經濟的理由もあらうが、そのみではなく、これらの流民が多く貴人富豪の莊園に流れ込む時は自らその間に主従關係が生れて地方豪族の勢力を養ふこととなるからである。これは革命思想に惱まされてをる支那に於ては、王朝の興廢にも關係するものとして看過することが出來ぬのである。さればこそ法律上からは、課役ある者が逃亡するは勿論のこと、課役なき者でも他郷に流浪することは一種の犯罪と考へられてゐた。唐律疏議

八<sup>二</sup> 捕亡の條にはそれに關する詳細な規定が見えてをる。それによると軍籍にあるものの逃亡が最も罪重く、諸丁夫雜匠の役にあるもの及び工業雜戶の逃亡、課役あつて全戸逃亡するものはそれに次ぎ、課役なきもの、女戸、或は全戸逃亡にあらざるものでも相當の罪が課せられてをる。逃亡ではないが他所に流浪するものでも笞刑を免れなかつた。更に逃亡又は流浪を默認したもの又はそれを迎へ容れたものも同じく罰せらるる規定であつた。

法律的觀念に於てはさうであつても、實際の對流民策といふものは餘程異つてゐたことに注意すべきである。流民が激増するにつれて、これを一々法律の規定に照して處罰することが困難になり、止むをえずその時代に適應したる政策を取らねばならなかつたやうである。唐會要<sup>五<sup>八</sup></sup>に引く證聖元年の李嶠の上表を見ると、流民の處罰に法を適用することは反つて逃亡の風を助長せしむることとなるからと云つて、その應急策として禁令と恩徳と權衡と限制との四箇條を獻策してをる。禁令とは地方自治團體をして逃亡を警戒せしむるをいひ、恩徳とは既往の逃亡の罪を咎めずしてこれに衣食を惠み努めて復業せしむるをいひ、權衡とは他郷に逃亡流浪せる者でその地に定住を願ふ時はこれを許すといひ、限制とは逃戸をして百日以内に自首せしめ若しそれを怠るものは嚴重に罰するをいふのである。睿宗の時にも逃戸の田宅を賣買することを禁じてをる所から見れば、この頃には専ら恩情政策によつて流民の復歸を待つたものと思はれる。

然るに玄宗の代になつて俄かに恩情政策を棄てて積極的に流民の根絶を計るやうになつた。それは宇文融の計畫によつたものである。彼は玄宗に説いて自ら勸農使となり、別に勸農判官二十九人及び攝御史を置いて天下の

逃戸を檢括し、新附の客戸には六年の賦調を免じてその復歸を獎勵した。その結果として八十餘萬の客戸とそれに匹敵する籍外の剩田とを獲たと記されてをる。この數はもとより正確なものでないとしても、既に全戸數の十分の一にも近い客戸が存在してゐた時に、突然かういふ改革を斷行することは云ふまでもない。又それに當つた役人には誠意も公共心もなく、ひたすら宇文融の心を迎へむとして、實戸をも客戸として報告するものが多かつたといふ。その上この政策の基礎となつてをるものは、流民救済といふよりは寧ろ國家の收入を増加せしめむとする經濟的理由にあつた。こゝに失敗の原因がひそんでをると思ふ。

宇文融の積極政策が破れてからは、再び從來の消極的恩情政策に歸つた。そして第一に取つた方法は逃戸の田宅を保護してその復歸を容易ならしめるといふことである。一般には逃戸があれば地方官が職責を免るる爲めに、その田宅を賣り拂つてその租税に當ててゐた。それが爲めに逃戸が復歸するやうな場合があつても、既にその田宅は他人の手に渡つてゐるやうでは生活の安定が得られず、やがては再び流浪するに至るのである。そこで唐會要<sup>五<sup>八</sup></sup>天寶十四載八月の詔には「應有復業者、宜並卻還」といつて、その返卻を命じてをる。しかしその實行の困難なるところから、同書乾元三年四月の詔には「自今已後、應有逃戸田宅、並須官爲租賃、取其價直、以充課稅、逃人歸復、宜並卻還」といひ、その田宅を官の監督の下に他人に貸與すべきこととしたのである。しかし無期限にこれを監理することは徒らに煩雜をきたすのみであるから、同書廣德二年四月の詔には、逃人の田宅をその丁口の數に應じて編附を願へる浮客に給授し、二年以上を経て舊主の歸らざる時はその所有權を公認してを

る。同書會昌元年正月の詔によれば、それらのものには公驗を給して永業田としたのである。既に土地公有制度が廢された當時としては、それを永業田たらしめたことは當然のことである。これらの詔勅によると、武宗の代までは保留期間をいづれも二箇年と規定してをるが、次の宣宗、懿宗時代の詔には五箇年に延長されてをること氣附く。これは、唐の末期に至るに及んで、益々逃亡流浪の者が増加した爲めに、その復歸を待つ必要が一層深くなり、その獎勵策として年限を延長したものであらう。

第二の方法としては、逃戸の復歸したものには或期間の租税を免除し、或は衣食や耕牛を下賜するといふ、所謂恩徳を施すことである。前に云つた攤逃の弊風によれば、逃戸の税は近親又は隣人をして代輸せしめ、その歸還を見てそれを辨償せしめたのである。それがために辨償の力なきものは再び逃亡流浪せねばならなかつた。そこで攤逃を禁じその代輸には辨償の必要なことを屢々詔勅として發布してをる。

第三の方法は、流民をしてその寄住地の戸籍に編附して一般の百姓とすることである。唐の中期には租庸調の制度が次第に廢れて税の統一が缺けた結果、その高低が地方によつて餘程甚しくなつて來た。従つて苛斂誅求の甚しい地方の人民が逃亡流浪して税率の低い地方に流れ込み、そこに寄寓して農耕につくものが少くなかつたやうである。中にはその地に於て田園を買ひ舍宅を建てて定住の基礎を作るものもあつた。それらの者に郷里への復歸を説くもその實行は不可能のことと云はねばならぬ。さればこそ則天武后の時に既に李嶠が權衡を説いて寄住地への編附を許すべしといつてをる。後には寄住地に編附を願ふものには種々の特典さへも與へてをる。例

へば冊府元龜卷四開元十六年十月の詔には邊州に編附を願ふ客戶には良沃田を給して永久に租課を免除してをり、唐會要卷八寶曆二年九月の詔にては新附のもの税を半減してをる如きはそれである。

唐時代に於ける對流民策は、畢竟本籍地への復歸と寄寓地への編附といふ二つを出でなかつたのである。法律的には罪と考へられてをる逃亡や流浪の者に對してかういふ態度を取らねばならなかつたことは、流民が如何に多數に上りその取締に苦しんだかを思はしむるものである。しかしこれらの流民の生活若くは思想に就て、又それらの社會生活に及ぼしたる影響に就ては、今それを究明すべき史料を缺くことを遺憾とする。

## 三

支那には早くから奴婢と呼ばれるものがあつて、社會組織の上に於ても重要な要素をなしてをり、従つて又いふ所の社會問題を起してくるのである。それでは支那に於ける奴婢の發生はいつの時代にあるかといふことは別に研究すべき問題であるが、少くとも歴史時代に入つた頃には既に奴婢なるものが存在してゐたと思はれる。それは先秦時代の古代文獻にさういふ言葉が記されてをるからである。例へば周禮秋官司厲の條には「其奴男子入于罪隸、女子入于舂蒿、凡有爵者與七十者未亂者、皆不爲奴」といひ、尙書卷四湯誓の條には「爾不從誓言、予則奴戮汝、罔有攸赦」といひ、論語微子第十八には「微子去之、箕子爲之奴、比干諫而死」とある如きはそれ

である。しかしこゝに云ふ「奴」とは犯罪によつて官に没せられ、官に隸屬して賤役に驅使されたものであることは明かである。そして周禮の文の如く、かゝる男女を總稱する名として奴といふ文字を用ゐたこともあり、これが寧ろ古い形であると考えられる。

それでは一般人民の家に奴婢を養ふやうになつたのはいつであるかといふに、漢の應劭の風俗通には、周代の奴婢はいづれも罪人であつて私家に奴婢を蓄ふことはなかつたといつてをる。しかし春秋から戰國時代には士大夫の家に臣妾とか奴婢とか稱する賤役者があつたやうである。そして私家の奴婢が大に發達したのは秦漢時代からのことである。これには土地公有の廢滅に伴ふ社會的變革が深い關係を有つてをることは明かである。即ち土地兼併にあつて生活の基礎を失つた貧民は、饑饉に迫られて妻子を奴婢として賣り、或は豪家に質として渡したものが終には奴婢となることもあつた。時には自ら奴婢となつて豪家の門に投ずるものもあり、これを投棄と呼んでゐる。かくして王公貴人富豪の家には、多數の奴婢が養はるることとなり、その多きは數百人から數千人に及んだといふ。又重罪を犯した者の妻子や奴婢は、悉く官に沒收する法規であつたから、官奴婢なるものも頗る多數に存在してゐた。それがために元帝の代には貢禹が上疏して「奴婢十餘萬人、遊戯亡事、稅良民以給之、歲費五六鉅萬、宜免爲庶人」(漢書卷七 二貢禹傳)といひ、政府としてもその處置に窮するほど、多數の官奴婢が存してゐたのである。

支那には嚴密な意味に於ける階級(Caste)は存在しないとは一般に云はれてをるところである。奴婢は古代か

ら存在してゐたといへ、それは印度に於ける梅陀羅の如き先天的卑賤階級ではなかつたやうである。尤も父母が奴婢なるが爲めにその子も亦奴婢となるといふ場合もあるが、その多くは犯罪、賣買、貼質、投棄又は掠賣といふ特別の事情で奴婢となつたのであつて、その本はやはり良民である。良民が奴婢となると同様に、奴婢も亦良民となりえたのである。例へば恩赦により、或は年老いたるにより、或は篤疾癘疾により解放さることがある。或は贖身によつて良民に復歸することもある。従つて奴婢といふ性質は必しも「生れ」によつて定るものではないことは明である。

しかし奴婢は社會的にも法律的にも嚴重に區別せられた一階級であることは注意すべきであらう。唐律に現れた法律的階級を見ると、先づ良民と賤民といふ二大階級が分たれ、更にそのうちの賤民を分つて奴婢と番戶と雜戶との三階級としてをる。それらはいづれもその法律的取扱を異にしてをる。奴婢といふのは、大逆謀叛罪に坐して官に沒せられたる者をいひ、十四以下の者は司農寺に配屬せしめ、十五以上の者は嶺南に配して城奴としたことが六典六卷刑部の條に見えてをる。唐律疏議七卷一には大逆謀叛罪を規定した所に「十五以下及母女妻妾子妻妾亦同祖孫兄弟姊若妹部曲資財田宅並沒官」とありその疏議に「部曲不同資財、故特言之、部曲妻及客女、並與部曲同、奴婢同資財、故不別言」といつてをるのは注意すべきことである。これによれば奴婢の人格は全く認められず、資財と同一視されてゐたのであつて、奴婢に對する時代心理がこゝによく示されてをると思ふ。奴婢の次に位せるものを番戶といふ。六典六卷刑部の下の注には「諸律令格式、有言官戶者、是番戶之總號、非謂別有一色」とあ

るから、番戸は又官戸とも云はれたことが知られる。唐律疏議<sup>三</sup>には官戸を注して「州縣無貫、唯屬本司」といつてをる。本司とは司農寺を指すのである。これによれば官戸即ち番戸とは一戸を成すとはいへ、州縣の戸籍には載らずして司農寺に直接隸屬し、その雜役に服するものをいふのである。番戸の次には雜戸といふがある。唐律疏議<sup>三</sup>の注を見ると「配隸諸司、職掌課役、不同百姓、依令老免進丁受田依百姓例」とあるから、州縣に戸籍を有しないことは官戸と同様であるが、(編纂者いふ「州縣」以下につき「誤」と書入あり)雜戸は司農寺のみならず諸司に配屬してゐたのである。例へば少府監に屬する工樂雜戸太常寺に屬する太常音聲人の如きはいづれも雜戸である。唐大詔令集<sup>八</sup>武德二年八月の詔を見ると、工樂雜戸は樂戸とも呼ばれ、太常音聲人は太常樂人とも呼ばれた。そして太常樂人の方が樂戸よりも上位にゐたやうである。以上の三階級の賤民はいづれも官に隸するものである。その間には明かな區別があつて、奴婢が一免される時は番戸となり、再免されて雜戸に進み、三免されて始めて良民となるのである。尤も場合によつては一時に再免され又は三免されることもあつた。

私家に屬する賤民としては、私奴婢、部曲、客女、隨身といふ名が見えてをる。私奴婢は官奴婢に相當し、部曲と客女とは官戸即ち番戸と同じ取扱を受けてゐた。隨身といふのは唐律疏議<sup>五</sup>に注して「隨身之與部曲、色目略同」とあるから、部曲とほぼ同様の性質を有するものであるらしいが、法律上の待遇は部曲と良民との間にあつたやうである。だからしてこれは雇傭契約によつて豪家に隸屬し、その賤役に服する所の低級の勞働者であつたと思はれる。

唐時代の社會組織は奴婢から良民に至るまで數段の階級的差別が嚴存してゐたが、又その階級によつて法律上の權利を異にしてゐたのである。それらのことは唐律疏議に見えてをる種々の規定を比較對照すれば分ることであるが、例へば同書<sup>二</sup>にて「諸奴婢有罪、其主不請官司而殺者杖一百、無罪而殺者徒一年」とあつて、主人が奴婢に對する場合の殺人罪は極めて軽くされてをる。又これによると、官の許可を受ければ主人は罪ある奴婢を私刑に處することも出來たと解せられる。主人が部曲に對する場合はそれよりはやく重くなつてをる。然るに部曲や奴婢がその主人に對する罪は極めて重く、「諸部曲奴婢過失殺主者絞、傷及冒者流(下略)」といふ規定が見えてをる。それらの規定を詳細に研究するのが今の目的ではないからしてその一例を擧ぐるに止めてをくが、良民と賤民との間に、或は賤民の中の各階級間にも法律上の差別的待遇のあつたことは推察されよう。

こゝで唐時代の社會組織を一瞥してをかう。支那には上代からして士農工商といふ四階級があつた。これはもとより *Order* と呼ばれるほどのものではないが、分業的には夫々その範圍を守り、又社會的地位も幾分異つてゐたから、それは職業的階級といはるべきものである。この階級觀念は唐時代にも存在してゐたことは六典<sup>三</sup>戸部の條に

辨天下之四人、使各專其業、凡習學文武者爲士、肆力耕桑者爲農、工作貿易<sup>舊唐書貿易器用</sup>者爲工、屠沽興販者、爲商(注略)工商之家、不得預於士、食祿之人、不得奪下人之利、

とあるによつて明である。支那は常に農業立國主義を標幟として進んでをる。即ち農を社會組織の中心要素とし

て工商を輕視するのを常としてをる。それで唐時代に於ても工商は士大夫と同席すべからざる卑賤のものとして考へてゐたのである。例へば通鑑<sup>〇七二</sup>則天武后久視元年十月の條によると、張易之が嘗て禁中の宴に侍した時に、蜀の商人宋霸子算數人を招いてその場で博を戦はしてゐたのを見て、安石が跪奏していふやう「商賈賤類、不應得預此會」と。これなども商人を賤類と見なした時代思想を語るものと見てよからう。唐の均田制に於てこの四階級の間に給田の差異があつたことは、既に「唐時代の土地問題管見」に於て述べておいた通りである。しかしこの四階級は職業的のものであるから、法律上に於てはいづれも良民として平等の權利を保證されてゐる。この良民の下に前にいつた賤民があつて、その間には法律上の動かすべからざる階級的差別が設けられてをる。その賤民の中にも更に三階級があつて同じく法律上の差別が規定されてをる。殊に奴婢の如きは全く人格も自由も認められず、牛馬と同様に賣買されてゐたのである。この點に於て唐時代の社會組織は全く階級制度であつたといふべきであらう。早くから封建制度が破壊されて階級組織が消滅したといはれてをる所の支那に於て、少くとも唐時代にはなほ階級觀念の餘效が嚴存してゐたといふことは注意すべきことであらねばならぬ。

唐時代に於ても官に隸屬する奴婢が相當に多かつたと見えて、戦功ある者には屢々多數の奴婢が下賜されてをる。例へば舊唐書<sup>〇六六</sup>河間王孝恭傳によると、武德七年に輔公祐の亂を鎮定した功によつて奴婢七百人を賜つたといふ。この戦に功のあつた李大亮にも奴婢百人を賜つたことが同書<sup>〇六六</sup>に記されてをる。奴婢を下賜するといふことは、それを資財とみなしたからであるが、李大亮は下賜された奴婢を哀んで「汝輩多衣冠子女、破亡至此、

吾亦何忍以汝爲賤隸乎」といつて皆放遣したと記されてをる。貞觀九年に吐谷渾を討つた功によつて奴婢百五十人を賜つた時にも、悉くこれを親族の者に分ち與へたといふことが見えてをる。しかし李大亮の如き思想を有つたものは寧ろ稀であつて、多くの貴人富豪は皆競ふてその蓄積に努めたのである。

その結果、當時の貴人富豪には多數の奴婢が養はれてをつて、その多きは數千人、時には數萬人に及ぶものがあつたといふ。武德四年に南越の衆を率ゐて高祖に降つたところの馮盎には奴婢萬餘人に及んだことが舊唐書<sup>〇九一</sup>に見えてをり、又則天武后垂拱四年に叛死した所の越王貞には家僮千人と記されてをる<sup>(舊唐書)</sup>。この叛亂を恐れたためであらうかと思はれるが、武后の大足元年には王公以下の奴婢を限定し、多きは二十人少きは一人としたことが通考<sup>〇一</sup>に見えてをるが、その實行はもとより疑はしい。

これらの奴婢は牛馬と共に賣買することが出來た。しかしそれには正規の市券を作らねばならなかつたことが六典<sup>〇二</sup>に見えてをる。若しそれに背いて私に賣買する時は罪せられたのであつて、その規定は唐律疏議<sup>〇六二</sup>に出てをる。しかしそれは容易に實行されなかつたやうであり、殊に唐の末期には私に良人を掠賣する風習が甚しくなつてをる。それが最も甚しかつたのは嶺南地方である。通考<sup>〇一</sup>元和四年の詔には「嶺南黔中福建等道百姓、多被公私掠賣爲奴婢」とあるのはその一證左である。それで京師の貴人富豪には、地方官や商人に託してこの地方から奴婢を買ひ入れるものが多かつたのである。又この地方から歲毎に奴婢を貢してゐたのを代宗の時に禁じたことが通考<sup>〇一</sup>に見えてをる。舊唐書<sup>〇六〇</sup>柳宗元傳によれば、廣西省柳州地方に於ては男女を質として錢を貸

與し、期間を過ぐれば没收して奴婢とする風習があつた。これは江南の土俗として一般に行はれたもののやうである。

この時代には奴婢の需要が盛であつたところから、外民族を掠賣するものが少くなかつた。唐會要<sup>卷八</sup>にそれに対する禁令が多く集められてをるが、先づ則天武后大足元年五月三日の勅によつて、西北縁邊の州縣にては突厥の奴婢を蓄ふるものが多かつたことを知りうる。唐の末期には、山東地方の海賊が新羅に押し渡つてその良人を掠奪し、これを山東の沿海地方に賣却することが盛になつてをる。長慶元年三月の薛平なるものの上奏によると、海賊の根據地は山東の登州及び萊州地方であつたらしい。同三年正月には新羅の國使として金柱弼が長安に來てその禁絶を請うてをる。舊唐書穆宗本紀を見ると、その月に新羅人を買つて奴婢とすることを禁じ、既に中國に在る者は直ちに放歸せよと命じてをるのは、新羅から金柱弼が來て國書を捧呈した結果であらう。尙ほ唐會要には太和二年十月の勅を引用してをるが、それによると長慶元年三月十一日にもそれと同様の禁令が出てをるやうである。然るにこの勅あるにかゝはらず禁絶されないから、重ねて諸道に下して切に禁止を加ふるのであるといつてをる。これによると文宗時代にも尙ほこの風習が絶えなかつたものと見られる。

かういふ時代の一般風潮に促されて、佛寺や道觀にも多くの奴婢が蓄へられてゐたことは、宗教の貴族化を證明するものとして注意すべきであらうと思ふ。寺觀に奴婢を蓄ふることが法律上からも公認されてゐたことは、唐律疏議<sup>卷六</sup>に寺觀の部曲奴婢の三綱に對する罪を規定してをることによつても明である。しかし通考<sup>卷一</sup>至德二

年七月鄭叔清の奏文を見ると、安祿山の叛亂による經濟的窮乏を救ふために「如無人廻授及不願還俗者、準法不合畜奴婢資財、既助國納錢、不可更拘常格」とあるから、寺觀に奴婢を置くことは許されてあつても個人として僧尼道士が奴婢資財を蓄ふることは禁ぜられてあつたもののやうである。寺觀に隸屬する奴婢は公認されてあつたところから、當時有名な寺觀殊に佛寺には多數の奴婢が養はれてゐたらしい。さればこそ武宗の會昌五年の排佛には、佛寺の奴婢を解放して兩稅戸に充つること十五萬人の多きに及んだのである。その時還俗せしめられた僧尼は二十六萬五百人と記されてをるから、奴婢の數は僧尼の半以上にも上つてゐたことになる。唐會要<sup>卷八</sup>會昌五年四月中書門下の奏文には「天下諸寺奴婢、江淮人數至多」とあるから、今日の江蘇省地方の佛寺に殊に多くの奴婢が居たものと思はれる。この月に排佛の行爲が始つてをるが、これら廢寺の多數の奴婢は勿論解放して良人とし、同じく租税を負擔せしむることとなつてゐた。しかし實際には官吏富豪又は百姓にして祕かに廢寺の奴婢を隠藏し、或は他に賣り渡すものがあつて、その實行は容易でなかつたことが見えてをる。

王公貴人富豪を始めとして寺觀に至るまで、その蓄ふる所の奴婢が驚くべきほど多數に及んだとすればそれらの奴婢を何に使用したのであらうか。掃洒等の種々の雜役に驅使したことは勿論のこと、萬歲通天元年には士庶の家僮僕より勇敢なる者を選び、官よりその價を酬いて契丹を討たしめたこともあつた<sup>(通考卷一一)</sup>しかしさういふ方面に使はれた奴婢はその一部分であつて、大部分のものは廣大な私有地即ち莊園の耕作に向けられたものと思ふ。それは文獻によつても證せられる。例へば通鑑<sup>卷二</sup>則天武后天冊萬歲元年の條に、官を棄てて嵩山に隠れた武收



緒の生活を描寫する中に「買田使奴耕種、與民無異」とあるによつて推知されよう。當時には貴人富豪にも寺觀にも廣大な莊園があつて、その耕作には多數の人を要し、それが爲めに客戸を迎へた程であるから、賃銀を要せざる奴婢が喜ばれたことは疑のないことである。さういふ使用目的があつたからして、それらの者が競うて奴婢を買入れ、その多きは數千人、數萬人にも及んだのである。この點に於て奴婢なるものは經濟史上に重要な意義を有つものといはねばならぬ。

## 四

流民又は莊客とか奴婢とかいふ下層階級の生活を一瞥し終つたわれ／＼は、順序として更に上流階級即ち王公百官とか富豪とかいはるる生活を見ることとしよう。既に農民が多く流民又は莊客となり、或は奴婢なるものがわれ／＼の想像を越ゆる程多かつたといふことは、その背景になつてをる上流社會の繁榮をしのびしむるものである。殊に奴婢の如きは明かに貴人富豪の一財産であつたのである。しかしその經濟的基礎として最も重要な地位を占むるものは土地即ち莊園であることはいふまでもない。莊園に就ては既に前篇に於て發表したことがあるから、こゝで再び繰り返す必要はあるまい。しかし貴人富豪の豪華な生活はこの外にも種々の財源を要求せしめたのである。文獻に多く現れて來る碾磑、店舗、車坊、園林の如きは即ちその主要なものであつたらう。

それらのうちで最も利益あるものとして此の時代の貴人富豪が競うて設置し、それがために農民の水利を妨げ、終にはそれが一種の社會問題として現るるに至つたのは碾磑である。碾磑の解釋に就ては一定してゐない。例へば唐律疏議釋文卷四には「碾磨上轉石也、磑磨下定石也」と注してこれを一對のものとし、穀物を碎いて粉末とする所の磨のことと見てをる。しかし實際の用例を見ると、單に碾又磑と分離して用ゐた所があり、釋道宣の續高僧傳には「水磑及碾上下六具」といへる所があつて、磑と碾とは別のものと見た方がよいやうである。殊に唐の文宗太和七年に當る年に編纂された我國の『令義解』には、碾磑を注して「謂水碓也、作米曰碾、作麵曰磑」(卷一)とあるのはそのよい例證とならう。即ち碾といふのは穀物を磑いて殻を除くもの、磑とは穀物を碎いて粉末とするものであり、共に水力を利用したのである。

碾磑なるものは以前にも既に存在してゐたものではあるが、それが著しく發達したのはこの時代に入つてからのことである。碾磑が盛に設置されるれば、自ら水田の灌溉を妨害することになるから、唐六典<sup>七</sup>工部の條には、それに對する規定を記して「凡水有溉灌者、碾磑不得與爭其利」といひ、その注には「自季夏及于仲春、皆閉斗門、有餘乃聽得用之」と見えてをる。故に少くとも唐の中期頃には灌溉を妨げぬ範圍に於てのみこれを許したのである。しかしさういふ法令の實行は容易のことではなかつた。殊に長安に近き鄭渠白渠には都の貴人富豪の碾磑が多かつたが、これらの堀割はその地方の農田を灌溉する重要なものであつたから、これに對する禁令が幾度も現れてをる。例へば文獻通考<sup>六</sup>永徽六年の條を見ると、鄭白渠に富商大賈が競ふて碾磑を造る爲に灌溉の用水が缺

乏して來たと奏するものがあつたので、朝廷ではこれを分檢せしめて渠上の碾磑を皆破毀せしめたと記されてをる。これによつて既に高宗時代に富商の碾磑が甚だ多數に及んだことが想像される。又舊唐書<sup>八卷九</sup>李元紘傳には「三輔諸王公權要之家、皆緣渠立磑、以害水田」とあり、そこで李元紘は吏人を遣して一切これを破毀せしめたと記されてをるから、商人のみならず王公百官の碾磑も長安附近の渠に多く設置されてゐたことが知られる。太平公主や昇平公主の如き王女にも碾磑があつたことが見えてをる。殊に昇平公主には白渠の支流に「脂粉磑兩輪」があつたが、大曆十三年の禁令によつて白渠の碾磑を悉く破毀することとなつた時、公主は代宗の諫によつて衆に率先してこれを破毀せしめた爲めに、「勢門碾磑八十餘所」は皆毀られたと舊唐書<sup>二〇卷一</sup>郭子儀傳に記されてをる。唐の中期から宦官の勢力が勃興するにつれて、その經濟的基礎として長安近くに碾磑を置くことを忘れなかつた。例へば舊唐書<sup>八四卷一</sup>高力士傳に「於京城西北、截澧水作碾、並轉五輪、日破麥三百斛」とあるが如きによつて、その規模の相當に大なりしことが想像されるのである。尙ほこの時代には私有の碾磑の外に別に官有のものも存在してゐたのであつて、京兆府並に天下の諸川府に多數の官有碾磑が置かれてをり、最初は内莊宅使によつて管理されてゐたが、穆宗の即位と共に京兆府及び、河内府を除く外の碾磑は莊宅等と共にその所在地の官廳に隸屬するに至つたことは、加藤氏が「内莊宅使考」<sup>(東洋學報二〇ノ二)</sup>に於て論證されたところである。

唐時代の佛寺道觀には、貴人富豪を凌ぐほどの廣大なる莊園又は莊宅を有してゐたと同様に、又少からぬ碾磑をも有してゐたのである。長安の清禪寺は隋の文帝によつて創立された大寺であるが、續高僧傳<sup>七卷一</sup>曇崇傳には

「隋氏晉王欽敬禪林、降威爲寺檀越、前後送戶七十有餘、水磑及碾上下六具、永充基業、傳利于今」と記されてをる碾磑は寺院の重要な經濟的財源となつてゐたのであるから、清禪寺の上下六具の碾磑は道宣が貞觀十九年にこの書を著した時にも存続したのみならず、その後にも永く寺の不動産として傳へられたやうである。それは同書<sup>九卷二</sup>慧胄傳を見ると、彼がこの寺に住した時には「所以竹樹森繁、園圃周遠、水陸莊田、倉廩碾磑、庫藏盈滿、莫匪由焉、京師殷有、無過此寺」といふ盛大なる有様であつたといふことである。しかし佛寺に碾磑を置くといふことは清禪寺のみに限つたのではなく、又必しも佛寺のみに限つたものではなかつた。それは廣德二年に上表する者があつて白渠の上にかゝれる「王公寺觀碾磑七十餘所」を破毀して水利をよくせんことを請ふたことが唐會要<sup>九卷八</sup>に見えてをる。こゝに記されてゐる碾磑七十餘所のうちには佛寺及び道觀の所有に屬するものが相當に多かつたことと思はれる。

かくの如く長安近くの河渠には官有の碾磑を初として王公・公主・百官・富商若くは寺觀の所有に屬する碾磑が多數に存在してゐたことは明であるが、碾磑を設置することは長安附近のみならず、廣く全國に及んだのである。その例としては舊唐書<sup>八五卷一</sup>王方翼傳を見ると、彼が肅州刺史となつて赴任した時に私財を出して水碾磑を造りその利に税して人民の飢餓を救つたことが記されてをる。地方官にして碾磑を設置したものはこの外にも多かつたであらうが、しかし王方翼の如き社會的觀念を以てしたものは少く、その多くは自家の享樂生活の資を獲んとしたものに過ぎなかつたらう。

さて一般に碾磑は多く他人に貸與してその貨錢を徴收したもののやうである。先に挙げた王方翼傳に「稅其利以養飢餓」とあるが如き、或は冊府元龜<sup>卷四九一</sup>に引く貞元二十一年の勅に畿内及び諸州府の莊宅・店舗・車坊・園磑・零地等の租賦を免除することを記せる如きによつてそのことは證せられよう。

長安附近の河渠に設置された碾磑が殊に農田の灌漑を妨害するといふところから屢々禁令を出してこれを破毀せしめたのであるが、代宗の大曆以後にはそのことが文獻の上から絶えてをることは注意すべきであらう。これは唐の末期になつて碾磑の設置が水利を妨害せぬほどに減少したものと解せられる。しかし事實はさうでなかつたやうである。殊に官有の碾磑は寧ろ德宗以後から文獻に多く現れて來てをる。これは思ふに從來度々その禁令が發せられたにもかゝはらず碾磑の設置を制することが出来なかつた上に、この時代には朝廷の經濟状態が漸く窮迫しつゝあつたために、朝廷自らが多く碾磑を畿内並に天下諸州府に設置してこれに備へねばならぬこととなり、従つて農民保護のための禁令をも出すことが出来なくなつたのではなからうか。

次に店舗といふのは市街に建てられた商店であつて、これを商人に貸貸してその利益を收めたのである。長安附近の官人等が競ふてこれを建設したのは、その利益の相當に多かつたことを想像せしむるものである。全唐文<sup>卷三</sup>玄宗の條に禁賃店干利詔といふのが收められてをる。その中に

南北衙百官等、如聞昭應縣兩市及近場處、廣造店舗、出貨與人、干利商賈、莫甚於此、

といふ文があつて、それらの店舗を商人に貸與するに頗る高い賃税を課したことが知られる。それがために貧し

い商人を苦しめることが甚だしかつたので、その弊風を抑へんが爲めに一箇月の家賃を五百文以下と定めたのである。この詔の年時は明記されてゐないが、舊唐書玄宗本紀には開元二十九年正月の下に「禁九品已下清資官置客舍邸店車坊」と見えてをるのはこれと何らかの關係あるものではなからうか。こゝにいふ邸店とは唐律疏議<sup>四卷</sup>に「邸店者、居物之處爲邸、沽賣之所爲店」といへるものに當る。即ち邸とは店舗に附屬せる藏である。畿内及び諸州府には官有の店舗があつて人民にこれを賃貸してゐたことは先に云つた貞元二十一年六月の詔によつても疑のないことである。尙ほ舊唐書憲宗本紀の、元和八年十一月の條には、王公・公主・百官等に下賜された所の莊宅・碾磑・店舗・車坊・園林等の貼典貨賣を許したことが見えてをるから、これらの官有の店舗は碾磑等と共に下賜されたこともあつたのである。唐の中期以後に、武人の勢力が勃興するにつれて、それらの者が莊宅等と共に邸店をも建てて多くの利を食ふやうになつて來た。さればこそ、唐會要<sup>卷八</sup>には大曆十四年七月に王公百官及び天下長吏が人と利を争ふを禁じ、先に揚州に邸肆を置いて貿易してゐたものを止めたことを記してその次に

先是諸道節度觀察使、以廣陵當南北大衙百貨所集、多以軍儲貨販、列置邸肆、名託軍用、實私其利息、至是乃絕、

と見えてをる。廣陵即ち揚州は北支那と南支那とを連絡する交通路の焦點に立つてをる關係からしてこゝには通商貿易が繁榮を極め、従つて商胡即ち波斯やアラビアの商人も多く入り込んでゐたほどである。それが爲めに王公百官等と共に節度使等が亦こゝに邸店を列ねて軍備品を貨賣してゐたのである。そしてこの記載によればこれ

らの邸店は人に賃貸したのではなくして自らこれを經營したものと見ねばならぬ。尙ほこの時代には、佛寺にも店舗があつたことは、加藤氏の「内莊宅使考」にも論證されてをる如く、金石萃編<sup>卷一三七</sup>重修大像寺記にこの寺の不動産として「東市善和坊店舎六間半」を數へてをることによつても疑のない事實である。

碾磑・邸店のほかに尙ほ客舎・車坊・園圃・森林の如きものが上流社會の不動産として重要な地位を占めてゐたのである。しかし私人に屬するこれらの不動産は莊園と同様に課税の義務を負はされてゐたもののやうである。唐會要<sup>卷八</sup>には元和六年正月に京城の諸僧より庄及び磑の免税を請ふて許されなかつたと記されてをるから、僧侶といへども碾磑の課税は免ぜられなかつたことは明である。この例から類推すれば一般に邸店・車坊等の不動産には税が課せられたといふ一般原則を承認せねばならぬであらう。

唐時代の上流社會即ち貴人富豪又は寺觀といはるるものの經濟生活は土地即ち莊園にその基礎を置いたことはいふまでもないが、それ以外にも碾磑・邸店等の多くの不動産があつてそれが重要な財源となつてゐたことはこれによつて明にされたと思ふ。これらの不動産から得らるべき利益のみにても僅少のものでなかつたらうと思はるるからして、その上に立つ上流社會の生活は頗る富裕なものであつたに相違ない。従つてその生活は益々豪華に流れ、それがやがては時代精神の上にも影響して一般國民生活の弛緩となり、その結果として玄宗の末年に於ける社會的變革を必要とするに至つたのである。殊に莊園や碾磑の如きものはその弊害が直接農民に及んで農村の疲弊を生むこととなつた爲めに、政府としても相當にその對策を考慮するやうになつてゐる。しかし一般社

會の趨勢に促されて後には朝廷に於てもこれらの不動産を國內に多く設置せねばならぬやうになつた。その傾向は更に宗教界にも浸染して、この時代の佛寺道觀をして競うてこれらの不動産を設置せしむるに至つたのである。故に當時の寺觀生活は全く一般上流社會の經濟生活に没入したといふべきであらう。

## 五

佛寺及び道觀の經濟生活が一般社會生活と殆どかはるところがなかつたとすれば、そこに自ら寺觀生活の及ぼしたる社會的影響、若くは進んで唐時代の佛教及び道教の社會的地位といふ問題が研究の視野に現れてくるのである。尤も佛教と道教とによつてこの時代の宗教が盡されたのではなく、その外にも波斯から傳へられた所のゾロアスタアの教やマニの教があり、或は基督教及び回教も新しく西方から傳へられてはゐる。そしてこれらの宗教の寺院が支那の各地に建てられて相當に勢力のあつたことは文獻によつて證明されてをるのではあるが、しかしそれが物質的にも又精神的にも社會を動かすに足るほどの勢力があつたとは考へられない。又たとひそれがあつたにしても今のところそれを知るべき史料が缺けてゐる。それ故にこゝでは佛教と道教とを以て唐時代の宗教を代表せしめねばならぬからして、佛道兩教と社會との關係は即ち宗教と社會との關係として普遍化されてもよいものであると思ふ。

佛教と道教とは漢末以來久しい間たがひに融合し反撥しつゝ發展して來たが、隋及び唐の統一國家が生れると共にこの兩教も夫々獨立の教會として活動するやうになつてをる。そしてこれも帝室や王公百官の間にその教權を擴張したのである。それ故に上流社會の擁護といふこの背景の下に、佛道兩教の占むる宗教的地位と社會的地位とは動かすべからざるものがあつたのである。しかしそのうちで道教は唐の帝室の李姓であることを利用して、これをして老子の後裔であるといふ信仰を起さしめた爲めに、老子は宗教的禮拜の對象としてよりもむしろ祖先として祠られたもののやうである。従つて道教は著しく政治化されたのに對して、佛教は比較的宗教としての性質を保持してゐたからして、それが占むる社會的地位とその影響とは遙かに道教のそれに優越してゐたといはねばならぬ。さういふ關係からしてこゝでは自ら佛教の方に力點を置いて考察されることとなるであらう。

既成宗教が社會的に發展すれば種々の弊害が現れて來るといふことは、いかなる國、いかなる時代に於ても避くべからざる現象である。支那に於ては既に南北朝時代からそれが重要な社會問題となつて史上に現れてをる。即ち北魏及び北周の慘虐な廢佛はその背後に佛教と道教との宗教戦争がひそんでゐたにしても、佛教徒の墮落によつて生ずる社會的弊害といふことが少くともその口實になつてゐるのである。隋から唐にかけてはさういふ前時代の傾向が一層發展したに過ぎないとも云へる。

それではこの時代にはどういふ點が社會問題となつたかといふに、先づ思想的方面に於ては「假託」若くは「虛誕」といふ言葉が隨所に見えてをる。これは主として佛教に對する攻撃であつたが、實際に支那佛教は宗教哲學としての體系的組織にのみ向つて進んだ爲めに、民衆に對する宗教的教化はどの程度まで及んだか疑はれるのである。唐大詔令集<sup>七一</sup>一三に載せられてをる開元三年十一月十七日の禁斷妖訛等勅といふものの一節を先づ引用しよう。

比有白衣長髮、假託彌勒下生、因爲妖訛、廣集徒侶、稱解禪觀、妄說災祥、或別作小經、詐云佛說、或輒著弟子、號爲和尙、多不婚娶、眩惑閭閻、觸類實繁、蠹政爲甚。

また舊唐書<sup>七四</sup>一李德裕傳を見ると、寶曆二年に亳州に於て聖水が出てこれを飲む者は疾が愈えるといふ者があつたのに對して李德裕から上奏したことがある。それによると、これは實は錢を食らうがために計つた妖僧の誑惑であり、その水を求めむとして兩浙福建地方の百姓にして揚子江を渡る者が一日に三五十人に及んだといふことである。これらはいづれも民衆の有する彌勒信仰若くは水に對する原始的信仰を利用して私慾を満たさむとする妖僧の狡計であるが、これに類した例は隨所に見られたことであらうからして、これによつて地方民衆の信仰が充分に想像されうと思ふ。それ故に舊唐書穆宗本紀には「長慶三年十二月浙西觀察使李德裕奏去管内淫祠一千一十五所」と記されてをる。これらの淫祠が悉く佛教に關係したものであるとは云へぬにしても、その中にはさういふものが餘程多かつたらうと思ふ。殊に道教には原始的迷信的要素が優勢を占めてをるからして、その中に道教關係のものが多かつたことは殆ど疑がない。

第二に倫理問題としては、佛教及び道教に對して不拜父母を攻撃してをる。南北朝時代には不敬王者の問題が

佛教徒に對して起つてをる。しかるに唐時代に入つてからは、此の問題が史上から没して、その代りに不拜父母の問題が盛に現れて來てをる。不拜父母が不敬王者に代つたといふことはどう解すべきであらうか。これは思ふに唐以前といへども佛教徒は多く王者のみならず父母をも拜しなかつたであらうが、その中に於て先づ不敬王者の問題が國家統一の要求からして解決されねばならなかつたのであらう。然るに隋及び唐の統一國家が成るにつれて佛教も亦自ら國家的となつて此の問題は一先づ解決を告げたのである。こゝに於て更に國民道德の統一といふ見地からして、今まで背後にひそんでゐた所の不拜父母の問題が表面に浮び出たものであらう。そしてこれが盛に現れ始めたのは太宗の時代である。次の高宗顯慶二年二月に出た詔が唐大詔令集<sup>一</sup>に載せられてをる。その詔の中に

僧尼之徒、自云離欲(唐會要上)先自貴高、父母之親、人倫已極、整容端坐、受其禮拜、自餘尊屬、莫不皆然、有傷教名、實數彝典、

とあつて、多くの僧尼は自分の父母尊屬を尊敬しなかつたばかりではなくて、反つてその禮拜を受けたことが知られる。同書には更に開元二年閏二月三日の勅を掲げてをる。それによると道士女冠僧尼等をして父母を拜せしめ一定の喪に服せしめたのである。故に不拜父母といふことは佛教徒のみならず道教徒にも幾分行はれたことが分る。しかし僧尼に對して特別に發せられた禁令が散見することを見れば、この弊風は主として佛教徒の間に盛であつたと考へねばならぬ。

第三に社會問題が一般廢佛論者の論議の焦點となつてをる。これは佛寺道觀の創立若くは佛像天尊像の鑄造が勃興した結果として自ら現るべき冗費、及び僧道の増加に伴ふ遊民の問題から出發したものである。

先づ寺觀の建立についていへば、北魏時代にその建立が著しかつたことは楊銜之の洛陽伽藍記を一瞥することのみにて充分であらう。しかし北周の廢佛が起つた時代には、それらの壯麗なる伽藍は殆ど皆廢滅に歸したやうである。しかし隋の國家的統一の生ると共に、伽藍の建立も亦隆盛の機運に向つて行つた。その後を承けた所の唐の高祖はその反動として寧ろその抑壓に努力せねばならなかつた。そこで武德九年には詔して、京師には佛寺三所、道觀二所を留め、諸州にはたゞ寺觀各一所を残して他は悉く破毀せしめむとしてをる。唐の初期にも寺觀の創立又は修繕が相當に盛であつたが、それによつて起るべき社會的弊害の最も著しかつたのは則天太后時代であらう。舊唐書<sup>九</sup>狄仁傑傳に載せられてをる彼の上疏の中に「今之伽藍、制過官闕、窮奢極壯、畫績盡工、寶珠殫於綴飾、瓊材竭於輪奐」とあるによつてもその一斑が偲べよう。一昨年オックスフォードから出版されたスタインの千佛洞繪畫集やセリンチア附圖には、朱塗の壯麗な殿堂を畫いた西方淨土曼陀羅圖が收められてをるが、これらは多く唐末から宋初にかけての製作と思はれるからして、これによつても狄仁傑のいつたこの言葉が徒らなる誇張でなかつたことが證せらるるのである。また中宗の時には、韋嗣立が上疏して當時の寺觀營造が大規模のものであつたことを述べて「大則費耗百十萬、小則尙用三五萬餘、略計都用資財、動至千萬已上」<sup>(舊唐書)</sup>といひ、また睿宗の時には辛替否が上疏して「今天下佛寺蓋無其數、一寺堂殿、倍陛下一宮、壯麗甚矣、

用度過矣、是十分天下之財而佛有其七八(唐會要卷四八)と述べてをる。これらの描寫をそのまま信用することは出来ぬとしても、當時の寺觀殊に佛寺の建造が如何に壯麗を極めたものであり、従つて天下の資財の大部分をこの方面に消費することから、いかに國家の經濟的逼迫を促しつゝあつたかが想像されよう。

それでは唐時代には寺觀の數がどれ程あつたかを一瞥しておくことも無要ではあるまい。先づ宋敏求の長安志〇一には

城中一百八坊、韋述記曰、其中有折衝府四、僧寺六十四、尼寺二十七、道士觀十女觀六、波斯寺二、胡天祠四、隋大業初、有寺一百二十、謂之道場、有道觀十、謂之元壇、天寶後所增、不在其數、

とあつて、天寶以前に於ける長安の寺院は隋の時代よりは減少してをるとはいへ、尙僧尼の寺を合すれば九十一、道觀は十といふ多數に及び、天寶以後には新に建てられたものがまた少くなかつたやうである。大唐六典四には開元年間に於ける寺觀の總數を擧げて

凡天下觀總一千六百八十七所一千一百三十七所道士五百五十所女道士……凡天下寺總五千三百五十八所三千三百四十所僧二千一百一十三所尼

と記してをる。これは唐時代に於ける寺觀の最大數を示したものである。かの武宗の廢佛の時には、破毀されたる佛寺の數は四千六百餘となつてをる。これに残留されたる南京兩街の各二所及び天下の上州の各一所を加へても、到底玄宗時代の數に達することは出来ぬ。尤もこれらの統計に現はれたる數は正式に寺と稱したもののみであるが、この外に尙招提若くは蘭若と呼ばれたものが武宗の時には四萬餘所にも及んだといふことが見えてをる。

招提とは梵語の音譯であつて四方僧房と義譯されてをる。宋の道誠の釋氏要覽には「即今十方住持寺院是也」とあるから一種の私設寺院であるとして見ておいたらよからう。蘭若とは遠離處又は閑靜處と譯さるべき梵語の音譯であつて、これは山林等の靜閑なる地に結ばれたる庵室である。唐大詔令集卷一に載せられてをる開元十九年七月の詔には「如閑遠就山林、別爲蘭若、兼亦聚衆、公然往來、或妄說生緣、輒有俗家居止」とある。これに據つて見ると蘭若には經濟的弊害がなかつた代りに、社會秩序といふ點からして憂ふべき傾向が隨伴してゐたものやうである。即ちこれらの蘭若は政府の直接監督から遠ざかつてゐた爲めに、社會の治安を亂す如きことも少くなかつたやうである。

國家の財政をして窮乏に向はしむる重大なる原因は、佛寺道觀のみならず、それと並行的に起るべき佛像天尊像の製作である。岩窟に佛像を刻することは北魏以來盛に行はれたところであるが、それが隋唐時代になつても尙ほ絶えなかつたことは龍門や天龍山等の遺品によつて明かに知り得られる。文獻にもそれに關する記事が見えてをる。例へば佛祖統紀卷九を見ると、咸亨三年には詔して洛陽龍門に廬舍那佛像の高さ八十五尺のものを造らしめてをり、次で永隆元年には沙門智運なるものが龍門に一萬五千の佛像を彫刻してをり、同書卷四を見ると、開元十八年には沙門海通が嘉州の大江の濱に高さ三百六十尺の彌勒像を鑿せしめ九層の閣を造つて凌雲寺と稱してをる。その他金銀銅鐵の鑄造佛も頗る發達してをる。それは佛寺道觀の發達から當然起るべき現象といはねばならぬ。鑄造の盛なる結果として長安や洛陽にはこれを職業とするものさへ現れてをる。しかし玄宗時代にはこ

それを正しい一職業と見るまでには至つてゐない。それは唐大詔令集<sup>一三</sup>に收められてをる開元二年七月の斷書經及鑄佛勅といふのを見れば明かである。その中に

今兩京城内、寺宇相望、凡欲歸依、足申禮敬、(中略)如聞坊巷之内、開鋪書經、公然鑄佛、(中略)自今以後、州縣坊市等、不得輒更鑄佛寫經爲業、

とある如く、時の政府はこの新職業を公認しなかつたとはいへ、寺院を中心として美術工藝等の發達したことは否定し得ぬ事實である。しかし鑄佛が勃興すれば、そこに亦憂ふべき弊害が隨伴してくる。それは法律を犯して錢を佛像に改鑄するものが多かつたことである。その結果は通貨の減少を生じて、經濟界に動搖を惹き起すことになるからして、寶曆元年には河南尹王起が上奏してかゝる者を罪するに盜鑄錢の例によらむことを請うたことが舊唐書敬宗本紀に見えてをる。會昌五年の廢佛が行はれた時には中書門下より上奏して、天下の廢寺の銅像鐘磬は鹽鐵使に下して錢に改鑄せしめ、鐵像はその所屬の州に下して農器となさしめむことを請うてをる。この計畫は實行されたやうである。何となれば舊唐書武宗本紀には翌六年二月の勅を掲げて「京城諸道宜起來年正月已後、公私行用並取新錢、其舊錢權停三數年」といひ、その新錢が廢寺の佛像鐘磬から改鑄されたものであることは、唐會要<sup>九八</sup>に會昌六年二月の勅として「緣諸道鼓鑄佛像鐘磬等新錢、已有次第、須令舊錢流布」とあるによつても明かである。稻葉君山氏は「支那の社會史研究」に於て像設のことを論じ、唐の廢佛の時に適用された銅禁令は六朝時代から起つた硬貨問題の一例に過ぎず、従つてそれは一般的であつて部分的でなく、經濟的であつ

て宗教的でないといふやうに述べてをられるが、これがまた廢佛の一原因となつたことは疑ひないことと思ふ。次に僧道を度ることが盛になるにつれて惰食遊民といふ社會問題が起つてくる。殊に僧道の中には宗教的欲求以外の目的から出家するものが少くなかつた。その目的とは即ち課役の忌避である。僧尼道士女冠にはもとより課役の免除といふ特權があつた爲めに、富戸にして多丁なるものは度して僧道とする風習が一般に行はれてゐた。課役を忌避するには種々の方法があつた。しかし僧道生活は社會的地位からいつても經濟的狀態からいつても人々の心を誘ふに最も適してゐた關係からして、僧道となるものの數は益々増加するのみであつた。尤も僧道となるには一定の制限があつて、唐律疏議<sup>二</sup>には私度法といふのが見えて居る。しかし實際には法規を犯して祕に私度するものが多かつた。私度によつて生じた僧道を呼ぶに「僞濫」といふ字を附してをる。これらの僞濫の僧道が如何に多かつたかは、舊唐書<sup>九八</sup>狄仁傑傳に「逃丁避罪、併集法門、無名之僧、凡有幾萬、都下檢括、已得數千」とあり、同書玄宗本紀には「開元二年春正月丙寅、紫微令姚崇上言、請檢責天下僧尼、以僞濫遺俗者二萬餘人」とあるによつても想像しうるのである。

地方官には人々の僧道に關する憧憬心を利用して私慾を滿さむとするものも亦少くなかつた。その一例として舊唐書<sup>七四</sup>李德裕傳の記事を擧げておかう。即ち

元和已來累勅天下州府、不得私度僧尼、徐州節度使王智興、聚貨無厭、以敬宗誕月請、於泗州置僧壇、度人資福、以邀厚利、江淮之民、皆羣黨渡淮、



といひ、更にそれに對する李德裕の上奏には、一戸に三丁あれば必ず一丁をして落髮せしめてをるがその意は王徭を忌避し資産を影庇するに在るといひ、或は蒜山の渡を過ぐる者を調査するに一日に一百餘人、その多くは蘇州・常州の百姓である。若し總計を擧ぐれば江淮以南の丁壯を失ふこと已に六十萬といつてをる。この上奏を奉つたのは敬宗即位の年即ち長慶四年十二月のことである。

私度を禁ずる爲めに玄宗の天寶六年には度牒を交附することになつたが、安史の兵亂が起るにつれて遂に度牒を賣つて軍備を補はねばならぬ窮狀におちいつてをる。佛祖統紀卷四には

(至徳元年)帝在靈武、以軍須不足、宰相裴冕請鬻僧道度牒、謂之香水錢、實錄始

とあつて、度牒を賣つた最初の年を至徳元年のこととしてをる。しかし舊唐書食貨志には、その前年即ち天寶十四載に安祿山が范陽に叛した時、今の山西省地方に於て錢を納るゝ者を僧尼道士とし、旬日にして錢百萬を得たとあるから、これが度牒を賣つた最初と見ねばならぬ。次で至徳二年十月にも彭原郡に於て僧尼を度し、その獲る所の錢を軍用に充ててをる。

それではこれら僞濫の者の生活は如何なるものであつたか。武徳九年五月に僧道を沙汰した時の詔を舊唐書高祖本紀に見るに、

浮惰之人、苟避徭役、妄爲剃度、託號出家、嗜慾無厭、營求不息、出入閭里、周旋園圃、驅策田產、聚積貨物、耕織爲生、估販成業、事同編戶、

とあるは寺院に於けるその生活の一面を傳へたものと見てよからう。唐大詔令集卷一三に載せられたる開元十九年四月の誠勵僧尼勅を見てもそれとほぼ同様のことが記されてをる。例へば「因依講說、煽惑園圃、谿壑無厭、惟財是斂」とある如きは、幾分の誇張を免れないとしても、當時の教會生活にかゝる一面のあつたことは否定し得ないであらう。

唐時代といへども、かゝる教會の弊風を放任しておいたのではない。屢々の禁令や僧籍の作製度牒の給附といふ如き種々の制度が現れてはをるが、それによつて時勢の進展を阻止することは不可能であつた。武宗の會昌五年に大規模の廢佛運動が起つたのも、かゝる長い經驗から考へられた最後の手段であつたらう。しかしこの破壊的改革が武宗の死と共に、直ちに反動的復興に變つたのは、その改革動機が必しも社會的又は經濟的目的のみにあつたのではなく、一面には佛道兩教の宗教的内訌に動かされてゐたからである。即ちこの廢佛の黒幕には道士の趙歸眞がゐたことは疑ひのないことである。しかしこの廢佛が原因の總てでなかつたとしても、少くともそれが一つの動機となつて唐の佛教の勢力は次第に衰滅に向つた。それと共に道教も亦同じ運命に遭遇したのである。

しかしこれらの弊風は、社會的に發達したる教會には免るべからざる隨伴的現象である。これによつてその宗教の社會的價値を決すべきではない。何となれば宗教的信仰の盛であつたこの時代に於ては、社會に及ぼした宗教的感化は精神的にも物質的にも吾々の想像する以上のものがあつたからである。その點に於ては殊に佛教がそ

の主要なる地位を占めて、道教その他の宗教はその背後に没してゐる。従つてこゝでは主として佛教の社會的地位に就て述べることにあらう。

佛教が印度に起つたのは、極端な階級的社會組織に對する反抗運動がその動機になつてゐる。従つてその中心思想は外的人爲的階級制度に代ふるに内的平等信念を以てするといふにあつたと見てよからう。その思想は支那にもやがて傳へられてゐる。それ故に例へば堂塔を建立したり佛像を供養したりするにしても、王公貴人も庶民もひとしく來り會して供養をさしげ、或は資財を投じてその事業を援けてゐる。憲宗が元和十四年正月に鳳翔の法門寺の佛骨を長安に迎へ入れた時の韓愈の上奏文を見ると、

今聞陛下令群僧迎佛骨於鳳翔、御樓以觀、昇入大内、令諸寺遞迎供養、(中略)百姓微賤、於佛豈合惜身命、所以灼頂燔指、百十爲群、解衣散錢、自朝至暮、轉相倣效、

といふ言葉がある。この時代には焚身供養又は捨身供養が一般に行はれたことは有名な事であるが、この鳳翔の佛骨に對して「灼頂燔指」して供養する風習に就ても宋高僧傳の諸所に散見してゐる。例へば卷二十三には釋元慧が鳳翔の重眞寺に於て左拇指を煉いたとあり、或は釋息塵が鳳翔の法門寺に於て指を燃して十指のうち唯二指を残すのみと記されてゐる。これによつて韓愈の言も徒らなる誇張でなかつたことが分る。この鳳翔の佛舍利はその後も屢々長安に迎へられた程この時代の人々の信仰を集めてゐた。それに對しては天子から庶民に至るまでその供養に熱中してその生業をも忘るるといふ狂熱的信仰を示したのである。

かういふ方面からも貴人と庶民との接觸が行はれて階級的反抗感情も融和されようが、それにも勝つて内的にそれを促したものは淨土教の信仰であらう。佛教の多くの宗派が哲學的思辨や個的超脱にとちこもつてゐた間に、獨り淨土教が實生活に隨順して民衆的教會の組織に向つたことは注意すべき點である。淨土教は既に東晉時代に白蓮社の組織を見るまでに至つてゐる。そしてこれは僧俗をこめての結社である。しかしこれに加つた所の俗人は多く上流階級に屬するものであつたのみならず、又それは廬山の奥にたて籠つて餘り社會には現れなかつた。この山林佛教を市井の間に引き降したのは導綽と善導とが現れた頃からである。

導綽は隋の大業五年に玄忠等の曇鸞の碑文を見て淨土教に歸したのであるが、續高僧傳<sup>卷二</sup>にはその民衆教化の狀を記して

并勸人念彌陀佛名、或用麻豆等物而爲數量、每一稱名便度一粒、如是率之、乃積數百萬斛者、並以事邀結、令攝慮靜緣、道俗嚮其綏導、望風而成習矣、

といつてゐる。導綽の着手した事業を繼承して、その教化の中心を山西省地方から王城の長安に遷したのが善導である。續高僧傳<sup>卷二</sup>には「既入京師、廣行此化、寫彌陀經數萬卷、士女奉者、其數無量」とあるによつてその教化が庶民階級を中心としたものであることが想像される。善導の後繼者であつた法照の五會念佛の如き、或は少康の兒童布教の如きは、他の宗派に見られないところである。五會念佛とは、法照の五會法事讚序によつて見れば念佛を完全に音樂化したものである。これを并州地方の道俗に弘めたのみならず、代宗の招に應じて宮人に

も教へたといはれてをる。一般民衆には六ヶ敷い教理よりも聽官から感覺的に信念を傳へた方が遙かに容易であつたらう。少康も亦この五會念佛を繼承して行道唱讚といふことを行ひ、齋日には男女の集る者三千餘人の多きに達し、ともに高聲念佛して佛を唱讚し合つたことが宋高僧傳五卷二に見えてをる。尙ほ同傳には小兒に念佛せしめたことを記し、初は一聲毎に一錢づつを興へたが一年を経た頃には「凡男女見康則云阿彌陀佛」といふことである。かくの如く淨土教は唐時代になつて民衆的宗教となつた。そして僧俗・貴賤・貧富といふ外的階級を撤してあらゆる階級の人々に信仰せられたことは注意すべき現象であらねばならぬ。

佛教殊に淨土教が社會に與へた精神的影響は看過すべからざるものがあつたと共に、更に實際的にも社會事業に關係するものが少くなかつたのである。先づ第一に注意すべきは福田の思想である。そのうちに於ても悲田と敬田との思想はその社會救濟事業の基礎となつてをる。例へば長安の會昌寺には悲敬兩田があつて毎年一度づつ必ず衣服糶糧を賑給したことが續高僧傳九卷二釋德美傳に見えてをる。また慈恩寺傳〇卷一には麟德元年正月に玄奘の翻譯した經論七十四部一千三百三十八卷を供養する爲めに「供養悲敬二田各萬餘人」に及んだとある。また續高僧傳七卷一釋智顛傳には「所獲施物六十餘事、一時廻施悲敬兩田」と見えてをる。かういふ例はその他にも多く求められるのであるが、中には獲た所の施物を貧民に賑給して自らは粗服のみを纏ふといふ僧徒があつたといふこの教會の一面を見逃すべきではない。

唐時代にはこの悲田及び敬田の思想から常設的の事業が生れ、更にそれが國家的社會事業にまで高められよう

してをる。資治通鑑一四二の開元二十二年の條に「禁京城旬者置病坊以廩之」とある所の病坊が即ちそれである。

胡三省はこれに注して「時病坊分置於諸寺、以悲田養病本於釋教也」といつてをる如く、病坊はもと佛教の悲田思想から起つたものであり、従つて直接その經營に當つたものは僧徒である。最初は全く僧徒の私的の事業であつたのがその成績に鑑みて政府がこれを公認し或はこれに保護監督を加へるやうになつたのである。それでは何時から政府の保護監督が加はるやうになつたかといふに、唐會要九卷四病坊の條に引く所の開元五年の宋璟の上奏文には「悲田養病、從長安以來、置使專知」とあるから、少くとも則天太后時代から始つたと見てよからう。病坊は養病坊の略稱であらう。そして病坊は佛教の悲田事業から發達したものであるから、これを或は悲田坊とも呼んでゐた。同書に引く會昌五年の李德裕の上奏を見ると、廢佛によつて僧尼は悉く還俗し、従つて悲田坊の經營者が失はれることになつたからこれを官立事業とし、佛教から出た悲田坊といふ名を改めて養病坊となすべしと云つてをるから、從來は多く悲田坊と稱したのであらう。しかし養病坊といふ名稱も同時に行はれてゐたことは宋璟の上奏文によつても知られる。李德裕の意見（全唐文〇七李德裕、論兩京及諸道悲田坊狀）は、從來或は悲田坊といつたのを統一して皆養病坊と呼ばしめようとするのである。武宗の廢佛によつて病坊も一時僧徒の手を離れて官立事業になつたやうであるが、武宗の死と共に佛教が復興するや再び僧徒がその經營の任に當ることとなつてをる。それは唐大詔令集十卷に引く咸通八年の勅に「兼差有道人專句當、三年一替」とあるによつて明かである。尙ほこの勅によると、應州縣の病坊には先の勅によつて基本金が置かれてあり、その利錢によつて絹

米を買ひ、之を病者等に施與したものである。この時代には佛教の勢力も漸く衰へつゝあつた時であるから、病坊の費用も多くは官に仰がねばならなかつたのであらう。それでは病坊はいかなる事業を爲したかといふに、その名の示す如く貧病人を收容して醫藥及び粥を給したことは勿論のこと、その外乞兒を收容したことも見えてゐる。酉陽雜俎續集<sup>三</sup>に「成都乞兒嚴七師、幽陋凡賤、塗垢臭穢不可近、(中略)居西市悲田坊」とある如きはその一例である。

病坊の外にも僧徒によつて爲された救濟事業が少くない。例へば續高僧傳<sup>三</sup>釋智顛傳には「而情均貧富、赴供不差、存念寒微、多行針療」とある如き、或は佛祖統紀<sup>四</sup>に開元八年長安に疫病の流行した時に疏勒國の醫王草老師が施藥して治療した爲めに藥王菩薩と稱されたとある如きは、僧徒にして醫術を兼ねて貧富の差別を没して病人を治療したことを語るものである。かくの如く國家としての社會事業が未だ十分發達してゐなかつた時代に佛僧がその方面に活動したといふこと、或は佛教が精神的には平等の信念を社會の人心に傳へてその間の階級的感情を融和せしめたといふことは社會史上に於て注意すべきことであらねばならぬ。漢代以來階級的對立は著しくなつて種々の社會問題が發生しつゝあつたにもかゝらず、階級争闘の事實が全く文獻に現れてゐないといふことは、勿論土地公有制度によつて幾分これを緩和して來たとはいへ、そこには宗教の社會的感化が重大なる要素となつてゐることを否定することは出來ぬであらう。

## 六

最後に唐時代の社會生活がいかなる階次をたどつて發展して來たかといふ問題に少しく觸れてこの稿を終りたことと思ふ。

唐の前半期に於ける社會生活の中心をなしたものは、王公百官とか富豪とか宗教徒とかいふ貴人階級である。これら貴人の生活を保證する經濟的基礎としては、廣大なる土地即ち莊園があつた外に碾磑・邸店等の不動産が亦少なからず存在してゐたからして、その生活は甚だ豪奢を極めたものであつた。豪奢の風は玄宗時代に至つてその頂點に達したのである。五代の王仁裕が著した所の開元天寶遺事を見ると、よく當時の富豪の生活がしのばれる。これには長安の富豪として王元寶・楊崇義・郭萬金といふ如き名を列ねてゐるが、その中に於て最も豪奢を極めたのは王元寶である。王仁裕はその生活を描寫してかういつてゐる。

(富窟)王元寶都中巨豪也、常以金銀疊爲屋、壁上以紅泥泥之、又於宅中置一禮賢堂、以沈檀爲軒檻、以砥砧登地面、以錦文石爲柱礎、又以銅線穿錢、登於後園花徑中、貴其泥雨不滑也、四方賓客所至如歸、故時人呼爲王家富窟。

王元寶が富窟と呼ばれた程に天下の富を集めてゐたことに就ては、唐の李冗の獨異志<sup>中</sup>にも次のやうな記載が

見えてをる。

唐富人王元寶、玄宗問其家財多少、對曰臣請以一縑繫陛下南山一樹、南山樹盡、臣縑未窮、時人謂錢爲王者、以有元寶字也。

同書にはその次に亦面白い一の物語を載せてをる。或る日玄宗が含元殿に臨御して南山を望むに、一白龍が山上に横たはつてゐるのを見た。そのことを左右の者に問うたが皆見えないと答へた。そこで急に王元寶を召して問ふに、一白物が山頂に横たはつてをるのを見たが、その状を識辨することは出来なかつた。左右の者は王元寶のみがこれを見ることの出来た理由を問うた時に玄宗はかう答へてをる。「我聞至富敵至貴、朕天下之主、而元寶天下之富故耳」と。勿論この記載をそのまま史的事實と見ることは出来ないにしても玄宗をして至富を至貴に匹敵すると云はしめてゐることは當時の時代思想を反映するものと見てよからう。王元寶の如きは唐の中期に於ける豪奢生活を代表するものであつて、それは決して彼一人に止つたことではない。それは奢侈を禁ずるために屢々發せられてをる詔によつても明かなことである。例へば唐大詔令集<sup>卷一</sup>には、開元二年に宮人の珠玉錦繡等を正殿の前に於て燒却せしめ、詔を降して王公百官の金銀珠玉を身に飾り錦繡を纏ひ第宅車服をして制規を越ゆることなからしめたとあり、同<sup>卷一</sup>には開元五年に詔して別宅に婦人を蓄ふることなからしめたとあり、同<sup>卷八</sup>には富豪に厚葬の風あるを禁じ、その墓側に莊園を設置することなからしめたとある如きは貴人富豪の生活が一般に華美驕奢に流れつゝあつたことを反證するものである。この一般的時代傾向ともいふべき豪奢の風はやがて宮廷

生活にも浸染してをる。或はむしろ宮廷生活が豪奢の中心であつて、その影響が廣く社會に波及したものと見るべきであらう。何となれば宮廷生活の華美であつたことは必しもこの時代に限つたことではないからである。隋の煬帝時代の後宮生活がいかに華かなものであつたかは一般によく知られてをる所であるが、玄宗時代に於ける楊貴妃を中心とする後宮生活はそれにも勝るものがあつた。

この時代に「盈滿之誠」といふのが隨所に現れてをるのは、かういふ社會生活を背景として始めて正しい理解がえらるゝであらう。この思想は已に支那の古典に現れてをる所であり、魏の文帝には戒盈賦といふのがあるが、唐になつてからは先づ太宗の帝範に誠盈といふ一節を設けて驕奢を戒めてをる。舊唐書<sup>卷五</sup>姜譽傳を見ると、その子皎の驕奢を戒しめた開元五年の詔に「朕每欲戒盈」とあり、同十年に彼が嶺外に配された時の詔には「既忘滿盈之誠、又虧靜慎之道」とある如きはその一例である。かういふ思想は昔から教訓として傳へられたのであるが、玄宗時代の如く一般社會生活が豪奢に向つた時代に殊に深い印象を人々の心に與へたに相違ない。この時代の貴人富豪が一面には生活の華美を競ふと共に、一面には莊宅を捨てて佛寺道觀を建立したり、財貨を捨てて僧道を供養したり、或は吉凶ある毎に齋を設けて衆人に供養したるが如きは必しも佛教の福田思想からしてのみ起つたものではなくして、その背後には盈滿の誠といふ思想がひそむであつたことであらう。

しかし宮廷を中心とする貴人生活が豪奢を誇つてゐる間に、祕かに養はれて來た他の新しい勢力がこれに代るべき機會を待つてゐた。新しい勢力とは、内にあつては宦官、外にあつては藩鎮のそれである。これが始めて社

會の表面に現れて貴人の手から社會的權力を奪ふに至つたのは玄宗の末年に起つた安史の大亂からである。それ故にこの兵亂は政治的のみならず社會的にも一時期を劃するものであつた。

唐時代に於ける宦官の勢力は早くも中宗時代から現れてをるが、玄宗時代になつてからは後宮生活の華美と結付いて急激に發展し、三品以上のもの千余人、七品以上のもの三千人といふ多數に及んでをる。王宮に於ける宦官の勢力が増大するにつれて、彼等の間にも土地の兼併、莊園の設置、碾磑等の不動産の領有といふことが行はるるやうになり、それが爲めに長安の甲第及び畿甸の上田・菓園・池沼の半は宦官の領有に歸したと迄舊唐書<sup>八四</sup>高力士傳には記されてをる。従つてその社會的勢力の基礎は、玄宗の末年に確立されたと見ることが出来る。安史の兵亂以後は宮廷の權力が全く宦官の手に歸してをる。従つてその權勢を持つての横暴が社會にも及ぶやうになつてをる。こゝではその一例として宮市のことを述ぶるに止めてをかう。舊唐書<sup>四〇</sup>張建封傳には次の如く記載されてをる。

(貞元)十三年冬入覲京師、德宗禮遇加等、特以雙日開延英召對(中略)時宦者主宮中市買、謂之宮市、抑買人物、稍不如本估、末年不復行文書、置白望數十百人於兩市及要鬧坊曲、閱人所賣物、但稱宮市則斂手付與、眞僞不復可辨、無敢問所從來及論價之高下者、率用直百錢物、買人直數千物、仍索進奉門戶及脚價銀、人將物詣市、至有空手而歸者、名爲宮市、其實奪之(中略)吳湊以咸里爲京兆尹、深言其弊、建封入覲具奏之、德宗頗深嘉納、而戶部侍郎判度支蘇弁、希宦者之旨、因入奏事、上問之弁、對曰京師游手墮業者數千萬家、無

土著生業、仰宮市取給、上信之、凡言宮市者皆不聽。

宮市とは如何なるものであるか、又それが如何なる弊害を社會に及ぼしつゝあつたかはこの記載によつて明かであらう。即ち宮市とは宦官を長安の兩市に出して日用品を買はしむるをいふのである。尤も宮中日用品を兩市の商人から買ひ入れしむることはこれ以前にもあつたが、從來は役人をしてこれを司らしめ、且つそれにして正當の代價を支拂はしめてゐたのである。しかるに宦官の勢力が強大となるにつれて、宦官を宮市使として市場に出すやうになつた爲めに、種々の弊害が起つて來たのである。即ち宦官は權勢にまかせて商人の品を買ひ取つてもそれに對する價を充分に支拂はず、時にはそれを奪ひ取ることさへもあつたのである。こゝに白望といふのは、通鑑<sup>三五</sup>の胡三省の注には「白望者、言使人於市中左右望白取其物不還本價也」とあるによつて明かである。即ち市中を徘徊して商人の品を奪取せむとする宮中使を指した言葉である。進奉門戶及脚價銀(錢<sup>通鑑</sup>には)といふのは、同書の胡三省の注に「進奉門戶者、言進奉所經由門戶皆有費用、如漢靈帝時所謂導行費也、脚價謂僦人負荷進奉物入內有雇脚之費」とあつて、門にあつて通過費を取り立てたり、或は人を雇うてその品を荷はしめて宮中に入る場合にはその人負からも私税を徵收したもののやうである。さて宮市の弊が文獻に現れた最初の年時は此貞元十三年であらう。この張建封傳にこれに先立つて吳湊が上奏したとあるのは誤であらねばならぬ。何となれば、吳湊が京兆尹となつたのは、舊唐書德宗本紀によれば、翌十四年七月のことであるからである。通鑑<sup>三五</sup>及び唐會要<sup>六八</sup>によれば吳湊の上奏したのは一度や二度ではなかつたやうであるから、彼が十四年七月に京

兆尹となつてから屢、官市の弊を上言してその取締を願つたものであらう。官市の弊が著しくなつたのは先づ徳宗時代からであるとしておけばよからう。しかしその弊風は、その後も長く続いたのである。例へば唐大詔令集<sup>二</sup>に引く順宗即位の赦文に、官市には正文帖を出して時價によつて賣買し他を侵擾してはならぬと誡めたるが如き、或は唐會要<sup>六八</sup>に引く宣宗の會昌六年七月の勅には、十六宅に官市を置いて以來常に百姓を苦しめその弊をなすことは既に久しい、故に今後はこれを改めて百姓を損刻してはならぬとあるが如きは、徳宗時代から宣宗時代までもその弊風の改まらなかつたことを證するものである。

官廷の權力が天子より宦官の手に移りつゝあつた間に、地方に於ては藩鎮といふ名が始めて現れたのは睿宗の景雲二年であらう。しかし節度使が兵權をも兼有して地方勢力の中心をなすに至つたのは玄宗時代からである。即ち官廷を中心とする貴人の生活が榮華を誇つてをる間にその實力は養はれてゐたのである。この勢力が社會の表面に浮び出すべき最初の機縁となつたものは安史の大亂である。これからは邊境のみならず内地にも節度使を置かねばならぬやうになつて、終には國家全體が藩鎮の勢力に分割されたかの如き觀があつた。かく國家の統一勢力が地方勢力に分割されて行つたやうに、藩鎮の内部に於ても節度使の勢力が次第に部下の將士の手に分割されて行つたのである。従つて官廷が節度使の勢力を抑へることが出来なかつたやうに、節度使も亦部下の驕兵に少からず惱まされたのである。要するに唐の前半期が貴人の時代であるとするならば、その後半期は社會的權力が武人に移つた時代であるとしてよからう。従つてこの時代には地方の田園第宅が自ら諸道の將士の所有に歸し

たやうである。しかしその經濟的基礎が確立するにつれてその生活も亦豪奢を誇るやうになつてをる。それに就て舊唐書<sup>卷一五二</sup>馬璘傳の記載をこゝに引用しておかう。

天寶中貴戚勳家、已務奢靡、而垣屋猶存制度、然衛公李靖家廟、已爲嬖臣楊氏馬廐矣、及安史大亂之後、法度廢弛、內臣戎帥、競務奢豪、亭館第舍、力窮乃止、時謂木妖、璘之筭經始中堂、費錢二十萬貫、他室降等無幾、及璘卒於軍、子弟護喪歸、京師士庶、觀其中堂、或假稱故吏、爭往赴弔者數十百人、徳宗在東宮、宿聞其事、及踐祚條舉格令第舍不得踰制、仍詔毀璘中堂及內官劉忠翼之第、璘之家園、進屬官司、自後公卿賜宴、多於璘之山池、子弟無行、家財尋盡。

馬璘といふのは大曆十一年に卒した節度使である。唐の後半期には節度使が宦官と共に邸宅を飾り豪奢を誇つたことは、この世人が呼びならしてゐた「木妖」といふ言葉によつて充分に想像されうであらう。

中央の統一勢力が地方勢力に分割され、政治的社會的權力が上流階級から下層階級に移りつゝあつたことが唐時代の一般的傾向である。この傾向はまた土地公有制度が次第に衰滅して、土地の兼併と貧富の懸隔とが益々甚しくなつたといふ經濟的推移と一致するものである。一般に政治史上の變動若くは革命には經濟的又は社會的變動がその背景となつてをることを看過すべきではない。何となれば政治的事件といつても個人の力によつて自由に作らるるものではなくして、畢竟その民族生活又は國民生活の綜合的創造に外ならぬからである。更にそれを綜合的に見れば思想の開展であるが、それを分析的に見れば經濟的社會的條件を無視することは出来ぬ。この小

論の目的とするところは主として分析的見地から、時代推移を考察せむとするにあつた。しかし不備なる點は一般の批評と指導との下に補足する機會のあらむことを望むのである。

(大正十二年四月・五月、史學雜誌三四ノ四・五)

## 唐の賤民制度とその由來

### 序

支那に於ける賤民制度が始めて明るみに出されたのは唐を以て初とする。しかし唐の賤民制度は唐になつてから創生せるものではなく、その由來する所は案外に古いものである。支那の奴隸制度の起原及び變遷に就いては、既に大正五年に發行されたる『經濟大辭典』の奴婢といふ項目の下に東川徳治氏が支那の部を擔任して執筆されて居り、その後民國十四年十二月發刊の『清華學報』第二卷第二期には梁啓超氏の「中國奴隸制度」と題する一文が掲載され、これと前後して『社會科學季刊』第三卷第三號にも王世杰氏の「中國奴婢制度」が掲げられてゐるさうであるし、又一部分の研究としては民國十六年發刊の『國學論叢』第一卷第一號に何士驥氏の「部曲考」が發表されてゐるから、これらの諸文を見ればその大綱を知ることが出来るであらう。しかし尙ほ訂正補修すべき所が多々存する。私も亦大正十二年に『史學雜誌』第三十四編第四號に「唐時代の社會史的考察」と題する一



文を草して奴婢の問題にも觸るゝ所があつたが、それは主として唐時代に於ける奴婢の實際社會上に及ぼしたる影響を論述せむとしたるものにして、法制上の制度や由来に就いてはただ一言したるに止まり、又不充分なる點も少くなかつた。今この一篇の稿を起す所以はこれらの不備なる點を補はむとするに在るのである。

## 第一章 唐の賤民制度

こゝに題して賤民制度といふ、その賤民とは何であらうか。賤民といふ語は既に左傳にも見ゆる所にして、哀公十七年の條には

子高曰、茲賤民慢之、懼不用命焉。

と見えてをる。しかし唐律及び疏議に於ては良又は良人に對して賤又は賤人といひ、良民又は賤民と云へる例はない。唐律疏議は高宗の永徽四年に編修されたる書であり、高宗は即位するや太宗の諱世民はたとひ二字連用せずとも諱むことに改めてをるから、此の書に良民又は賤民といふ語のないのは當然のことである。しかし宋刑統に於ても已然として良人賤人といひ、明律集解でも同様であるから、良人賤人は必しも太宗の諱を避けたものは考へられない。故に正しくは賤人制度といふべき所であるが、今は一般の用例に従つておく。

唐代に良賤は混同すべからざる二大階級と考へてゐたことは唐律疏議<sup>卷十</sup>戸婚下に

人各有耦、色類須同、良賤既殊、何宜配合、

と良賤間の混婚を認めざるところにその好例を見出すのである。單に良賤間の婚嫁を禁止するといふだけではなく、唐律に於ては良賤によつてその法律上の權利義務を異にしてをる。唐の賤人とは、單に一般人より賤視されたる者といふ如き漠然たる者にあらずして、法律上特殊の取扱を受け、良人とは權利義務を異にせる階級を意味するものである。これこそ賤人の賤人たる基本的特性であると云ひたい。法制學に對しては門外漢たる私は暫く、賤人は法律上良人と特殊の取扱を受くる者と解しておく。従つて社會よりは賤視されると雖も法律上良人と同等の取扱を受くる者はこゝでは視野の外に置くであらう。

### (一) 官 賤 民

唐の賤民を大別すれば二種となる。一は官に隸屬する賤民である。これを暫く官賤民と名づけておく。一は私家に隸屬する賤民である。これを暫く私賤民と名づけておかう。官私ともにまた各數等の階級が分たれてをつたのである。

官賤民に屬する者に官奴婢・官戸・雜戸・工業・太常音聲人がある。先づ官奴婢から順次説明して行かう。

**官奴婢** 官奴婢は如何にして發生するかといふに、その大部分は反逆相坐の法によるのである。唐六典<sup>卷六</sup>尙書省刑部都官の條に次の如く記載されてをる。

凡反逆相坐、没其家爲官奴婢、反逆家男女及奴婢没官、皆謂之官奴婢、男年十四以下者配司農、十五以上者、以其年長、命遠京邑、配嶺南爲城奴。唐律では賊盜律にその條文が見えてをる。それは

諸謀反及大逆者皆斬、父子年十六以上皆絞、十五以下及母女妻妾子妻妾亦同、祖孫兄弟姊妹若部曲資財田宅並没官、男夫年八十及篤疾婦人年六十及癡疾者並免、餘條婦人應緣坐者準此、伯叔父兄弟之子皆流三千里、不限籍之同異。(下略)

とある。謀反と謀大逆とは云ふ迄もなく十惡に數へらるるものにして、唐律の注には謀反に對して「謂謀危社稷」といひ、謀大逆の下には「謂謀毀宗廟山陵及宮闕」と見えてをる。これによれば反及び大逆を實行せし者は勿論のこと、これを謀れる者もその身は斬、父子年十六以上の者は絞となり、父子年十五以下、母、女、妻、妾、子の妻妾、祖、孫、兄、弟、姉、妹、部曲、奴婢、資財、田宅は悉く官に没收される。律文には奴婢を擧げざるもその疏議に奴婢同資財故不別言とあるから私奴婢も没官の目に入る。而して父子以下部曲奴婢に至るまで官に没收されたる者は等しく官奴婢と爲るのである。

没官の奴婢は如何なる官司に隸屬し如何なる役務に服したであらうか。前引の六典の文によれば、男年十四以下は司農寺に隸屬せしめ十五以上は速く嶺南に配して城奴とした。しかし六典にはその次の所に

凡初配没、有伎藝者、從其能而配諸司、婦人工巧者、入于掖庭、其餘無能、咸隸司農、

とあつて、技能なき大多數の者は司農寺に隸屬せしめたが、特殊の技藝ある者はその技藝に應じて夫々諸司に配し、又婦人にして工巧なる者は掖庭に配したのである。「男年十四以下者配司農」とあるが、司農寺に配するの

は必しも男に限られたのではなからう。司農寺とは「掌邦國倉儲委積之政令」(六典卷十九 司農部之條)のところであり、その下にある鈎盾署は「掌供邦國薪芻之事」(六典卷十九 鈎盾署之條)のところであるが、六典には

凡孳生鵝鴨雞彘之屬、皆令官奴婢爲課養之、

と見えてをる。司農寺所屬の官奴婢が如何なる役務に服したかその一斑が分る。しかしこれがその全部の役務ではなかつたらう。六典卷六刑部都官の條に「男子入于蔬圃、女子入于廚饈」とあるのは、文面上から見れば官奴婢官戸及び雜戸に就いて一般的に述べたもののやうであるが、司農寺の官奴婢に於てもこれは主要なる役務であつたに相違ない。それから婦人の工巧なる者は掖庭に入るとあるが、これは内侍省の掖庭に屬することを意味したものである。唐書百官志を案するに

掖庭局令二人從七品下、丞三人從八品下、掌宮人簿帳女工、(中略)婦人以罪配没、工縫巧者隸之、無技能者隸司農諸司、營作須女功者、取於戶婢、

とあつて、六典に「工巧者」とある所を、こゝには「工縫巧者」に作つてをる。これによつて掖庭に配されたる官婢の主なる役務が裁縫にあつたことを推知しうるのである。但し清の趙翼の二十二史劄記卷十没入掖庭の條にも擧げたる如く、代宗の母の章敬皇后、宣宗の母の孝明皇后はいづれも掖庭に配没されたる婢にして寵を得たる者にして、唐代にはかゝる例もあつたことを注意すべきである。又唐の内侍省には奚官局といふがあり、六典には

奚官局令、掌奚隸。二役官官品命、丞爲之貳、凡官人有疾病則供其醫藥、死亡則給其衣服、各視其品命、仍於隨近寺觀爲之修福、雖無品亦如之、(下略)

とあつて、奚隸を率ゐて官人の疾病死喪を掌る所である。奚とは鄭玄の周禮注に

古者從坐男女沒入縣官爲奴、其少才知以爲奚、今之侍史官婢、或曰奚官女、(天官酒人の條)

とある如くやはり官婢の一種である。隸とは左傳襄公二十三年の條に「初斐豹隸也、著於丹書」とあるに杜預は注して

蓋犯罪沒爲官奴、以丹書其罪、

と隸を官奴と云つてをる。さうすると内侍省奚官局にも官奴婢の隸屬してゐたことが知られる。又唐會要卷八奴婢の條には

如意元年四月十七日勅、逆人家奴婢及緣坐等色入官者、不須充尙食尙藥局驅使、

とある。尙食及び尙藥は共に殿中省に屬する所の局である。これによつて殿中省にも官奴婢の隸屬する者のあつたことを知る。又六典都官の條を見るに

凡諸行官與監牧及諸王公主應給者、則割司農之戶以配、

とあり、その中の行官及び監牧に配したる奴婢も亦官奴婢といふべきものであらう。それから六典卷二太子家令寺典倉署の條に

凡戶奴。婢。及番戶雜戶、皆給其資糧及春冬衣服等、數如司農給付之法、若本司用不足者則官給、

とあつて、太子に隸屬する奴隸を戶奴婢と書いてをる。私は官奴婢の誤かと思つたが、唐書百官志にも同様に「戶奴婢」となつてをり、又資治通鑑にも

(貞觀十六年六月)甲辰詔、自今皇太子出用庫物、所司勿爲限制、於是太子發取無度、左庶子張玄素上書、

(中略)太子惡其書、令戶奴伺玄素早朝密以大馬箠擊之幾斃、(卷一百唐紀九十六)

(永隆元年八月)太子頗好聲色、與戶奴趙道生等狎昵、多賜之金帛、(卷二唐紀百二)

といふやうに、太子に戶奴が隸屬してをることが見えてをるから、六典に戶奴婢とあるのはやはり誤ではあるまい。元の胡三省は通鑑の戶奴に注して「戶奴官奴掌守門戶」と説明してをる。なるほど守門者の事を「戶者」と書く例もあるから戶奴を守門奴と解することも出来るが、六典や唐書に見ゆる戶奴婢は番戶雜戶と並舉してをるから、どうしても一階級の總名と見なければならぬ。東宮に隸屬してをる奴婢を特に戶奴婢と呼ぶ例があつたものと思はれる。

六典都官の條には更に次のやうに記されてをる。

每歲孟春、本司以類相從、而疏其籍以申、每歲仲冬之月、條其生息、閱其老幼、而正簿焉、每歲十月、所司自黃口以上並印符、送都官閱

これは官賤民全體に就いて云へるものなりや、又は官賤民中の或る階級に就いて述べるものなりや、その邊がや

や明瞭を缺く。しかし兎に角も六典の此文によれば、官奴婢の籍は毎歲孟春即ち正月にその所屬の本司がこれを造り以て尙書省刑部の都官に送るのである。<sup>(三)</sup> 都官とは刑部に屬する四司の一にして、六典には

都官郎中員外郎、掌配沒<sup>(唐書志)</sup> 隸簿錄俘囚以給衣糧藥療以理訴競雪免、(下略)

とあつて、官賤民の事を總領する官である。都官は官奴婢の籍を監領するのみならず、毎歲仲冬の月即ち十一月を以て官奴婢を親しく閲視した。即ち十月に諸司よりその所屬の官奴婢を都官に送附し、都官はその翌月を以てこれを閲視したのである。「印臂」とはその賤民の階級名若くは所屬の司名を臂に印したものであらうか。

官奴婢の生活は如何なるものであつたか。六典都官の條には「其官奴婢長役無番也」とあつて、官戸及び雜戸が當番の期間のみ官に使役されたるに反して、官奴婢には分番がなくして毎日本司の驅使に當てられねばならなかつた。

凡元冬寒食喪婚乳免、咸與其假焉、<sup>官戸奴婢、元日冬至寒食放三日假、產後及父母喪婚放一月、開親喪放七日、</sup> (六典 刑部都官の條)

とあつて、たゞこれだけの休暇が與へらるるのみである。その代り衣糧醫藥の類は悉く官より支給された。その規定はまた六典都官の條に詳細に記されてをるからそれに就いて見られたい。醫藥を支給するのは太常寺の職務であり、公糧の支給は尙書省戸部の倉部がこれを總領し司農寺が太倉の糧を以てこれを支給したことは六典によつて明瞭であるが、衣服の支給は恐らく尙書省戸部の金部がこれを總領し太府寺がこれを支給したものかと思ふ。官奴婢の婚嫁は官奴婢階級間に限られ、良人との婚嫁は勿論のこと、他の賤民階級との婚嫁も禁ぜられてをつ

たやうであり、養子の制も亦婚嫁と同様に同階級に限られてゐたものやうである。六典都官の條には

男女既成、各從其類而配偶之、<sup>並不得養良人之子及以子繼人</sup>

とあり、同書<sup>九</sup> 司農寺の條には

凡官戸奴婢、男女成人、先以本色媿偶、

といひ唐書百官志司農寺の條にも

官戸奴婢……以類相偶<sup>(官戸)</sup>

と見えてをる。しかし「以類相偶」といふだけでは物足りない。そこで唐律に明文はないかと思つて調べたが、

官奴婢の婚嫁及び養子に關する規定は見當らない。しかし唐律疏議<sup>二</sup> 戸婚上に引用せる唐令には

依戸令雜戸官戸、皆當色爲婚、

とあり、同<sup>四</sup> 戸婚下に引く唐令には更に工業を加へて

其工業雜戸官戸、依令、當色爲婚、

と見えてをるから、それよりも身分卑しき官奴婢の「當色爲婚」は當然のことであつたに相違ない。又戸婚律に

諸與奴娶良人女爲妻者徒一年半、女家減一等、離之、其奴自娶者亦<sup>四</sup>之 主知情者杖一百、因而上籍爲婢者

流三千里、

と私奴が良人の女を娶ることを禁じてをるが、その條の疏議には私奴が客女を娶ることを不當と認めて

若有爲奴娶客女爲妻者、律雖無文、即須比例科斷、

と云つてをる。客女とは私奴より一段身分高き部曲の女にして私賤民の一種である。私奴が他の私賤民階級の女を娶るを得ずとすれば、私奴と同待遇にある官奴も亦他の官賤民階級の女を娶ることは禁止されてあつたものと認めねばならぬ。官奴婢が良人を養子とすること及び良人が官奴婢を養子とすることの禁止されて居つたことは、前掲の六典の注文によつて明である。更に戸婚律には

諸養雜戶男爲子孫者徒一年半、養女杖一百、官戶各加一等、與者亦加之、

と良人が雜戶及び官戶を養子とすることを禁じてをるが、その疏議には

雜戶養官戶、或官戶養雜戶、依戶令、雜戶官戶皆當色爲婚、據此即是別色、準法不得相養、律既不制罪名、宜依不應爲之法、

とあつて、別色相養を不當と認めてをるから、官奴婢も亦當色相養は可なるも別色相養は禁ぜられてゐたものに相違ない。

官奴婢の身分は子孫にも傳はる。但し六典都官の條に

一免爲番戶、再免爲雜戶、三免爲良人、皆因赦宥所及則免之、凡免皆因恩言之、得降一等二等、或直入良人、諸律令格式有言官戶者是番戶之總號、非謂別有一色、年六十及廢疾、雖赦令不該、並免爲番戶、七十則免爲良人、任所居樂處而編附之、

とあつて、官奴婢も廢疾者及び年六十に達したる者は當然免ぜられて番戶（官戶）と爲り、更に年七十に達すれ

ば番戶を免ぜられて良人となり得た。又特別の赦令によつて官奴婢を免ぜられて番戶、又は雜戶、時には直ちに良人と爲る事もあつたのである。

官奴婢は反逆相坐以外の事情によつて生ずることも無いではなかつた。一二の例を擧ぐれば、通鑑八十九武德四年七月の條に

癸酉、置錢監於洛并幽益等諸州、秦王世民齊王元吉賜三錢、裴寂賜一錢、聽鑄錢、自餘敢盜鑄者身死、家口配沒。

とあつて、盜鑄錢の罪に座して官に配沒されて官奴婢となる者があつた。尤もこの規定は唐律には除かれてをる。又戰爭によつて獲たる捕虜を沒して官奴婢とする風習があつた。例へば舊唐書九十九上高麗傳に

初攻陷遼東城、其中抗拒王師應沒爲奴婢者一萬四千人、並遣先集幽州、將分賞將士、太宗愍其父母妻子一朝分散、令有司準其直以布帛贖之、赦爲百姓、其衆歡呼之聲、三日不息、唐書高麗傳の文も亦ほほ同じ

とあるのによつて知ることが出来る。又地方よりの貢獻によるものがある。唐會要卷八奴婢の條に

大曆十四年五月詔曰、邕府歲貢奴婢、使其離父母之鄉絕骨肉之戀非仁也、宜罷之、

とあるがそれである。邕は唐代に置かれた州名であつてその治は今の廣西邕寧縣に置かれた。

官戶 官戶とは何であらうか。唐律疏議にこれを説明して曰く、

官戶者、亦謂前代以來配隸相生、或有今朝配沒、州縣無貫、唯屬本司。卷三 名例三

官戸隸屬司農、州縣元無戸貫。(六) 名例六

官戸亦是配隸官、唯屬諸司、州縣無貫。(七) 十戸婚上

官戸亦隸屬諸司、不屬州縣、亦當色婚嫁、不得輒娶良人。(八) 十戸婚下

これを要約すれば次の四條となる。

- (一) 官戸は官に配没されたる罪人である。
- (二) 官戸は諸司に隸屬する。
- (三) 官戸の籍は所屬の本司に在つて州縣には無かつた。
- (四) 官戸は當色相娶は可なるも異色相娶は許されなかつた。

此の四點は官奴婢と全く同様にして、官戸の官戸たる特性は一つも提示されてをらぬ。官戸の官奴婢と異なる點は何であらうか。

その第一は官奴婢の長役に對して官戸には分番あることである。六典都官の條にその制が見えてをる。

凡配官曹長輪、其作番戸雜戸則分爲番、番戸一年三番、雜戸二年五番、番皆一月、十六已上當番請納資者亦聽之、其官奴婢長役無番也。

これによれば番戸は一年に三回一箇月宛本司に上番して役に服すればよく、又上番の代りに資錢を納むること(四)も出來たのである。こゝに番戸とあるのは官戸と同一物の異名であることは、前掲の六典の文の前の所に

諸律令格式有言官戸者、是番戸之總號、非謂別有一色、

とあるによつて、明かである。しかし官戸といふ語が宋元人の記録には種々の意に用ゐられ、或は官戸を以て番戸及び雜戸の總稱とし(梁谿漫志 宋費 撰)、或は官戸を以て官奴婢としてをるが(唐會要 宋王 撰 史學指南 元徐 撰)、その誤であることは既に宮崎道三郎博士の指摘された所である。(五) 尙ほその他に誤つて官戸を雜戸の異名とした例が唐書にある。それは百官志の刑部都官の條に

一免者一歲三番役、再免爲雜戸、亦曰官戸、二歲五番役、每番皆一月、三免爲良人、

とあるがそれである。これも纂修に當りし宋人の誤であるに相違ない。如何に宋人の頭に既に官戸に對する明確なる觀念がなかつたかを知るべきである。

官奴婢と官戸との第二の相違點は均田法に於ける受田の有無である。六典(三) 戶部の條に授田の法を載せてをるが、その文の中に

凡官戸受田、減百姓口分之半、

とある。是の如く官戸受田の事は録されてをるが、官奴婢の受田に關しては六典を初としてどの文獻にも記載されてをらぬ。これは官戸には百姓口分田の半即ち四十畝を支給したが官奴婢には全く田を支給しなかつたものと見る可きである。その理由は自ら明瞭である。官奴婢は長役にして上番なき代りに日々公糧を給せられたるを以て田を支給する必要はなかつた。然るに官戸は一年に三箇月上番すれば足りる代りに、六典都官の條に

諸官奴婢皆給公糧、其官戸上番充役者亦如之、

とある如く、上番せる期間だけ公糧を支給されるがその他の期間は自活せねばならぬ。その自活の資として百姓口分田の半を支給したのである。それだけ官戸は自由を認められて居つた。

官戸は如何なる官に隸屬してゐたか。官戸が先づ以て司農寺に隸屬してゐたことは、前掲の唐律疏議の文に「官戸隸屬司農」とあるのみならず、「若司農官戸奴婢謀殺司農卿者云々」(疏議七卷十 賊盜一)といふ句あるによつて明かである。しかし疏議に「唯屬諸司」とか「隸屬諸司」と云へる以上、司農寺以外の諸司にもあつたに相違ない。しかし司農寺以外の諸司に官戸の隸屬してゐたといふ記載が餘り見當らぬ。たゞ先に引用した六典<sup>十卷七</sup>太子家令寺典倉署の下の文に

凡戸奴婢及番戸。雜戸皆給其資糧

とあり、唐書百官志の方には

給戸奴婢番戸。雜戸資糧衣服

となつて居り、東官官に番戸即ち官戸の隸屬してゐたことを知るに止る。

それから官戸は如何にして發生するかといふに、六典に「一免番戸」とある如く、官奴婢が恩赦に遇つて一免されるれば官戸となるといふ事は分るが、それでは官奴婢以外の者にして官戸となることは無かつたかといふ疑問が起つて来る。官賤民は原則としては悉く叛逆相坐の法によつて配没された者にして、官奴婢のみならず官戸雜戸工樂太常音聲人も皆配隸の者であることは唐律疏議の明言する所であり、六典には「叛逆家男女及奴婢沒官、

皆謂之官奴婢」(刑部<sup>官の條</sup>)とあるから、沒官されて直ちに官戸等の官奴婢以外の階級に入れられることは無かつたに相違ない。即ち官戸の前身は總て官奴婢であつたと稱して誤なからう。

尙ほ官戸の異稱に公解戸といふ語があつたことは餘り注意した人がないやうである。それは賊盜律に

諸謀殺制使若本屬府主刺史縣令、及吏卒謀殺本部五品已上官長者、流二千里、<sup>工樂及公解戸奴婢與吏卒同、餘條準此、</sup>已傷者絞、

已殺者皆斬、

とあるに對して、その注文を疏議は次の様に解釋してをる。

工樂謂不屬縣貫唯隸本司、并公解戸奴婢謀殺本司五品已上官長、罪與吏卒同、若司農官戸奴婢謀殺司農卿者、理與工樂謀殺太常卿少府監無別、餘條謂工樂官戸奴婢毆冒本部五品已上官長、當條無罪名者、並與吏卒同、

(下略) (七卷十 賊盜一)

即ち公解戸と云ふべき所に官戸といふ語を使用してをる。官戸の別名を公解戸と稱したことはこれによつて明かであらう。

雜戸 唐律疏議には雜戸を解して

雜戸者、謂前代以來配隸諸司、職掌課役不同百姓、依令、老免進丁受田依百姓例、各於本司上下。(三卷名例三)

雜戸者、前代犯罪沒官、散配諸司驅使、亦附州縣戸貫、賦役不同白丁。(同二卷十 戸婚上)

雜戸配司諸司、不與良人同類、止可當色相娶、不合與良人爲婚。(同四卷十 戸婚下)

とある。右の諸文の要項を列挙すれば

- (一) 雑戸は官に配没されたる罪人である。
- (二) 雑戸は諸司に隸屬する。
- (三) 雑戸は當色相娶は可なるも異色相娶は許されなかつた。
- (四) 雑戸は長役にあらずして分番上下する。
- (五) 雑戸の籍は州縣に附屬する。
- (六) 雑戸の賦役は白丁と同一でない。
- (七) 雑戸の老免進丁受田は百姓と同一である。

その中の(一)(二)(三)は官奴婢及官戸と共通し、(四)は官戸と同様にして奴婢と異り、(六)は(二)と同一事を換言せるに過ぎぬ。さうすれば結局(五)と(七)とが雑戸特有の性質を述べたるものとなる。但し(四)の分番上下は官戸に於ては一歳三番であるが、雑戸は二年五番にして二年に五箇月上番すればよいことになつてを、官戸よりも幾分役が軽減されてを。要するに雑戸は官戸よりも一段良人に近い者であつて、良人と異なる點は、一は賦役を異にせること、一は良人と婚姻を通ずるを得ざること(養子も亦同様)、この二點である。

六典都官の條には

一免爲番戸、再免爲雜戸、三免爲良人、皆因赦宥所及則免之、凡免皆因恩言之、得降一等二等、或直入良人、

とあるに依れば、番戸より雑戸となる者と、官奴婢より直ちに雑戸となる者とあつた。しかし良人を没して雑戸と爲すことは無かつたと思ふ。

工樂 次に工樂とは何であらうか。やはり先づ唐律疏議の説明を聞かう。

工樂者、工屬少府、樂屬太常、並不貫州縣。(三卷名例三)

工樂謂不屬縣貫唯隸本司。(七卷十賊盜一)

其工樂雜戸官戸、依令、當色爲婚。(四卷十戸婚下)

先づ工樂といふ語を解して、工は少府監に隸屬する賤民であり、樂は太常寺に隸屬する賤民としてをる。更に唐會要(七)を見ると「樂戸」といふ語があるから樂は樂戸の略である。又六典(六卷)尙書刑部の條には「工樂戸」といふ語があり、これは云ふ迄もなく工戸樂戸の省略であるから、工も亦正しくは工戸といふべきものである。少府監とは六典(十二卷)

少府監之職、掌百工伎巧之政令、總中尙左尙右尙織染掌冶五署之官屬、庀其工徒、謹其繕作、少監爲之貳、凡天子之服御、百官之儀制、展采備物、率其屬以供焉、

とある如く、朝廷に供する工藝品を製作する官衙である。太常寺の職掌は六典(四卷十)

太常卿之職、掌邦國禮樂郊廟社稷之事、以八署分而理焉、一曰郊社、二曰太廟、三曰諸陵、四曰太樂、五曰鼓吹、六曰太醫、七曰太卜、八曰廩犧、總其官屬、行其政令、少卿爲之貳、(下略)



と記載されてをる。この八署の中で樂工の隸屬せるは太樂署と鼓吹署とである。太樂署は祭祀饗燕に供する樂を掌り、鼓吹署は鹵簿の儀に備ふる樂を掌る所である。この二署に隸屬して樂を習得する者を太常樂工又は太常樂人と呼んだのである。樂戸とはこの太常樂工又は太常樂人を家業とする戸の義である。唐書禮樂志を見ると大中初、太常樂工五千餘人、俗樂一千五百餘人、とある。

疏議には工樂の性質に關しては、その他に戸籍の事と婚姻の事を擧げてをるが、婚姻が當色間に限られたことは官奴婢官戸及び雜戸と同様であり、戸籍が州縣に屬せざるとは官奴婢及官戸と共通し雜戸と相異なる點である。工樂は如何にして發生するかは六典の文によつてこれを知ることが出来る。それは「其餘雜伎則擇諸司之戶教充」の下の注文に

官戸皆在本司分番、毎年十月、都官案比、男年十三已上、在外州者十五已上、容貌端正、送大樂、十六已上、送鼓吹及少府教習、有工能官奴婢亦准此、業成準官戸例分番、其父兄先有伎藝堪傳習者、不在簡例、(六 刑部 都官)

とあるがそれである。即ち工樂は官戸又は官奴婢の中より選充する。そして習業成れば官戸の例に準じて分番する。即ち一年三番每番一箇月である。

太常音聲人 例によつて先づ疏議の説明を擧げよう。

太常音聲人、謂在太常作樂者、元與工樂不殊、俱是配隸之色、不屬州縣、唯屬太常、義寧隋末以來、得於州縣附貫、依舊太常上下、別名太常音聲人。(三 名例三)

太常音聲人、依令、婚同百姓。(四 十 戶婚下)

雜戸及太常音聲人、各附縣貫、受田進丁老免、與百姓同。(七 十 賦盜一)

其雜戸太常音聲人有縣貫、仍各於本司上下、不從州縣賦役者。(八 十 賦盜二)

疏議には太常音聲人は元來樂戸であつたのを隋末義寧中に籍を太常寺より州縣に移して別色としたものであるといふ。然るに唐會要卷三論樂の條に次のやうな詔が載せられてをる。

(武德)四年九月二十九日詔、太常樂人、本因罪譴沒入官者、藝比伶官、前代以來、轉相承襲、或有衣冠繼緒公卿子孫、一霑此色、累世不改、婚姻絕於士庶、名籍異於編庶、大取深疵、良可矜愍、其大樂鼓吹諸舊樂人、年月已久、時代遷移、宜並蠲除、一同民例、但音律之伎、積學所成、傳授之人、不可頓闕、仍令依舊本司上下、若已經仕宦、先入班流、勿更追補、各從品秩、自武德元年配充樂戸者、不在此例。(注略)

この詔は通鑑卷百八にも武德四年九月の條に抄録されてをるが、唐大詔令集卷八にはこの詔の年時を武德二年八月としてをる。これらは疏議に云ふ所の義寧の解放と全く同一事件に關する詔であるやうである。さうすればこの解放は義寧中であつたか武德二年であつたか又は四年であつたか、いづれか一方が誤つてをるに相異ない。

太常音聲人は他の官賤民と異つて良人と婚姻を通することすら出來た。従つて戸籍は勿論のこと、老免進丁受

田等も亦良人と同様であつた。良人と異なる點は百姓賦役の法に従はずして太常寺に分番上下するといふ唯それだけである。その點だけは樂戸と同様にして、六典<sup>卷十</sup>太常寺太樂署の條には

凡樂人及音聲人應教習、皆著簿籍、屢其名數、而分番上下、短番散樂一千人、諸州有定額、長上散樂一百人、太常並一月上、一千五百里外兩番併上、六番者上日教至申時、四番者上日教至午時、皆教習檢察、以供其事、若有故及不任供奉、則輸資錢、以充伎衣樂器之用、自訪召關外諸州者、分爲六番、關內五番、京兆府四番

と、樂戸と太常音聲人とを連用してをる。唐書百官志の太常寺太樂署の條には資錢の額を擧げて

散樂閏月人出資錢百六十、長上者復繇役、音聲人納資者歲錢二千、

と書き、その下の細注には「音聲人一萬二十七人」と太常音聲人の數を擧げてをる。

太常音聲人は五品已上の勳を得れば良人と爲り得た。それは唐會要<sup>卷三</sup>雜錄に

(開元二十三年)又音聲人得五品已上勳、依令應除簿者、非因征討得勳、不在除簿之例、

と見えてをる。その他赦宥あるに非ざればその身分は子孫に相續して永久に脱離することは出来なかつたのである。

因に音聲人といへば普通は太常音聲人の略稱として用ゐてをるが、宋人の編纂書には音聲人といふ語の用法に於ても甚だ曖昧である。例へば唐書禮樂志には

唐之盛時、凡樂人音聲人太常雜戶子弟、隸太常及鼓吹署、皆番上、總號音聲人、至數萬人、

とあり、唐會要<sup>卷三</sup>清樂の條には

(上略)國家每歲閱司農戶容儀端正者、歸之太樂、與前代樂戶、總名音聲人、歷代滋多、至於萬數、

となつてをる。即ち前者は樂人(樂戶)と音聲人(太常音聲人)と、太常雜戶と、この三者の總名を音聲人といひ、後者はこれと少しく異つて前代の樂戸と唐代の樂戸との總名として音聲人といふ語を用ゐてをる。これも宋代には既に唐の賤民階級が亂れてゐてその區別が明瞭でなかつた結果からの誤であらう。

以上の如く官賤民には官奴婢、官戸、雜戸、工業、太常音聲人の五種あつたが、これらの五種の階級的等級はどうなつてゐたかを最後に述べておかう。六典に

凡叛逆相坐、沒其家爲官奴婢、(注略)一免爲番戶、再免爲雜戶、三免爲良人、

とある以上

良人——雜戸——官戸(番戸)——官奴婢

と次第してゐたことは少しも異論のない所である。しかし工業と太常音聲人との二階級はどこに位すべきものか、或は此の二者は別に一階級を成すものにあらずして雜戸官戸及び官奴婢のいつれかに屬すべきものではなからうか、この問題を明瞭ならしむることは甚だ困難である。しかし最も有力な手掛りを提供して呉れるものは唐律に於ける官賤民の法律的取扱である。それ故に煩瑣ながらその關係を唐律から拾ひ擧げて見よう。先づ姦に就いては次のやうな規定が掲げられてをる。

諸姦者徒一年半、有夫者徒二年、部曲雜戶官戸姦良人者各加一等、即姦官私婢者杖九十、奴姦婢亦同、姦他人部曲妻

雜戶官戶婦女者杖一百、強者各加一等、折傷者各加斷折傷罪一等、……諸奴姦良人者徒二年半、強者流、折傷者絞。(雜律上)

これを分り易く表示するとかうなる。

- (一) 奴姦良人女 徒二年半
- (二) 雜戶官戶姦良人女 徒二年
- (三) 良人姦良人女 徒一年半
- (四) 良人姦雜戶官戶女 杖一百
- (五) 良人姦婢 杖九十

(三)を基點として考ふる時は、賤民が良人女を姦する場合は本人の階級の降るに従つて罪一等を増し、良人が賤民を姦する場合は相手の階級の降るに従つて罪一等を減ずる。但しこの場合官戶と雜戶とは同待遇となつてをる。しかし工樂及び太常音聲人には言及してをらぬ。しかし養子に於ては官戶と雜戶との間に罪一等の差を設けて、諸養雜戶男爲子孫者徒一年半、養女杖一百、官戶各加一等、與者亦如之。(戶婚律)

とあるから、官戶が雜戶より一段低い階級であつたことは疑ない。太常音聲人は良人と相娶するを得たから良人がこれを養子とすることも許され得たに相違ないが、工樂を養子とせる場合の罪は律に明文がない。然るに諸謀殺使若本屬府主刺史縣令、及吏卒謀殺本部五品已上官長者、流二千里、

といふ賊盜律の文に對する注には

工樂及公廩戶奴婢與吏卒同、餘條準此、

とあつて、工樂を以て公廩戶(官戶)及び官奴婢と同待遇にしてをる。之に反して詐僞律を見ると

諸詐除去死免官戶奴婢及私相博易者徒二年、即博易贓重者、從貿易官物法、

諸詐自復除、若詐死、及詐去工樂雜戶名者徒二年、

とあり、その下の疏議には

其太常音聲人、州縣有貢、詐去音聲人名者、亦同工樂之罪、

とある。州縣に貢なき工樂を同様の官戶奴婢とは連用せずして、州縣に貢ある雜戶及び太常音聲人と同待遇としてをる。工樂を或は官奴婢官戶と連用し、或は雜戶太常音聲人と連用してをる所から察するに、工樂は官戶と雜戶との中間に位する一階級であつたらしい。何となれば官奴婢が官戶より卑しき階級であつたことは云ふまでもない事であり、良人と婚姻を通することさへ許されたる太常音聲人が官賤民中最も身分高き階級として雜戶の上に位したことも殆ど自明の事と云はねばならぬからである。さうすると官賤民の階級は

(良人)——太常音聲人——雜戶——工樂——官戶——官奴婢

と次第してをつたものであらう。

(一) 唐書百官志司農寺の條に「官戶奴婢有伎能者配諸司、婦人入掖庭」とあるが、この官戶の二字は恐らく衍字であ

らう。

- (二) 官奴婢の籍の事は唐會要<sup>卷八</sup>奴婢の條にも見えてをる。その制は六典記載の制とほぼ同様である。その全文を擧ぐれば「其年<sup>大曆十</sup>八月都官奏、伏準格式、官奴婢、諸司每年正月造籍二通、一通送尙書、一通留本司、并毎年置簿、點身圍貌、然後關金倉部給衣糧、又準格式、官戶受有勳及入老者並從良、比來因循、省司不立文案、伏恐日月滋深、官戶逃散、其受勳及入老者無定數、伏請令諸司準式造籍送省、并學生及死亡者、每季申報、庶憑勘會、勅旨、宜並準式處分、自今已後有違闕者、委所司奏聞、準法科罪」。

- (三) 「有疾太常給其醫藥<sup>其分番及供公</sup>」(六典<sup>卷六</sup>刑部都官の條)。

「諸官奴婢皆給公糧、其官戶上番充役者亦如之」(六典<sup>卷三</sup>戶部倉部の條)。

「給公糧者、皆承尙書省符、<sup>丁男日給米二升鹽二勺五釐、妻妾老男小則減之、若老中小男無官及見驅使國子監學生餽醫生役未成丁、亦依丁例、</sup>」(六典<sup>卷十</sup>司農寺太倉署の條)。

- (四) 唐書百官志の刑部都官の條に

「不番上、歲督丁資、爲錢一千五百、丁婢中男五輪其一、侍丁殘疾半輪」

この文は官戶に懸るものか、雜戶に懸るものか、將た官戶及び雜戶に共通のものか、文法上の關係が不明瞭である。

- (五) 「家人の沿革」<sup>東洋學報雜誌第百四拾貳號 明治三十四年十一月一日發行</sup>

- (六) 「官戶者、亦謂前代以來配隸相生或有今朝配沒」(唐律疏議<sup>卷三</sup>名例三)。

「雜戶者、謂前代以來配隸諸司」(同上)。

「太常音聲人、謂在太常作樂者、元與工樂不殊、俱是配隸之色」(同上)。

- (七) 「國家每歲閱司農戶容儀端正者、歸之太樂、與前代樂戶、總名音聲人」(唐會要<sup>卷十三</sup>清樂)。

「(武德)四年九月二十九日詔、(中略)自武德元年配充樂戶者、不在此例」(同<sup>卷十三</sup>論樂)。

「乾封元年五月敕、音聲人及樂戶祖母老病應侍者、取家內中男及丁壯好手者充、若無所取中丁、其本司樂署博士及別教子弟應充侍者、先取戶內人及近新充」(同<sup>卷十三</sup>雜錄)。

- (八) 先に「唐時代の社會的史考察」(史學雜誌<sup>大正十二年四月號</sup>)を起草せし時には工樂及太常音聲人を以て雜戶の一種なりと考へてゐた。その後梁啓超氏の「中國奴隸制度」(清華學報<sup>第二卷第二期</sup> 民國十四年十二月發行)にも同様の説が見えてをる。なる程唐律には屢々工樂雜戶太常音聲人と連用されてをるが、工樂は雜戶と異つて州縣に貫なく、太常音聲人は雜戶と異つて良人と婚姻(養子も同様ならむ)を通ずることが出来るから、それを雜戶の一種と即斷するのは穩當でない。故に唐書禮樂志には「凡樂人音聲人太常雜戶子弟」とあつて、同じ太常寺に屬しながら樂人及び音聲人を雜戶と區別してをるのを見る。

## (二) 私 賤 民

私賤民とは私家に隸屬しその主に役せらるる所の賤民である。唐律及び疏議から私賤民に屬するものを拾つて見ると、私奴婢・部曲・部曲妻・客女・隨身といふ五つの名稱がある。私奴婢から順次これを見て行かう。

私奴婢 私奴婢は次の三つの事情によつて發生する。一は下賜であり、一は賣買であり、一は典質である。

朝廷より下賜されたる私奴婢の前身は官奴婢若くは捕虜であつた。六典<sup>卷六</sup>尙書省刑部都官の條には

凡諸行宮與監牧及諸王公主應給者、則割司農之戶以配、<sup>諸官奴婢賜給人者、夫妻男女不得分張、三歲已下聽隨母、不充數、若應簡進內者、取無夫無男女也、</sup>

とあり、諸王公主に下賜する者の規定を掲げてをるが、その他の臣下に賜る場合も同様であつたに相違ない。そ

れで通鑑卷二百六神功元年六月の條を見ると

(來)俊臣以告暴連耀功、賞奴婢十人、俊臣閔司農婢、無可者、以西突厥可汗斛瑟羅家有細婢善歌舞、欲得以為賞口、乃使人誣告斛瑟羅反、

といふ記載があり、來俊臣は司婢を下賜された時に先づ司農婢より適當の者を選定せむとしてをる。又戰爭によつて獲たる捕虜を没して官奴婢としこれを下賜する風習のあつたことは、前節官奴婢の條に引用せる兩唐書高麗傳の文によつて知りうるが、通鑑卷九十八貞觀十九年六月の條に

上之克遼東也、白巖城請降、既而中悔、上怒其反覆、令軍中曰、得城當悉以人物賞戰士、李世勣見上將受其降、帥甲士數十人請曰、士卒所以爭冒矢石不顧其死者、貪虜獲耳、今城垂拔、奈何更受其降孤戰士之心、上下馬謝曰、將軍言是也、然縱兵殺人而虜其妻孥、朕所不忍、將軍麾下有功者、朕以庫物賞之、

とある如く、軍士奮戰の目的は捕虜の下賜にありと云ふのがその偽りなき所であつたらう。

次の賣買による奴婢の前身は多く良人である。良人を賣つて奴婢とすることは原則としては絶対に律の禁ずる所であつた。賊盜律を見ると

諸略人略賣人不和爲略、十歲以下雖和亦同略法為奴婢者絞、為部曲者流三千里、為妻妾子孫者徒三年因而殺傷人者同強盜法、和誘者各

減一等、若和同相賣為奴婢者、皆流二千里、

諸略賣期親以下卑幼為奴婢者、並同鬪毆殺法、無服之卑幼亦同即和賣者、各減一等、其賣餘親者、各從凡人和略法、

といふ規定が見えてをる。これによると他人を略し、略賣し、和誘し、若くは和誘相賣して奴婢又は部曲と爲す場合は勿論の事、期親以下の卑幼その餘の親族を略賣し若くは和賣して奴婢と爲すことも禁止されてをる。しかし實際に於て良人を和賣若くは掠賣することは唐一代を通じて盛に行はれた所である。(三)

典質による奴婢とは、良人を以て詐つて奴婢とし奴婢の名を以て質入する場合もあらうし、或は良人を質入し期限が切れて返濟すること能はずして終に奴婢となるものもあつたであらう。雜律に

諸妄以良人為奴婢用質債者、各減自相賣罪三等、知情而取者、又減一等、仍計庸以當償直、

とあり、その下の疏議には

若以親戚年幼妄質債者、各依本條減賣罪三等、(卷二雜律上)

といふ語も見えてをる。自相賣罪とは先引の賊盜律にある「若和同相賣為奴婢者皆流二千里」を指したる者にして、それより三等を減すれば徒二年となり、又一等を減すれば徒一年半となる。これに依ると良人を奴婢と詐つて質入すること及び親戚の年幼者を良人の名を以て質入する事は禁ぜられてゐたのである。その他の場合は良人を質入するもあながち許されなといふわけでは無かつたやうである。良人の名を以て質入する場合は必しも奴婢となるのではない。しかし負債が返却されざる場合はどうなるであらうか。多くはこれを没して私奴婢としたものやうである。その一證を擧ぐれば唐書卷六十八柳宗元傳に

柳人以男女質錢、過期不贖、子本均則沒為奴婢、宗元設方計、悉贖歸之、尤貧者令書庸視直足相當還其質、

已没者出己錢助贖、(舊唐書卷百六十御宗元傳の文は同じ)

とあるがそれである。舊唐書には「革其鄉法」とあるからこれは勿論柳州(廣西馬平縣治)地方の風習を録したものであるが、必しも柳州に限られたのではあるまいと思ふ。

私奴婢は法律上如何なる待遇を受けたかを述べる必要がある。唐律疏議には

其奴婢同於資財、不從緣坐免法。(卷名例三)

奴婢賤人、律比畜產。(卷各例六)

奴婢既同資財、即合由主處分。(卷十戶婚下)

奴婢同資財、故不別言。(卷十賊盜二)

奴婢比之資財、諸條多不同良人、即非同流家口之例。(卷十賊盜二)

とあつて奴婢を資財と同一視してをる。従つて奴婢を資財と同様に賣買する事は公認されたる所にして、唐律では雜律に唯市券を立てずして勝手に賣買する者の罪を規定してをるに過ぎぬ。その下の疏議には

買奴婢馬牛馳騾驢等、依令、並立市券、兩和市賣。(卷二雜律上)

といふ唐令の規定を引用してをる。市券とは賣買契約書にしてこれには官の檢印を要したやうである。而して市券を立てるは太府寺に屬する兩京諸市署の職掌であつて、六典には

凡賣買奴婢牛馬、用本司本部公驗以立券。(卷二太府寺兩京諸市署)

と見えてをる。又唐大詔令集卷五改元天復赦には格の文を引用して

舊格、買賣奴婢、皆須兩市署出公券、仍經本縣長吏、引檢正身、謂之過賤、及問父母見在處、分明立文券、

并關牒太府寺、

と記してをる。太平御覽卷五人事部奴婢の條には

羅讓累遷至福建觀察使兼御史中丞、甚著仁惠、有以女奴遺讓者、讓訪其所、自曰、本某寺家人、兄弟九人、皆爲官所鬻、其留者唯老母耳、讓慘然焚其丹書、以歸其母、

とある。この丹書は私奴婢の市券を意味するやうである。これは舊唐書卷八十八孝友傳の文を引いたものであらうが、今の舊唐書には丹書を「券書」に作つてをり、又唐書卷九十七循吏傳には「券」に作つてをる。しかし改元天復赦

(唐大詔令卷五)にも

關畿之内、掠奪頗多、遂令黔首人徒或被丹書之辱、

とあつて、私奴婢のことを丹書之辱と云つてをるから、唐代に於ても丹書といふ語の用ゐられてゐたことは明かである。しかし唐代の奴婢賣買の市券を實際に於て丹書と呼んだのか、或は單に修辭として古語(三)を用ゐたのかはこれだけでは明瞭を缺くが、元の陶宗儀の輟耕錄卷十奴婢の條には

又有曰紅契、買到者則其元主轉賣於人立券投稅者是也、

といふ語があつて、元代には奴婢賣買の券を紅契と呼んでをり、又清朝に於ても紅契白契の別ありて、單に當事

者の署名捺印あるに止まる賣買契約書を白契といふに對して、地方官憲の檢印ある契約書を紅契と呼んでをるか(清國行政法第貳卷頁八八參照)唐代に於ても私奴婢の賣買契約書を丹書と稱したものとと思はれる。

私奴婢の籍は何處に屬してゐたか。これに關する記載は見當らぬが、幸にして大英博物館所藏のスタイン氏蒐集燉煌文書の中から發見された唐の大曆四年の沙州燉煌縣懸泉鄉宜禾里の戸籍に(四)

戸主索思礼年陸拾五歲

老男昭武校尉前行右金吾衛靈州武略府別將上柱國

官天寶十三年十一月廿七日授中頭張思默勳開元十九年四月十八日授中頭王游仙曾貴祖口運

下中戸不戸課

母汜氏捌拾玖歲

寡 上元二年帳後死

妻汜伍拾玖歲

老男妻

男游鸞年參拾柒歲

丹州通化府折衝上柱國

大曆元年月日授中頭李季札

鸞妻張年參拾捌歲

職妻

鸞男齊岳年壹拾貳歲

小男 大曆二年帳後編附

奴羅漢年肆拾陸歲

丁

奴富奴年貳拾貳歲

歲丁

奴安安年伍拾參歲

丁 乾元三年籍 後死

婢實子貳拾玖歲

丁

(下略)

とあるによつて、私奴婢は主家の戸籍に附屬し従つて州縣には籍の無かつた事を知ることが出來た。宮崎博士の

「家人の沿革」(東洋學雜誌第百四十四號)に既に引用されたる所であるが、唐代には唐律疏議八卷衛禁下に

家人不限良賤、但一家之人相冒而度者杖八十、

とある如く家人といふ語を一家之人と解する場合と、又唐の蘇鶚の蘇氏演義に

俗呼奴爲邦、今人以奴爲家人也、

とある如く私奴婢を指して家人と呼ぶ場合とがある。(五)家人といふ語の本義は一家之人を指したものであるが、私

奴婢が主家の家族と同一の戸籍に記入されてその家に起居した所から、轉じて私奴婢の事を俗に家人と呼ぶやう

になつたものであらう。舊唐書二百一十卷郭子儀傳を見ると

其宅在親仁里、居其里四分之一、中通永巷、家人三千、相出入者、不知其居、

といひ、通鑑二百二十七卷建中二年六月の條にも

府庫珍貨山積、家人三千人、八子七壻、皆爲朝廷顯官、諸孫數十人、每問安、不能盡辨、領之而已、僕固懷

恩李懷光渾瑊皆出麾下、雖貴爲王公、常願指役使、趨走於前、家人亦以僕隸視之、

とある如く、一家之人がかくも多數に上ればその大部分は私奴婢等の賤民がこれを占める事となるから、自ら家

人とは奴婢也といふ觀念が生れて來ねばならぬのである。

私奴婢の身分も亦子孫に相傳するものである。清の趙翼が既に該餘叢考卷三家生子といふ條に於て指摘したる

如く、唐の釋道世の法苑珠林に「人家生婢子」といふ語があり、漢書<sup>十八</sup>陳勝傳の注に於て唐の顏師古は「奴産子猶今人云家生奴也」といひ、唐代には家生子又は家生奴といふ語が使用されてゐたことが分る。これらの語が私奴婢の生める子の義であつたことは上文からも推定しうるが、元の陶宗儀の輟耕錄<sup>七十</sup>奴婢の條に

今之奴婢、其父祖初無罪惡、而世世不可逃、亦可痛已、又奴婢所生子亦曰家生孩兒、按漢書陳勝傳、秦令少府章邯免驪山徒人奴産子、師古曰、奴産子猶人云家生奴也、則家生兒亦有所據、

といひ、元代に於ても私奴婢所生の子を家生孩兒又は家生兒と呼んでゐるのを見れば、唐の家生子又は家生奴が私奴婢の子たることは益、以て明白である。奴婢たるの身分は世々子孫に傳はる。従つて左の方法に依るに非らざればその身分を脱離する事は出来なかつた。第一の方法は家長より放免されることである。これには官の許可を要した。疏議<sup>二十</sup>戸婚上には唐の戸令の逸文を引いて

依戸令、放奴婢爲良及部曲客女者、並聽之、皆由家長給手書、長子以下連署、仍經本屬申牒除附。

唐會要<sup>十六</sup>奴婢の條に載せられたる顯慶二年十二月勅の文も放の下に「還」の一字を加へたる他は多く同様である。第二の方法は自贖である。疏議<sup>七十</sup>賊盜一には「部曲奴婢謀殺舊主者罪亦同」といふ律文に對して

其舊主謂經放爲良及自贖免賤者

とあるから、私奴婢が自贖して良人となる事も許されてゐたことは疑ない。第三は朝廷の贖放である。それは舊唐書太宗本紀貞觀二年三月の條に

遣御史大夫杜淹、巡關內諸州、出御府金寶、贖男女自賣者、還其父母、(唐書及び通鑑にも見ゆ)  
とある如きを指すのである。

唐代には奴婢制限の企があつた。唐會要<sup>十六</sup>奴婢の條に

永昌元年九月、越王貞破、諸家僮勝衣甲者千餘人、於是制王公已下奴婢有數、

とあるがそれである。越王貞は太宗の第八子にして垂拱四年八月則天武后に對して反を謀り同九月成らずして斬られた。舊唐書<sup>七</sup>の本傳を見ると

貞之在蔡州、數奏免所部租賦、以結人心、家僮千人、馬數千匹、外託以畋獵、內實習武備、

とある。家僮は奴婢の異稱である。則天武后が王公以下奴婢の數を制限したのはその叛起を防がむが爲めであつた。又唐會要<sup>十六</sup>奴婢の條には次のやうな勅文が掲げられてゐる。

天寶八載六月十八日勅、京畿及諸郡百姓、有先是給使、在私家驅使者、限勅到五日內、一切送付內侍省、其中有是南口及契券分明者、各作限約、定數驅使、雖王公之家、不得過二十人、其職事官一品、不得過十二人、二品、不得過十人、三品、不得過八人、四品、不得過六人、五品、不得過四人、京文武清官六品七品、不得過二人、八品九品、不得過一人、其嗣郡王郡主縣主國夫人諸縣君等、請各依本品同職事及京清資官處分、其有別承恩賜、不在此限、其蔭家父祖先有者、各依本蔭職減、比見任之半、其南口、請禁蜀蠻及五溪嶺南夷獠之類。



これは王公以下の給使の数を制限したものであるが、給使とは何であらうか。幸に疏議三名例三に唐令に據つてこれを説明してをるから、それによつてその何たるかを知ることが出来る。曰く

依令、諸州有闈人、並送官配内侍省及東宮内坊、名爲給使、諸王以下爲散使、多本是良人、以其官闈驅使、并習業已成天文生等犯流罪、並不遠配、各加杖二百。

これに依れば給使は闈人にして、諸州より朝廷に送つて内侍省及び東宮内坊に隸屬驅使されたる賤民である。恐らくこれは地方より貢納せし奴婢の一種であらう。そして王公以下の給使といふのは朝廷より下賜されたる者であらう。

部曲・部曲妻・客女 疏議には部曲に就いて

部曲謂私家所有。(六名例六)

奴婢部曲身繫於主。(七名例一)

部曲奴婢是爲家僕、事主須存謹敬。(十二關訟二)

とあつて、部曲が私奴婢と同様に主家に隸屬して驅使されたる者であることは疑ない。然らば奴婢とは如何なる點が相違してゐたらうか。

第一は部曲は資財に等しからず従つてこれを賣買するを得ざる點である。それは疏議に明言するところである。部曲不同資財、故特言之、部曲妻及客女並與部曲同、奴婢同資財、故不別言。(七名例一)

註云部曲及奴出賣、謂私奴出賣部曲將轉事人各於千里之外。(八名例二)

部曲既許轉事。(八名例二)

奴婢有價、部曲轉事無估。(十五詐僞)

第二の文意は少しく説明を要する。これは律に

諸殺人應死會赦免者、移鄉千里外、其工樂雜戶及官戶奴并太常音聲人、雖移鄉各從本色、部曲及奴出賣及轉配事千里外人

とあるに對する疏議であつて、復讐を避けしむる爲めに私奴は千里外の人に出賣し部曲は千里外の人に轉事せしめてよいとふのである。これによれば部曲を他人に轉事せしむることは可なるも賣買は許されなかつたのである。

第二の相違點は部曲は私奴と異つて良人の女を娶ることの出來たことである。これに關する疏議の文を擧ぐれば

部曲妻者、通娶良人女爲之。(三名例三)

部曲謂私家所有、其妻通娶良人客女奴婢爲之。(六名例六)

部曲娶良人女爲妻。(二名例上)

名例律稱部曲者妻亦同、此即部曲妻、不限良人及客女。(十二關訟二)

若錯認部曲爲奴者杖一百、若部曲妻雖取良人女爲、亦依部曲之坐。(十六雜律上)

部曲雖取良人之女、其妻若逃亡、罪同部曲。(十八捕亡)

部曲妻とは云ふ迄もなく部曲の妻であるが、これに二種類あつたのである。一は客女を以て部曲妻とし、一は良人の女を以て部曲妻としたものである。疏議六に「其妻通娶良人客女奴婢爲之」とある奴婢の二字は恐らく衍字であらう。部曲が婢を娶る場合は律に明文なきも、良人が婢を娶つて妻と爲す者は徒二年とあるから、部曲も亦婢を娶ることは禁止されてあつたと思ふ。何となれば名例律に

諸官戸部曲稱部曲者、部曲妻及客女亦同、官私奴婢有犯本條無正文者、各准良人、

とあつて、正文なき場合は良人と同罪と解することになつてをるからである。

客女とは何か。疏議三戸婚中には

客女謂部曲之女、或有於他處轉得、或放婢爲之、

とある。部曲之女とは部曲所生の子女といふ意味ではあるまい。何となれば私婢を放免して客女と爲す場合もあるからである。疏議には部曲階級の者を總稱する場合に屢「部曲客女」といふ語を用ひてをる。この場合の客女は男を部曲といふに對して女を客女と云つたものである。しかし疏議には又「部曲部曲妻及客女」といふ語を以てその階級の者を總稱する場合がある。この場合には部曲妻を除いた外の女を總括して客女と云つてをるやうである。部曲階級に屬する女を煩しくも二つに分けたのは何が爲めであらうか。部曲妻にはもと良人にして部曲に嫁したる者がある。これらの者は部曲と同様の待遇を受けるけれども、もとく良人であるから、夫が死すれば良人に復歸することも出来たのである。これを他の者から區別したいが適當の語なき爲めに、客女にして部曲

の妻と爲りたる者と合して部曲妻と特稱したものとと思ふ。

部曲の戸籍は奴婢と同様に主家の戸籍に附載されたものか又は獨立の戸籍を州縣に有したのか、不幸にしてこれを明記した記載が唐宋時代には無い。ただ元の王元亮の重編せし唐律疏議釋文に

此等之人、隨主屬貫、又別無戶籍、若此之類、各爲部曲、(疏議十二末附載)

とある位である。不幸にして今日世に出でたる唐代の戸籍には部曲の名が一つも現れて來ぬから、部曲が主家の戸籍に附載されたといふ此の記載を確證することは出來ぬが、恐らくさうであつたらうと思ふ。何となれば隋書食貨志に東晉以後の江南の狀況を記したる條に、王公已下の佃客典計衣食客の數を制限せし事を敘して、その次に「客皆注家籍」と云つてをる。これは衣食客に掛る句である。これによつて吾々は六朝時代に食客の籍が主家に附載されしことを知りうるのである。食客にて然りとすれば、それより一層主家と密接の關係ありし部曲の籍もさうであつたやうに思はれる。六朝時代にさうであつたならば唐代に於て同様に部曲の籍は主家に附載されたものではなからうか。

隨身 隨身といふ名は疏議には僅か二箇所見えてをるに過ぎない。一は賊盜律の

若子孫於祖父母父母、部曲奴婢於主家墓廬狐狸者、徒二年、燒棺槨者流三千里、燒屠者絞、

といふ文に對する疏議の中に

部曲奴婢者、隨身客女亦同、(卷二 賊盜四)

とあるがそれであり、一は詐僞律に

諸妄認良人爲奴婢部曲妻妾子孫者、以略人論、減一等、妄認部曲者、又減一等、妄認奴婢及財物者、準盜論、減一等、

とある文に對する疏議に

〔問曰〕妄認良人爲隨身、妄認隨身部曲、合得何罪、

〔答曰〕依別格、隨身與他人相犯、並同部曲法、卽是妄認良人爲部曲之法、其妄認隨身爲部曲者、隨身之與部曲、色目略同、亦同妄認部曲之罪、(卷二詐僞)

といふ問答を掲げてをるのがそれである。これによると隨身は部曲と色目ほぼ同様にして法律上に於ては或る場合には部曲と同じ取扱を受けたる私賤民であることは分るが、その他の點は全く不明である。疏議以外に於てはただ元の王元亮の唐律疏議釋文に

〔部曲奴婢客女隨身〕此等律有明文、加減並不同良人之例、然時人多不辯此等之目、若依古制、卽古者以賊沒爲奴婢、故有官私奴婢之限、荀子云賊獲卽奴婢也、此等並同畜產、自幼無歸、投身衣飯、其主以奴畜之、及其長成、因娶妻、此等之人、隨主屬貫、又別無戶籍、若此之類、各爲部曲、婢經放爲良并出妻者、名爲客女、二面斷約年月、賃人指使、爲隨身、(疏議卷二末附載)

とあるのみであつて、寡聞にして他の記録に隨身を解釋せる者あるを知らぬ。此の釋文の解釋に従へば、隨身と

は年月を限つて人に賃備さるる者を云ふ。しかし此の解釋がどれ程まで正しいか甚だ疑なきを得ぬのである。何となればすぐ前の所に「然時人多不辯此等之目」と云つてをるやうに、當時は既に唐の賤民制度に對する正しい智識が一般に失はれてゐたからである。時人がさうである計りでなく釋文の編者も亦その例に漏れずして、客女の解釋の如きは全く誤つてをることは一讀する者の誰もが氣付く所であらう。それ故に隨身に對する解釋もどこ迄信用してよいかは大なる疑問である。清朝に於ては一時雇傭せらるる者を雇工人と稱し終身雇傭せらるる者の方を反つて長隨と呼んでをる。尤も長隨と隨身との關係は不明であるが。

(一) 「期親以下卑幼者、謂弟妹子孫及兄弟之子孫外孫子孫之婦及從父弟妹」(疏議卷二)。

(二) 前掲「唐時代の社會史的考察」の條參照。

(三) 丹書といふ語は左傳襄公二十三年の條に始めて見えてをる。即ち「初契約隸也、著於丹書」とある。

(四) 沙州文錄補遺補遺所載のものに據る。

(五) 宮崎博士の「家人の沿革」には奴婢を家人と呼ぶ例は明代にもありとされてをるが、尙ほ清朝になつても同様に私奴婢を家人と呼んだ例證がある。清初の顧炎武は日知錄卷十 奴僕の條に於て「今吳中亦諱其名、謂之家人」と注してをり、大清會典事例には「白契所買家人、照八旗之例、准作家奴」といひ、又「典當家人」といふ語も見えてをる。又民國四年に編纂されたる辭源にも家人の條に「今通稱隸僕曰家人」あるによれば今日でも家僕を呼んで家人といふらしい。

(六) 習業已成とは工業及太常音聲人にして習業成れる者を云ひ、天文生とは祕書省太史局に屬する所の天文觀生及び天唐の賤民制度とその由来

文生を云ふ。これらは給使散使と共に流罪を犯すも遠配するわけには行かぬから加杖を以てこれに代へるのである。  
(七) 唐律疏議<sup>卷十</sup> 戸婚上放部曲爲良の條參照。

## 第二章 唐の賤民制度の由來

奴婢の起原 支那に於ける奴婢の起原は極めて古くして遠く有史以前に迄も溯るやうである。しかし文獻をたどつて何時頃迄溯りうるであらうか。なる程先秦の古記録には奴婢に関する記載が多く見えてをる。けれども先秦の古書の製作年代が確定せざる限り、その文獻の價值及びその記載されたる事項の所屬年時を決する事は出来ぬから、この問題を決定的に答へることは殆ど不可能である。

先づ尙書の夏書甘誓を見ると

用命賞于祖、弗用命戮于社、予則孥戮汝、

とあり、商書湯誓篇にも

爾不從誓言、予則孥戮汝、罔有攸赦、

と見えてをるのが問題となる。この孥戮と云ふ語の解釋に二説あつて、一は孥を子、戮を辱と解し、孥戮とは妻子を没して奴婢とするの義と爲し、一は戮を殺と解し、孥戮とは妻子をも誅殺するの義と爲すのである。たとひ

前説に従つて妻子を没官して奴婢と爲すの義と解しても、夏書商書の製作年時が定まらぬ限りは、これを以て夏商の時代から奴婢の制度が存したといふ確實なる證據とすることは出来ぬ。

次に誰にも引かれるのは論語微子篇の

微子去之、箕子爲之奴、比干諫而死、孔子曰、殷有三仁焉、

といふ文である。史記殷本紀には

箕子懼、乃詳狂爲奴、紂又囚之。

と記されてをる。この奴を以て奴婢と解することには異論がない。これが奴婢に関する最古の傳説であるかも知れぬ。しかし此の傳説がどれ程まで史的確實性を帯ぶるかは大なる疑問である。

しかし私は少くも殷時代には既に奴婢の存在せしことを信ぜむとする者である。その理由は殷代のものとされて居る所の殷墟出土の龜甲獸骨文に奴婢を意味したる文字が見えてをる事である。先づ𠄎といふ文字がある。殷墟文字では女を𠄎又は𠄎と書き、手を現はすには𠄎も𠄎も𠄎等の形を以てしてをるから、此の字が奴に相當するとは疑ない。即ち奴といふ字は手を以て女を持する形である。但し説文には

𠄎 古文奴从人、

とあつて、古文では手を以て人を持する形となつて居る。文字の形よりして殷墟文字の奴が奴婢を意味したことは殆ど疑なき所である。